2017（平成 29）年度
点検・評価報告書

平成 29 年 4 月

星薬科大学

目次

序章　１

本章

第１章　理念・目的　３

第２章　教育研究組織　８

第３章　教員・教員組織　１２

第４章　教育内容・方法・成果

第４章－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針　２０

第４章－２　教育課程・教育内容　２７

第４章－３　教育方法　３３

第４章－４　成果　４０

第５章　学生の受け入れ　４４

第６章　学生支援　５４

第７章　教育研究等環境　６５

第８章　社会連携・社会貢献　７８

第９章　管理運営・財務

第９章－１　管理運営　８４

第９章－２　財務　９１

第１０章　内部質保証　９６

終章　１０４

序　章

星薬科大学は、1911（明治 44）年に星一（ほし はじめ）が星製薬株式会社を設立し、社内に教育部門を設け、全人教育を開始したことを起源とし、2016（平成 28）年、創立105 周年を迎えた。

星一は、星製薬株式会社の設立にあたり「日本は世界一の製薬国になり得る国である。薬は文化の母であるから日本は世界一の良い薬をつくり、これを世界に供給していくことが、日本の文化的使命である。」との強い信念を持ち、これを成就するために、「一に人、二に人、三に人、万事人なり」と人材の育成が大切であるとした。そして、「本学は、薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である」を建学の精神とする星薬科大学を1950（昭和 25）年に設立するに至った。

また、本学は、星一が掲げた「親切第一」という人材育成の根本理念に基づき、「親切第一」を教育理念としている。この「親切第一」の教育理念に基づき、教育目的を「薬学に関する学理及び応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に貢献すること」と定めている。

2006（平成 18）年度の新薬学教育制度の導入にあたり、薬剤師養成を目的とする薬学科（6 年制）と創薬研究・開発に携わる人材育成を目的とする創薬科学科（4 年制）を薬学部に設置した。また、大学院薬学研究科については、薬学科を基礎とする薬学専攻（博士課程）及び創薬科学科を基礎とする総合薬科学専攻（修士課程、博士課程）を設置し、新薬学教育制度の目指す人材の育成を目標とし教育研究活動を行い、現在に至っている。

2014（平成 26）年 5 月には、世界に通用する研究型大学、国内有数の薬系教育機関、国際化及び産学官連携、社会連携を通じた社会貢献等の内容を柱とする「星薬科大学ビジョン 2025－2030」を策定し、この中期計画に従い、大学の諸活動を遂行している。

本学は、教育研究水準の向上を図り、設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、大学基準協会の点検・評価項目に準じて自ら点検評価を行い、その結果を公表している。自己点検・評価の結果については、1995（平成 7）年12 月に初めて「平成 6 年度星薬科大学自己点検評価報告書」を作成して以来、継続的に自己点検評価報告書を発行し、本学ホームページにて公開している。

2010（平成 22）年度には、大学基準協会の認証評価を受審し、同協会からの助言に基づき改善が進められた。2014（平成 26）年 7 月に提出した改善報告に対し、「今回提出された改善報告書からは、これらの助言を真摯に受け止め、意欲的に取り組んでいることが確認できる」との検討結果が通知され、同協会の大学基準に適合していることが認定された。

本検討結果の中で、成果が十分表れておらず引続き一層の努力が望まれると指摘された 3 点については、以下のような改善を進めている。

①国際交流の推進

国際交流については、海外の大学と積極的に学術交流協定を締結し、教員、学生の相互派遣を中心とした国際交流を推進している。前回の認証評価以降、浙江工業大学（中国）、ヴュルツブルグ大学（ドイツ）、Royal College of Surgeons in Ireland（アイル

ランド）、ヒューストン大学（米国）と学術交流協定等を締結した。

また、2014（平成 26）年度からは、医療人としての見識を広めるとともに、グローバル化に対応した国際感覚をもつ薬剤師の育成のために「(海外)アドバンスト実務実習」を実施しており、毎年数名程度の 5 年次生が、約 4 週間にわたりカナダのバンクーバーにおいて実務実習を行っている。本実習により、海外の薬剤師業務に直接に触れながら、異なる医療制度のもとでの薬剤師業務や医療における役割を学ぶことで、将来的には国際的な視野に立つことのできる薬剤師の養成に資するものと思われる。

②薬学研究科における研究指導計画と学位論文審査基準の明示

大学院生に対する研究指導計画と学位論文審査基準については、モデルとなる年次スケジュールと研究指導プロセスを「修学の手引き」に掲載し、学生に提示している。また、各教室・研究室で定期的に行われるセミナーでは、指導教員から研究計画等について直接に具体的な助言・指導を受けるとともに、教室構成員との質疑応答を通して自身の研究の方向性を考える機会となっている。学生は、担当指導教員のもと、実験方法や必要な手技の修得、実験の進め方の検討、データの解析方法や実験結果に対する考察、関連情報の収集を行っている。学位論文審査基準については、同基準を策定し、それに基づいて主査・副査が学位論文を審査している。

③帰属収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合の改善及び中長期財政計画の策定

帰属収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合は、近年縮小しており、さらなる改善に努めている。継続的な収支均衡と財政基盤強化の推進に向けた中長期財政計画の策定については、その前提となる「星薬科大学ビジョン 2025-2030」を 2014（平成 26）年に策定した。その実現のための計画策定を平成 29 年度事業計画として検討し、これを受け、中長期財政計画を策定する予定である。

以上、前回の評価結果への助言を踏まえ、積極的に改善に努めつつ、薬学教育評価対応ワーキンググループ、自己評価ワーキンググループ、その上部委員会で外部の有識者も参画する大学評価委員での検討を経て、「点検・評価報告書」を作成した。

本　章

第１章　理念・目的

１．現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

【大学全体】

星薬科大学は、1911（明治 44）年に星一（ほし はじめ）が星製薬株式会社を設立し、社内に教育部門を設け、全人教育を開始したことを起源とする。

星一は、「日本は世界一の製薬国になり得る国である。薬は文化の母であるから日本は世界一の良い薬をつくり、これを世界に供給していくことが、日本の文化的使命である」との強い信念を持ち、星製薬株式会社を設立した。星製薬株式会社は、キニーネ等アルカロイドの日本での工業的生産に成功し、これらを世界に輸出し、国産医薬品の国際的供給に先鞭をつけた。

こうした信念を成就するために星一は、「一に人、二に人、三に人、万事人なり」と人材の育成が大切であるとし、「本学は、薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である」を建学の精神とする星薬科大学を 1950（昭和 25）年に設立するに到った。

また、星一は、人の育成の根本理念として「親切第一」を掲げ、「親切第一を主義として、自己に親切なれ、何人にも親切なれ、物品に親切なれ、時間に親切なれ、学問に親切なれ、金銭に親切なれ、親切は平和なり、繁栄なり、進歩、発明、向上なり、親切の前には敵なし、親切は世界を征服す」と説いた。本学は、この「親切第一」に基づき、万物の能力発揮に努力し、その進歩・改造により、人間の幸福と繁栄を増進することを目指しており、「親切第一」を教育理念としている（資料 1-1）。

本学は、進歩による人間の幸福と繁栄の増進を目的とする「親切第一」の教育理念に基づき、星薬科大学学則第 1 条にて、教育目的を「薬学に関する学理及び応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に貢献すること」と定めている（資料 1-2）。

2006（平成 18）年度に移行された新薬学教育制度の導入にあたり、製薬会社の教育部門を起源とする設立の経緯及び創立来 100 年近く輩出してきた人材育成の伝統と実績を踏まえ、薬剤師養成を目的とする薬学科（6 年制）と創薬研究・開発に携わる人材育成を目的とする創薬科学科（4 年制）を薬学部に設置した。また、大学院薬学研究科については、薬学科を基礎とする薬学専攻（博士課程）及び創薬科学科を基礎とする総合薬科学専攻（修士課程、博士課程）を設置し、現在に至っている（資料 1-3-1、資料 1-3-2）。

2014（平成 26）年 5 月には、星薬科大学を設置する学校法人が大学と一体となり、建学の精神及び理念・目的に基づく教育研究活動を永続的に発展させるため、「星薬科大学ビジョン 2025－2030」を策定した（資料 1-4）。「星薬科大学ビジョン 2025－2030」では、次の 5 つの目標を掲げ、大学の目指すべき基本的方向性を定めている。

①世界に通用する国内有数の研究型大学を目指す

本学の伝統に支えられた特色ある研究課題を活かし、同時に先端的領域へ重点を置いた研究を積極的に推進し、国内私立薬系大学をリードする研究型大学を目指す。

②国内有数の薬系教育機関を目指す

都心にある立地の好条件を活かした教育環境、教育体制を一層整備し、基礎と応用の両面を重視し、大学間連携等を強化することにより、高度医療に対応し、健康長寿社会の実現を支える人材の育成を行う教育機関を目指す。

③国際化及び多角的な産学官連携を推進する

国内外の薬学及び医学関連領域を有する大学、研究機関、企業との連携、共同研究等により、本学の特色ある産学官連携や大学間連携を推進する。

④社会連携を通じて社会貢献を果たす

地域社会、産業、行政及び関係諸機関との連携・協力を通して、本学の教育・研究、施設を活かした社会貢献を果たす。

⑤社会の変化に対応できる大学経営を目指す

建学の精神を永続的に実現していくため、業務の効率化、ガバナンスの強化、人材育成、安全防災対策、情報セキュリティー対策等を積極的に進めるとともに、経営基盤を充実・強化し、社会の変化に対応できる大学経営を目指す。

本学は、建学の精神及び理念・目的、並びに創立来 100 余年の教育研究活動の伝統と実績を踏まえ、社会環境及び大学に求められる社会ニーズの変化等に対応するため、「星薬科大学ビジョン 2025－2030」に基づき、特色ある大学づくりに取り組んでいる(資料 1-5、18～19 頁)。

【薬学部】

薬学部の教育研究上の目的は、星薬科大学学則第 3 条において、薬学科は、「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指すものとすること」とし、また、創薬科学科は、「薬学を基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材の育成を目指すものとすること」としている（資料 1-2）。

薬学部では、これらの目的を具現化するため、高度な専門の知識・技術・技能の修得はもとより、創造力･判断力を含む問題解決能力や課題探求能力、語学力を含むコミュニケーション能力を備えるとともに、幅広い教養、グローバルな感性、豊かな人間性と愛情、高い倫理観を醸成し、「社会貢献」という目的意識を強く持ち、かつ優れた人格と強い情熱を兼ね備え、国民から信頼され世界に奉仕する人材の養成を目指している。

これらに加え、薬学科においては、多岐に亘る臨床の現場において、チーム医療や地域医療に必要な実践的な技術・技能を有し、「親切第一」の理念のもと、思いやりをもって患者へ奉仕する人材の育成を目指している。卒業後は、薬剤師資格を有する薬のスペシャリストとして、病院、薬局、製薬メーカー等社会の多方面で活躍している（資料 1-6）。

一方、創薬科学科においては、研究者・技術者としての探求心、独創性、改善力を有し、生命・健康を科学し、健康の維持や疾病の治療を目指して、医薬や機能性食品の研究開発や製造に従事する人材の育成を目指している。卒業後は、より高い能力を有する研究・開発者を目指し、約 9 割が大学院に進学している（資料 1-6）。

【薬学研究科】

本学大学院の目的は、星薬科大学大学院学則第 2 条において、「薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、以て文化の進展に寄与すること」と定めている（資料

1-7）。また、同第 6 条において、薬学研究科修士課程の教育目的については、「専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な能力及びその基礎となる精深な学識を養うこと」と定め、薬学研究科博士課程の教育目的については、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と定めている。

修士課程の修了生は、製薬メーカーの研究・開発職等として、また、博士課程の修了生は、教員、メーカーの研究職等として社会で活躍している（資料 1-6）。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

【大学全体】

大学の理念・目的は、ホームページにて周知、公表し（資料 1-1）、毎年度発行される「事業報告書」にも掲載している（資料 1-5、4 頁）。製本された「事業報告書」が全職員に配付され、また内容はホームページでも公表している（資料 1-8）。教育理念である「親切第一」については、創立者星一が揮毫した書の複製を額に入れ、本館内や教授会が開催される会議室に掲示している（資料 1-9）。さらに、創立記念日に開催される記念式典において、理事長挨拶の中で建学の精神、教育理念について述べられ、教職員及び学生に周知している（資料 1-10）。

【薬学部】

本学薬学部の理念・目的は、「修学の手引き」（資料 1-11-1～4、各 1 頁）の冒頭に掲載し、「修学の手引き」は、全教職員及び全学生に配付している。また、本学の父母会である揺籃会が開催する父母（保護者）相談会においても、教務部長が教育研究上の目的の説明を行っている（資料 1-12）。

【薬学研究科】

薬学研究科の理念・目的は、ホームページにて周知、公表している（資料 1-13）。大学の理念に基づく本大学院の目的については、星薬科大学大学院学則第 2 条に掲げており、大学院学則を掲載した「学生便覧」（資料 1-14、70 頁）は全教職員及び大学院新入生に配付している。また、「修学の手引き（大学院）」（資料 1-15、1 頁）に薬学研究科の教育理念・目的を掲載しており、薬学研究科委員の教員、助手、助教及び大学院生全員に配付している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【大学全体】

大学の理念・目的は、毎年度発行される「事業報告書」に掲載している（資料 1-5、4 頁）。事業報告書の内容については、理事会で審議され、評議員会の諮問を経て決定される。

2014（平成 26）年に策定した「星薬科大学ビジョン 2025 - 2030」に基づく毎年度の事業計画の策定に当たっても検証の機会が確保されている。最近では、教務部委員会等での議論を踏まえて、平成 28 年度第 5 回理事会において、「教育理念」及び「教育目的」の見直しを行った（資料 1-16）。見直しの主な内容は次のとおりである。

①教育理念を明確にするため、教育理念である「親切第一」に解説を加えた。

②学則に定めている薬学部、薬学研究科の教育研究目的を「教育目的」の中に明記した。
【薬学部】
薬学の進歩や社会環境の変化に対応するため、教育目的について、教務部委員会において毎年 1 回検証している（資料 1-17）。教務部委員会は、教務部長の下に、専門を異にする 10 名以上の専任教員からなる委員で構成され、教務関連事項を検討し、教授会に上申する役割を担っている。教務部委員会の検証結果は、教授会に報告され審議される。教育目的を変更する場合は、最終的に理事会で決定される。平成 28 年度は、教育研究上の目的の検証結果として「現時点では変更の必要性は認められない」ことが教務部委員会から教授会に報告され、審議の結果、承認された（資料 1-18）。
【薬学研究科】
薬学研究科の理念・目的は、教務部委員会で検証の上、毎年、薬学研究科委員会で検証している（資料 1-19　議題 1）。

２．点検・評価
＜基準１の充足状況＞
大学・学部・研究科の理念・目的を適切に設定した上、学生、教職員等の大学構成員に周知するとともにホームページ等にて社会に公表している。また、理念・目的の適切性についても、定期的に検証を行う体制が構築されており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項
【大学全体】
1）本学が掲げる教育理念である「親切第一」は学生及び教職員に深く浸透し、大学運営、カリキュラム構成、課外活動を含む学生生活、学生と教職員の親密な人間関係形成など広範囲に活かされている。建学の精神と深く関連する「社会貢献」の視点においても、高度な専門性と倫理観をもつ優れた薬剤師や研究者を毎年度輩出している。2016（平成 28）年に実施した企業に対してのアンケート結果では、本学薬学部卒業生及び大学院修了生に対し、「能力が高い」、「高い倫理観を備えている」等高い評価が得られている（資料 1-20-1、1-20-2、1-20-3）。
2）2014（平成 26）年 5 月に策定した「星薬科大学ビジョン 2025－2030」について、目標を具現化するための計画を、毎年度の事業計画に掲げ、その実現に向け各事業に関連する部署で取り組んでいる。事業計画に係る実績については事業報告書に掲載し、その検証を踏まえ、次年度以降の事業計画策定に反映させている。このように、社会環境及び大学に求められる社会ニーズの変化等に対応するため、ビジョンに基づき、特色ある大学づくりを着実に実施している（資料 1-5、18～19 頁）。
3）2016(平成 28)年 10 月に開催した FD ワークショップの中で、大学の理念・目的に関する討論を実施し、教職員が自己の業務との関連で大学の理念・目的を理解し、PDCA サイクルを通じて業務を改善することを進めている（資料 1-21）。

３．将来に向けた発展方策
①効果が上がっている事項
【大学全体】

1) 「星薬科大学ビジョン 2025－2030」に掲げられた目標の具現化のために、中期的な計画を策定する。また、社会環境及び大学に求められる社会ニーズの変化、医療制度における薬剤師の役割の変化、少子化による 18 歳人口の減少等に対応するため、さらに長期的な展望について教授会や理事会等で議論を始めることとしている。
2) 「星薬科大学ビジョン 2025－2030」が策定され、本学が進むべき方向性が明確となり、特色ある大学づくりをさらに推進させる。

４．根拠資料

1-1　星薬科大学ホームページ「建学の精神、教育理念及び教育目的」
　　(URL: http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/rinen.php)
1-2　星薬科大学学則
1-3-1　組織図
1-3-2　大学案内 2016
1-4　星薬科大学ビジョン 2025－2030
1-5　平成 27 年度 事業報告書
1-6　平成 27 年度 就職・進学状況
1-7　星薬科大学大学院学則
1-8　星薬科大学ホームページ「事業報告書」
　　(URL: http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/johokaiji.php#2)
1-9　「親切第一」の額の掲示
1-10　星薬科大学報第 82 号　2 頁
1-11-1　平成 28 年度 修学の手引き 薬学科(1・2 年)
1-11-2　平成 28 年度 修学の手引き 薬学科(3～6 年)
1-11-3　平成 28 年度 修学の手引き 創薬科学科(1・2 年)
1-11-4　平成 28 年度 修学の手引き 創薬科学科(3・4 年)
1-12　平成 28 年度揺籃会 父母相談会配付資料
1-13　星薬科大学ホームページ「薬学研究科の教育理念・目的」
　　(URL: http://polaris.hoshi.ac.jp/kyougaku/daigakuin/gaiyo/index.html)
1-14　平成 28 年度 学生便覧
1-15　平成 28 年度 修学の手引き（大学院）
1-16　平成 28 年度第 5 回理事会議事要録（抄）
1-17　平成 28 年度第 6 回教務部委員会議事要録（抜粋）
1-18　平成 28 年度第 13 回教授会議事要録（抄）
1-19　平成 28 年度 第 7 回 薬学研究科委員会議事要録（抜粋）及び資料
1-20-1　企業アンケート調査概要
1-20-2　企業アンケート調査票
1-20-3　企業アンケート集計結果
1-21　平成 28 年度 FD ワークショップ

第２章　教育研究組織

１．現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学の教育研究組織は、薬学部、大学院薬学研究科、医薬品化学研究所、先端生命科学研究所及びその他の附属センター等から構成されている（次頁組織図）。

薬学部には、臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師養成を目的とする薬学科（6 年制）と薬学を基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材育成を目的とする創薬科学科（4 年制）の 2 学科を設置している。

薬学部における人材育成の目的を実現するため、第 4 章に記載のとおり、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラムを編成し、その実施に必要な組織として、薬学専門教育科目を担当する 14 教室及び薬学準備教育科目を担当する 7 研究室、並びに薬学教育センターを設置している（資料 2-1）。

薬学教育研究センターは、薬剤師教育研究部門、実務教育研究部門、薬剤師職能開発研究部門及び総合基礎薬学教育研究部門の 4 部門から構成され、主に薬学部における教育研究の支援を担っている。各部門の主な業務は以下のとおりである（資料 2-2）。

薬剤師教育研究部門：薬剤師国家試験に関する調査、研究及び教育に関すること。
実務教育研究部門：病院薬局実務実習の計画、連絡調整等に関すること。
薬剤師職能開発研究部門：高度臨床教育、臨床研究、薬剤師の職能開発に関すること。
総合基礎薬学教育研究部門：低学年時の基礎薬学関連科目の成績向上に関すること。

大学院薬学研究科には、薬学科を基礎とする薬学専攻（博士課程）及び創薬科学科を基礎とする総合薬科学専攻（修士課程、博士課程）を設置している。薬学研究科における教育目的を実現するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー（第 4 章）に基づくカリキュラムを編成している。「学生便覧」（資料 2-3）の 81～84 頁記載のとおり、薬学研究科の研究分野は 23 分野に分かれ、それぞれの研究分野の講義は、薬学部及び医薬品化学研究所の教育研究組織の教員が相互に協力して担当しており（資料 2-1）、薬学部と大学院の連携が図られている。

医薬品化学研究所は、創薬・創剤のための基礎と応用の研究並びに教育を行うことを目的として、1982（昭和 57）年に設置された組織であり、3 部門から構成される（資料 2-4）。製薬会社の教育部門を設立の起源とする本学において、医薬品化学研究所の設置により、大学の理念・目的を達成するための研究活動の活性化が図られている。本研究所所属の教員は、薬学部及び大学院薬学研究科の講義も担当し、教育と研究の連携体制が取られている。創薬科学科卒業生の約 9 割が大学院に進学する状況において薬学部と大学院の連携に重点を置いている。

先端生命科学研究所は、世界に通用する研究型大学を目指すという将来構想「星薬科大学ビジョン 2025-2030」に基づき、現代社会を牽引するイノベーション創出のために 2014（平成 26）年に設置された組織であり、先端生命科学研究センターと生命科学先導研究センターから構成される。生命科学先導研究センターには、寄附講座も設置されている。

本学は、先端生命科学研究所の運営を通し、基礎・臨床研究の充実化及び研究活動の活性化にも注力している（資料 2-5）。

その他、教育研究の支援組織として、基礎実習研究センター、薬用植物園、動物センター、環境保全センター、RI センター、イノベーションセンターを設置している。

【組織図】

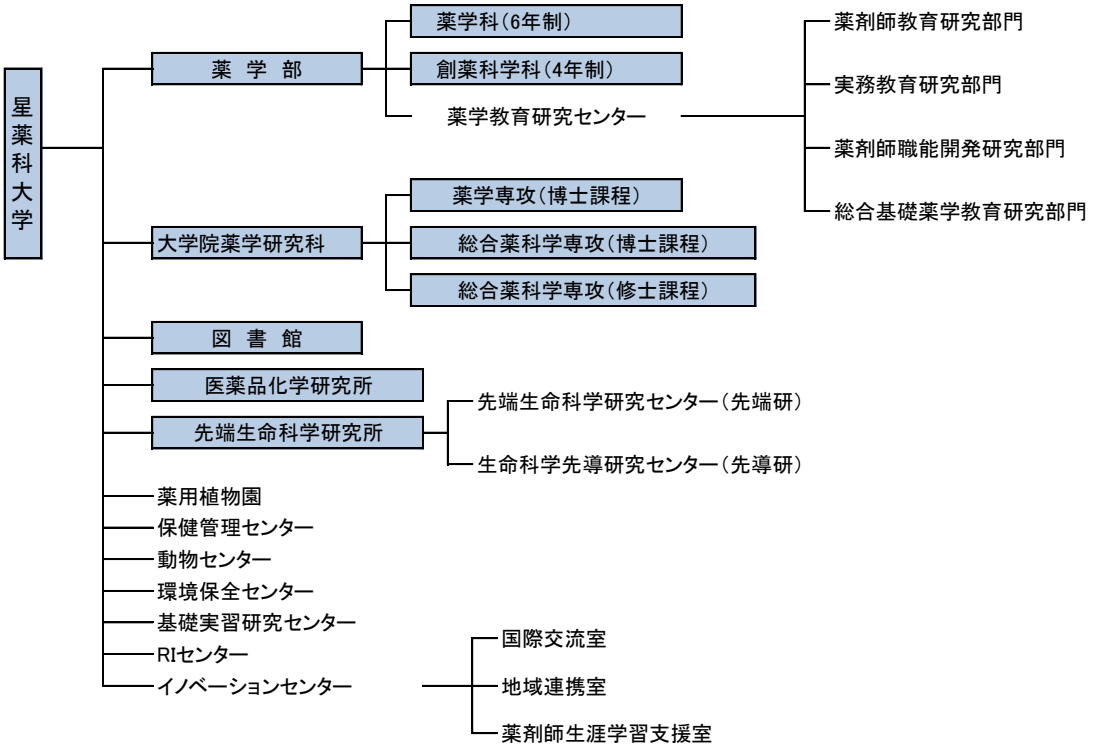

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の適切性については、教授により構成される教授選考委員会において、主に教員人事について検討する際に検証されている。教授選考委員会における検証に際しては、事前に、学長の諮問機関であるスタッフミーティングにおいて検討されている。スタッフミーティングは、学長、副学長、学科長、教務部長、学生支援部長、図書館長等の教員の役職者を中心に構成され、毎月開催されている（資料 2-6、3 頁）。

教育研究組織の変更については、教授選考委員会における審議の後、教授会を経て、学長の進達により理事会にて審議される。

2015（平成 27）年度には、教育研究組織の適切性について検証した結果、新部門の設置、センター及び講座等の大幅な改組が行われた。それらの改組は「星薬科大学ビジョン 2025-2030」に基づく行動計画の一環として、また、研究・教育の効率化、質の向上を図る目的で実施された（資料 2-7、資料 2-8、資料 2-9、資料 2-10）。

２．点検・評価

＜基準２の充足状況＞

教育研究組織は、本学の理念・目的に基づき編成されており、理念・目的に適合している。また、本学の人材育成の実績、研究機関としての特色等を踏まえ、大学に求められる社会からの要請に応えるため、研究所新設等の教育研究組織の改組を行っている。さらに、教育研究組織の適切性について、定期的に検証する体制が構築されており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1）学生の基礎学力の向上を目的として、2015（平成 27）年 4 月に薬学教育研究センター・総合基礎薬学教育研究部門を新たに設置した。初年度は、改訂コアカリキュラムに準じた教育が実施される１年次生の成績下位者（24 名）を当該部門の「基礎演習ゼミ」に配属し、講義の要点を整理して理解できるように毎日正規授業時間外に学修指導を行った。薬学科１年次生の 2015（平成 27）年度の留年率が前年度の 2.14%から 0.35%に減少したことにみられるように、一定の効果が得られたものと考えられる（資料 2-11、20 頁①(1)）。

2）先端生命科学研究所については、平成 27 年度事業報告書（資料 2-11、26～27 頁）に記載のとおり、2014（平成 26）年度に、生命科学先導研究センター長を研究代表者とするプロジェクトチームが（独）農業・食品産業技術総合研究機構「革新的技術創造促進事業」の委託事業（平成 26～28 年度、委託研究費予定総額　1 億 4,000 万円）に採択されている。また、同年度に先端生命科学研究センターの特任研究員を研究代表者とするプロジェクトチームが、農林水産省の革新的技術緊急展開事業「技術革新を加速化する最先端分析技術の応用研究支援事業」（補助金交付決定額は 2,850 万円）に採択される等、本学における研究活動の活性化を実現している。

②改善すべき事項

世界に通用する研究型大学を目指すという「星薬科大学ビジョン 2025-2030」（資料 2-12、2 頁）実現のため、研究活動に特化し成果を挙げている先端生命科学研究所（資料 2-11、26～27 頁）と薬学部及び薬学研究科との連携を進め、大学が一体となり、組織的に研究活動を推進することが求められる。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1）薬学教育研究センター・総合基礎薬学教育研究部門について、教学 IR 室等との連携を取りながら、学生の基礎学力を向上させ、留年率の更なる減少を図る。

2）先端生命科学研究所について、企業等との連携、競争的資金の獲得等により、研究活動のさらなる推進を目指す。

②改善すべき事項

先端生命科学研究所と薬学部及び薬学研究科との連携体制を構築する。

４．根拠資料

2-1　星薬科大学教育・研究組織
2-2　星薬科大学薬学教育研究センター規程
2-3　平成28年度 学生便覧（既出　資料1-14）
2-4　星薬科大学医薬品化学研究所規程
2-5　星薬科大学先端生命科学研究所規程
2-6　平成28年度役職者及び各種委員会一覧
2-7　平成26年度7回教授選考委員会議事要録
2-8　平成26年度第15回教授会議事要録（抄）
2-9　平成26年度第9回理事会議事要録（抄）
2-10　星薬科大学報第81号　23頁
2-11　平成27年度 事業報告書（既出　資料1-5）
2-12　星薬科大学ビジョン2025－2030（既出　資料1-4）

第３章　教員・教員組織

１．現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

【大学全体】

本学は、建学の精神「本学は、薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である」及び教育の理念「親切第一」に基づき、教育目的を「教育基本法及び学校教育法に基づき、薬学に関する学理及び応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に貢献すること」と定めている（資料 3-1 星薬科大学学則第１条）。

本学が求める教員像は、本学の建学の精神、教育の理念及び教育目的を踏まえ、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入の方針」を理解し、本学が設置する教育・研究組織の設置目的に相応しい教育・研究能力を有する者としている（資料 3-2）。

本学の教員組織の編制方針は、教育理念及び教育目的を実現するため、以下の点に留意し、「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に基づき教員組織を編制することとしている（資料 3-2）。

①必要教員数

大学設置基準及び大学院設置基準に基づき適切な教員を配置する。

②年齢構成

特定の範囲の年齢に著しく偏らないよう配慮する。

③主要授業科目の担当

主要な授業科目については、原則として教授又は准教授が担当する。

④教員の募集・採用・昇格

教員の募集・採用・昇格については、別に定めた規程に基づき適切に運用する。

⑤教員の資質向上のための取組み

教員の資質向上を図るため、研修等を恒常的かつ適切に行う。

⑥教員の教育・研究活動の活性化のための取組み

教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化を図る。

本学が求める教員像及び教員組織の編制方針は、制定時に教授会及びメールにて教職員に周知され、また、規程集及びホームページにも掲載している。

教員の採用及び昇任に関する基準、手続は「星薬科大学教員選考基準」（資料 3-3）、「教員選考に関する教授会内規」（資料 3-4）等に定められ、講師以上の教員の資格として、教育及び研究上の能力、業績、経験等を求めている。教員の採用及び昇任に関する基準、手続に関する規程の改正は、学長及び教授職にある教員で構成され、主に教員人事の審議を行っている教授選考委員会において審議され、教授会の議を経て学長の進達により理事会が決定している。

教員構成については、教授選考委員会において審議され、教授会の議を経て学長の進達により理事会が決定する。

薬学教育専門科目担当教室は、教授 1 名、准教授又は講師 1 名、助教又は助手 1 名を原則としている。薬学準備教育科目担当研究室は講師以上の教員 1 名で構成される。その他の教育研究組織については、業務内容に応じ、教員構成は異なっている。教員の所属別一覧は、星薬科大学教育・研究組織（資料 3-5）のとおりである。2015（平成 27）年 4 月には、「星薬科大学ビジョン 2025-2030」に基づき、研究・教育の効率化、質の向上を図る目的で、教授選考委員会及び教授会の議を経て、理事会決定により、講座等の大幅な改組が行われた。その際、上記の教員構成の原則が見直され、同じ職位の教員（教授以外）が、一教室に複数名在籍することが認められた（資料 3-6）。

教員の組織的な連携体制としては、学長及び副学長を中心として、教授会、各種委員会等を通じて達成されている。2016（平成 28）年 5 月 11 日現在、57 の委員会が設置されている（資料 3-7）。2017（平成 29）年 1 月の教授会で、学長、教授会及び各種委員会の関係を明確にし、緊密な連携と統合的対応を図るため、平成 29 年度からの委員会組織の再編が諮られ、承認された（資料 3-8）。また、本学では、大学院を担当する専任教員は、全員、薬学部も兼任しており、教員の組織的な連携が達成されている（資料 3-5）。

教員の教育研究にかかる責任の所在について、個別の教育研究方針、内容及び各教室内の運営については教授が責任を負い、大学全体の運営については学長が責任を負うこととしている。学長が決定する事項に関し、教授会が意見を述べる事項及び教授会が学長の求めに応じ意見を述べることができる事項については星薬科大学教授会規程第 5 条に明記されている（資料 3-9）。

【薬学部】

本学薬学部の教育研究上の目的は、薬学科は、「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指す」、また、創薬科学科は、「薬学を基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材の育成を目指す」である（資料 3-1 星薬科大学学則第 3 条）。

本学薬学部として求める教員像は、本学の建学の精神、教育の理念及び教育目的を踏まえ、薬学部の「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入の方針」を理解し、薬学部の教育研究上の目的に相応しい教育・研究能力を有する者としている（資料 3-2）。

本学薬学部の教員組織の編制方針は、教育理念及び教育目的を実現するため、薬学部の「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に基づき、薬学部の教員組織を編制することとしている（資料 3-2）。

【薬学研究科】

本学大学院の目的は、「薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、以て文化の進展に寄与すること」である（資料 3-10　星薬科大学大学院学則第 2 条）。また、薬学研究科修士課程の教育目的は、「専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な能力及びその基礎となる精深な学識を養うこと」であり、薬学研究科博士課程の教育目的は、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」である（資料 3-10　同学則第 6 条）。

本学薬学研究科として求める教員像は、本学の建学の精神、教育の理念及び教育目的を

踏まえ、薬学研究科の「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入の方針」を理解し、薬学研究科の目的に相応しい教育・研究能力を有する者としている（資料 3-2）。

本学薬学研究科の教員組織の編制方針は、教育理念及び教育目的を実現するため、薬学研究科の「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」に基づき、薬学研究科の教員組織を編制することとしている（資料 3-2）。

教員組織については、星薬科大学大学院学則第 24 条にて、「大学院の教授と研究指導は、本研究科に属する教員が担当する。ただし、研究指導は、別に定める基準に適合した教員が担当する。」と定めている（資料 3-10）。同条記載の基準は、「研究科委員の資格審査に関する内規」（資料 3-11）に定めている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

【大学全体】

教員組織の整備については、教員組織の編制方針に基づき、教授で構成される教授選考委員会において原案が作成され、教授会の審議を経て、学長が理事会に進達し決定される。教員組織の適切性については、学長が責任主体となり、副学長を含む諮問機関であるスタッフミーティングにおいて討議され、最終的には教授選考委員会において検証されている。スタッフミーティング及び教授選考委員会は概ね毎月 1 回開催されている。

教員の教育研究上の業績については、星薬科大学ホームページ「教員組織と研究業績」（http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kenkyusosiki.php）に掲載している（資料 3-12）他、毎年発行している「星薬科大学紀要」（資料 3-13-1、資料 3－13－2）及び「一般教育論集」（資料 3-14）に掲載している。また、人事評価制度においても各教員の業績が集計されている（資料 3-15）。過去 6 年間の主な教育研究上の業績をまとめたものは資料のとおりである

（資料 3-16）。以上の業績を踏まえ、学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備している。

【薬学部】

大学設置基準による本学の必要教員数は、60 名（大学設置基準別表第一により薬学科 34 名以上、創薬科学科 7 名以上、別表第二により 19 名以上）で、そのうち実務家教員は 6 名である（資料 3-17）。2016（平成 28）年 5 月 1 日現在、助教以上の専任教員（学長及び副学長を除く）は 83 名（内、実務家教員は 7 名）であり、本学は基準を満たしている。そのうち、講師以上の教員は 66 名在籍している（資料 3-5）。

学科ごとに求められる能力及び資質に基づき採用された教員は、薬学科または創薬科学科に所属する（資料 3-5）。両学科のカリキュラムは、薬学の基礎領域を中心に共通の部分も少なくなく、同一の教室・研究室に両学科の教員が所属することにより、教育研究における連携が図られている。2016（平成 28）年 5 月 1 日現在、本学に在学している薬学部の学生数は 1,809 名であり（大学基礎データ　表 4）、本学教員（学長及び副学長を除く、助教以上 83 名）1 名あたりの学生数は、およそ 21 名である。

2016（平成 28）年 5 月 1 日現在の専任教員の職位の割合は、教授（学長及び副学長を除く）21 名（25%）、准教授 22 名（27%）、講師 23 名（28%）、助教 17 名（20%）

であり、概ね適切な構成比率と考える。また、2016（平成 28）年 5 月 1 日現在の専任教員の職位別の平均年齢は、教授 56.4 歳、准教授 48.3 歳、講師 42.5 歳、助教 40.3 歳、専任教員全員の平均年齢は 47.1 歳であり、年齢構成に著しい偏りは見られない。

授業科目の担当については、各専門分野で提案されたものを教授会の審議を経て学長が決定している（資料 3-18）。

「学生便覧」（資料 3-19）の 25～29 頁に記載のとおり、主要な教科の講義担当には専任の教授または准教授が配置されている。薬学専門教育科目に分類される必修の講義科目については、いずれも本学の専任教員が主として担当しており、非常勤講師のみで担当する科目はない。

【薬学研究科】

大学院の授業科目と担当教員については、研究科委員会における審議を経て学長が決定する（資料 3-10　第 28 条(4)(5)）。

星薬科大学大学院学則第 24 条において、「大学院の教授と研究指導は、研究科に属する教員が担当する。ただし、研究指導は、別に定める基準に適合した教員が担当する」と定め、具体的な基準は「研究科委員の資格審査に関する内規」（資料 3-11）に定めている。

大学院設置基準による本学の必要教員数は、研究指導教員数 17 名（薬学専攻 7 名、総合薬科学専攻 10 名）、研究指導補助教員数 8 名（薬学専攻 4 名、総合薬科学専攻 4 名）である（資料 3-20）。2016（平成 28）年 5 月 1 日現在の研究指導教員数は合計 60 名（教授 16 名、准教授 19 名、講師 14 名、助教 11 名）であり、基準を満たしている（資料 3-5）。

「学生便覧」（資料 3-19）の 81～84 頁に記載のとおり、薬学研究科の研究分野は 23 であり、主要な講義は専任の教員が担当している。他方、「臨床薬学特別講義」については、臨床の現場に携わっている医療機関の専門家を中心に、非常勤教員が講義を担当している（資料 3-21）。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

【大学全体】

教員の採用及び昇任に関する基準、手続は「星薬科大学教員選考基準」（資料 3-3）、「教員選考に関する教授会内規」（資料 3-4）等に定められ、講師以上の教員の資格として、教育及び研究上の能力、業績、経験等を求めている。

助手、助教、講師および准教授の採用及び昇任は、所属教室・研究室・部門・センターの責任者の推薦に基づき、先ず教授選考委員会で審議し、その後教授会の審議を経て最終的に理事会で決定される。教授選考委員会は教授職にある者をもって構成され、その長は学長が務める。

教授の採用及び昇任は、原則として公募とされる。公募は、教授選考委員会の下に設置される専門委員会で検討され、教授選考委員会の決定に基づき行われる。公募は、原則として先ず学内から公募を行い、学内から候補者が選出されなかった場合に学内外から公募を行う。学外からの公募は、大学や関係する研究機関等に対して通知されるほか、本学ホームページにも掲載される（資料 3-22）。応募者は専門委員会で書類選考され、概ね 3 名以内に絞りこまれた後、教授選考委員会において、候補者のプレゼンテーションが行われ、投票により候補者 1 名が選ばれる。その後、教授会、理事会の審議を経て決定される。

このプレゼンテーションには、教育研究成果の概略発表と合わせてミニ講義を義務付け、候補者の教育上の指導能力を採用時の選考に反映させている（資料 3-23）。

本学では、研究業績及び教育活動や指導能力等を客観的に評価し、可視化するため、2014（平成 26）年度に人事評価制度を導入し、昇任、昇格等に活用している（資料 3-23、資料 3-25）。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

【大学全体】

星薬科大学学則第2条第3項にて、「本学は、教授法や授業運営などの改善を図るための組織的な研究及び研修を行うものとする。」と定めている（資料3-1）。この規定に基づき、教員の教育研究能力の向上を図るため、FD 実施検討委員会を設置し、FDの推進の具体的な活動内容を検討し実施している（資料3-26）。2011（平成 23）年に学外から専門家を招き、第1回FD講演会を開催した。その後も毎年、FD研修会（SD研修会との合同開催も含む）を開催している（資料3-27）。2016（平成28）年10月には全教員を対象にワークショップの形式での研修を行った（資料3-28）。また、毎年1回、主に学生、教職員を対象とした公開講座「先端科学創造シンポジウム」（資料3-29）を開催し、各界の第一人者の講演を聴講する機会を設け、教員の教育研究能力の向上を図っている。

その他、ハラスメント防止に関する研修会も定期的に開催している（資料 3-30）。さらに、研究倫理教育の一環として、文部科学省大学間連携共同教育推進事業「研究者育成の為の行動規範教育の標準化と教育システムの全国展開」（CITI Japan プロジェクト）の研究倫理ｅラーニングを導入し、教員に受講を課している（資料 3-31）。

また、本学では 2014（平成 26）年度から、全職員を対象に人事評価制度を導入し、教員の資質の向上、教育・活動の活性化を図っている（資料 3-24、資料 3-25）。

人事評価は、業績評価と能力評価から成る。業績評価は、教員自身が作成する「教員活動評価調書」により行う。同調書は、教育、研究、社会貢献、管理・運営の 4 領域から構成され、各領域の評価項目についての評価点の合計が業績評価の基礎資料となる。また、能力評価は、年度毎に設定された目標に対する自己評価書が基礎資料となる。評価は、所属長等による教員活動評価調書及び面談に基づく第一次評価と教育活動評価委員会による第二次評価を経て、最終的に学長により決定される。評価結果は、昇任、昇給、勤勉手当等の処遇へ反映させる（資料 3-32）。また、評価の過程及び結果の通知時の面談を通して人材育成が図られている。

人事評価制度の実施にあたり、全職員に対し毎年度説明会を開催し周知徹底を図るとともに、意見聴取の機会や苦情処理制度を設けている。意見や苦情等については、人事評価制度ワーキンググループで検討し、人事評価制度委員会の審議を経て、最終的に理事会にて改善策が決定される。このような PDCA サイクルを通して人事評価制度を改善する体制が構築されている。

【薬学部】

1997（平成 6）年度から全授業科目について、学生による授業評価アンケートを実施している。マークシート方式及び記述式で回答することによって授業を評価する（資料 3-33）。マークシート方式での設問は 14 項目からなり、教員について（5 項目）、授業の

内容と方法について（5 項目）、学生の受講態度について（4 項目）となっており、教員の授業評価とともに学生自身の自己評価も行うことができる。コンピューターによる解析後、結果が各担当教員に通知される。教員は、解析結果をもとに教授方法の問題点を探り、授業内容の改善を図ることに努めている。また、アンケート用紙の自由回答欄には学生の意見を求め、授業の改善に役立てている。

2013（平成 25）年度から、授業評価アンケート結果をもとに、学期ごとに評価の高い講義を優秀講義賞、そのうち最も高い評価の講義をベストレクチャー賞として顕彰する制度を設け、教員の教育能力の向上を図っている（資料 3-34）。ベストレクチャー賞に選定された講義は、他の教員の聴講が可能で、講義方法改善の機会としている。

【薬学研究科】

星薬科大学大学院学則第 3 条第 3 項にて、「本大学院は、教授法や授業運営などの改善を図るための組織的な研究及び研修を行うものとする。」と定めている（資料 3-10）。この規定に基づき、教員の教育研究能力の向上を図るため、FD 実施検討委員会を設置し、FD の推進の具体的な活動内容を検討し実施していることについては、大学全体の箇所で記述したとおりである。

２．点検・評価

＜基準３の充足状況＞

薬学部及び薬学研究科ともに、教員像及び教員組織の編制方針を定め、「星薬科大学教員選考基準」に基づき教員の募集、採用及び昇任が適切に行われている。また、教員の教育研究能力の向上のため、FD 実施検討委員会を設置し、授業評価アンケート、講演会・研修会、教員間で講義の相互聴講を通して授業の改善、教授能力の増進を図っており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

【大学全体】

人事評価制度は、2016（平成 28）年度に本格実施され、勤務成績が処遇に反映されている（資料 3-24～25、資料 3-32）。人事評価制度を通して本学が求める教員像が明確化され、教員の努力目標の設定及び資質の向上に資するといえる。

②改善すべき事項

【大学全体】

2016（平成 28）年 5 月 1 日現在、助教以上の専任教員（学長及び副学長を除く） 83 名の内、任期付教員は助教 2 名、助手 2 名に留まる（資料 3-35）。今後は、業務の実態に合わせた柔軟で効率的な教員の任用制度について検討する必要がある。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【大学全体】

2014（平成 26）年度から新たに導入された人事評価制度に関しては、職務の多様性を考

慮し、評価項目や数値化の基準等について、教員の意見を幅広く聴取し、それを踏まえた検討・審議を人事評価 WG 及び人事評価検討委員会で行い、PDCA サイクルを回しながら継続的に改善していく計画である。

②改善すべき事項
【大学全体】
　現在、本学では、薬剤師としての実務経験者を任期付の特任助手として採用し、臨床現場での経験を卒論生や大学院生の教育に活かし、また教員自身も基礎と臨床の架け橋となって研究活動を行っている例がある。このような任期付採用等を含め、柔軟かつ幅広い選択肢のある任用制度の設計を教授選考委員会等で検討していく計画である。

４．根拠資料

3-1　星薬科大学学則（既出　資料 1-2）
3-2　星薬科大学として求める教員像および教員組織の編制方針
3-3　星薬科大学教員選考基準
3-4　教員選考に関する教授会内規
3-5　星薬科大学教育・研究組織（既出　資料 2-1）
3-6　星薬科大学報第 81 号　23 頁
3-7　平成28年度役職者及び各種委員会一覧（既出　資料2-6）
3-8　平成28年度第19回教授会議事要録（抜粋）及び資料
3-9　星薬科大学教授会規程
3-10　星薬科大学大学院学則（既出　資料 1-7）
3-11　研究科委員の資格審査に関する内規
3-12　星薬科大学ホームページ「教員組織と研究業績等」
　　(URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kenkyusosiki.php)
3-13-1　星薬科大学紀要　第 58 号（表紙）
3-13-2　星薬科大学紀要　第 58 号
3-14　星薬科大学一般教育論集　第 34 輯
3-15　個人評価調書（様式）
3-16　専任教員の教育及び研究活動の業績
3-17　大学設置基準による必要専任教員数
3-18　平成 27 年度第 13 回教授会議事要録（抄）
3-19　平成 28 年度学生便覧（既出　資料 1-14）
3-20　大学院設置基準による必要専任教員数
3-21　大学院非常勤講師委嘱に係る資料
3-22　星薬科大学ホームページ「教員公募」
　　（URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/saiyo/kyouinkoubo.php ）
3-23　平成 28 年度第 2 回教授選考委員会議事要録［実地調査時公開資料］
3-24　星薬科大学教員活動評価実施規程
3-25　星薬科大学教員活動評価実施要項

3-26　星薬科大学 FD 委員会規程
3-27　星薬科大学ホームページ「FD 活動について」
（URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/fd.php ）
3-28　平成 28 年度 FD ワークショップ（既出　資料 1-21）
3-29　星薬科大学報第 84 号　4 頁
3-30　2015（平成 27）年度　ハラスメント防止に関する講演会プログラム
3-31　CITI Japan 受講案内通知
3-32　給与規程（抜粋）
3-33　授業評価アンケート
3-34　星薬科大学報第 84 号　7 頁
3-35　任期付教員雇用契約書［実地調査時公開資料］

第４章　教育内容・方法・成果

４－１　教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

１．現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

【大学全体】

薬学部及び薬学研究科においては、第 1 章に示した理念・目的に基づき教育目標を定め、学科、課程ごとにディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を設定し、明示している。

【薬学部】

本学学則第 3 条において、薬学部薬学科は「臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指す」こと、創薬科学科は「薬学を基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材の育成を目指す」ことをそれぞれ定めており（資料 4-1-1、3 頁）、これに基づいてディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を策定している。なお、両学科とも 2015（平成 27）年度の入学者からカリキュラムを変更しているが、その際にディプロマ・ポリシーも一部変更している。ディプロマ・ポリシーの策定及び変更は教務部委員会で原案を作成し（資料 4-1-2）、教授会で決定している（資料 4-1-3）。

このようなディプロマ・ポリシーを学長の諮問機関であるスタッフミーティングで定期的に検証し、教授会に諮っている。

「薬学科」のディプロマ・ポリシー　　2015（平成 27）年度以降の入学者 「薬学科」にあっては 6 年以上在学し、本学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて設定した授業科目を受講し、卒業に必要な単位数（「薬学科」は 188 単位以上）を履修した者に対して、臨床現場で必要な倫理観を有し、薬学領域における幅広い知識と専門性を修得したことにより、薬学の発展の一翼を担う能力を有しているものと認定し、「学士（薬学）」の学位を授与します。
「創薬科学科」のディプロマ・ポリシー　　2015（平成 27）年度以降の入学者 「創薬科学科」にあっては 4 年以上在学し、本学の「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づいて設定した授業科目を受講し、卒業に必要な単位数（「創薬科学科」は 128 単位以上）を履修した者に対し、創薬科学における幅広い知識と専門性を修得したことにより、様々な分野で必要となる基本知識・技能及び研究態度を有しているものと認定し、「学士（薬科学）」の学位を授与します。

卒業判定（教授会）の際には、上記ポリシーに基づき、卒業要件を満たす科目を全て履修することにより一定の学力に到達していると判断し、学位を授与している。

【薬学研究科】

本大学院学則第 2 条において、大学院（薬学研究科）は「薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与すること」を目的としており、薬学部薬学科を基礎とした薬学専攻博士課程（4 年制の課程）と創薬科学科を基礎とした総合薬科学専攻修士課程（博士前期課程：2 年）と博士課程（博士後期課程：3 年）を設置している。また、修士課程は「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な能力及びその基礎となる精深な学識を養うこと」を、博士課程は「専攻分野につい

て研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」をそれぞれ目的とすることが規定されている（資料 4-1-1、70 頁）。

これらの目的に基づいてディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を策定している。

「薬学専攻」博士課程のディプロマ・ポリシー

4 年以上在学し、必要な単位数である 30 単位以上を履修し、本研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。授与する学位「博士（薬学）」。

「総合薬科学専攻」修士課程（博士前期課程）のディプロマ・ポリシー

2 年以上在学し、必要な単位数である 30 単位以上を履修し、本研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格すること。授与する学位「修士（薬科学）」。

「総合薬科学専攻」博士課程（博士後期課程）のディプロマ・ポリシー

3 年（修士課程での 2 年を加え 5 年）以上在学し、必要な単位数である 16 単位（修士課程で修得した 30 単位を加えて 46 単位）以上を履修し、本研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。授与する学位「博士（薬科学）」。

なお、博士論文の審査にあたっては主査 1 名・副査 2 名、修士課程の論文審査にあたっては主査 1 名・副査 1 名の審査委員会を設置して審査を行い、最終試験は研究成果の口述発表に対する充分な質疑・応答を行うこととし、それらの結果を踏まえて研究科委員会において最終審査を行います。審査にあたっては以下のことも学位授与の基準として考慮します。

1. 研究者として高度な知識・技能・態度を身につけていること。
2. 薬学研究に貢献できる能力を有していること。
3. 大学院修了者にふさわしい倫理観・責任感を有していること。

学位最終審査の際には、上記ポリシーに基づき、修了要件を満たしていることを確認し、学位審査基準（資料 4-1-4、12 頁）に基づいて主査・副査が審査した論文審査結果並びに口述発表会の結果を受けて、学位を授与するに相応しいと判定された者に対して修了を認め、学位を授与している。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

【大学全体】

薬学部及び薬学研究科においては、教育目標並びにディプロマ・ポリシーに基づいて学科、課程ごとにカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を定め、明示している。

カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、薬学部、薬学研究科とも本学の教育目標に基づいて、本学がどのような能力や態度を身に付けた人材を社会に送り出すかを明示したディプロマ・ポリシーを定め、それらを実践するために、どのような科目を配置するかを項目ごとに記すこととした。

【薬学部】

カリキュラム構築の基盤となる概念は、「豊かな人間性と高い倫理観の醸成」、「順次性のある体系的教育」、「科学的・論理的思考の養成」、「コミュニケーション能力の修得」及び「国際感覚・言語力の育成」を図ることである。

2015（平成 27）年度 2～6 年生に対しては、薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂前のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に準じて教育を行っており、2015（平成 27）年度以降に入学した学生に対しては、薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂後のカリキュラム・ポリシーに準じて教育を行っている。

新旧のカリキュラム・ポリシーで基盤となる概念に変更はないが、新カリキュラム・ポリシーは旧カリキュラム・ポリシーに比べて、ディプロマ・ポリシーに謳っている修得すべき目的をより明確にするとともに「順次性のあるらせん型カリキュラム」を考慮して、科目を配置する年次について記している。

カリキュラム・ポリシーについて、スタッフミーティングにおける検証を踏まえ、見直しを行い、教授会で審議している。

「薬学科」のカリキュラム・ポリシー　2015（平成 27）年度以降の入学者

本学では、「薬学科」（6 年制）の教育目的である「臨床の場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成」を実現するために、次のような方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 見識ある医療人としての豊かな人間性や高い倫理観を備えた薬剤師を育成するために、全学年を通じて薬学教養教育科目を配置します。
2. 高度化、専門化する医療に対応できる薬剤師を育成するために、低年次では物理、化学及び生物を基盤とする薬学基礎教育科目を配置し、高年次では医療薬学を中心とした薬学専門教育科目を配置します。
3. 科学的・論理的な思考能力を基礎として、問題を構造化し、解決する能力を備えた薬剤師を育成するために、低年次から研究能力を培う薬学基礎教育科目と実習科目を配置します。
4. チーム医療や地域医療において、薬の専門家として活躍できる薬剤師を育成するために、臨床現場で必要な実践的な技能とコミュニケーション能力を修得する演習・実習科目を配置します。
5. グローバル化に対応した国際感覚や言語力を有する「世界に奉仕する薬剤師」を育成するために、全学年を通じて語学能力を培う薬学教養教育科目を配置します。

「創薬科学科」のカリキュラム・ポリシー 2015（平成 27）年度以降の入学者

本学では、「創薬科学科」（4 年制）の教育目的である「薬学を基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材の育成」を実現するために、次のような方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 見識ある医療人としての豊かな人間性や高い倫理観を備えた薬学研究・開発に携わる人材を育成するために、全学年を通じて薬学教養教育科目を配置します。
2. 高度化、専門化する医療に対応できる薬学研究・開発に携わる人材を育成するために、低年次では物理、化学及び生物を基盤とする薬学基礎教育科目を配置し、高年次では医療薬学を中心とした薬学専門教育科目を配置します。
3. 科学的・論理的な思考能力を基礎として、問題を構造化し、解決する能力を備えた薬学研究・開発に携わる人材を育成するために、低年次から研究能力を培う薬学基礎教育科目と実習科目を配置します。
4. グローバル化に対応した国際感覚や言語力を有する「世界に奉仕する薬学人」を育成するために、全学年を通じて語学能力を培う薬学教養教育科目を配置します。

【薬学研究科】

学部教育を基礎としている薬学研究科のカリキュラムは、学部で培った学力をさらに伸ばすとともに、自分自身で考え、調べ、発表し、研究能力を高めることを意図して、各研究領域もしくは研究分野における研究を軸として構成しており、以下のようにカリキュラム・ポリシーを定めている。

「薬学研究科」のカリキュラム・ポリシー

「薬学専攻」博士課程において学生は 5 つの研究領域（治療薬学研究領域、医薬品適用学研究領域、病態解析学研究領域、医薬情報科学研究領域、実践薬学領域）のいずれかに所属し、主担当指導教員の指導の下、関連分野の複数の教員による教育と研究指導を受けることとしており、次のような方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 薬学の知識・技能の探究を行うことを目的とした科目を配置する。
2. 選択科目を多く配置して、学生の自主性や専門性に配慮する。
3. 臨床現場に直結した研究を実践できる科目を配置する。
4. 問題解決能力を育成するため、特別演習および特別研究を重点的に配置する。

「総合薬科学専攻」修士課程（博士前期課程）において学生は、それぞれの研究分野に所属し、教育と研究指導を受けることとしており、次のような方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 基礎科学から応用科学までを系統的に学べるような講義科目を配置する。
2. 幅広い知識を吸収・育成することを目的とした科目を配置する。
3. 講義科目は選択科目とし、学生の自主性や専門性に配慮する。
4. 問題解決能力を育成するため、課題演習および課題研究を配置する。

博士課程（博士後期課程）は、修士課程の趣旨・教育を継続しますが、入学時から 5 つの研究領域（基盤薬学領域、機能分子薬学領域、創薬化学領域、環境保健学領域、薬学基礎領域）のいずれかの研究領域に所属し、主担当指導教員の指導の他、関連分野の複数の教員による教育と研究指導を受ける体制としており、次のような方針でカリキュラムを編成し、実施しています。

1. 問題解決能力を育成するため、特別演習および特別研究を重点的に配置する。
2. 薬学の知識・技能の探究を行うことを目的とした科目を配置する。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

【大学全体】・【薬学部】・【薬学研究科】

薬学部及び薬学研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、毎年全学生及び全教職員に配付している修学の手引き（資料 4-1-4～8）に掲載し、周知させているとともに、本学のホームページでも公表している（資料 4-1-9-1）。

また、「大学ポートレート（私学版）」にも登録し、本学の方針を公表している（資料 4-1-9-2）。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

【大学全体】・【薬学部】・【薬学研究科】

本学学則並びに大学院学則に定められている「教育研究上の目的」を定期的に検証するため、平成 27 年度から、年に 1 回、次年度の準備を開始する 10 月～12 月に教務部委員会において討議することを試みている。その結果、この 2 年間は「変更すべき理由はない」との意見が付されており、検証結果は教授会並びに研究科委員会でそれぞれ報告されている（資料 4-1-10、11）。

薬学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、平成 27 年度からの新カリキュラム開始に向けて見直しを行った。さらに、平成 28 年 3 月の『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（中央教育審議会大学分科会）を受けて、2016（平成 28）年度に、薬学部の上記の 2 つのポリシーにアドミッション・ポリシーを加えた 3 つのポリシーについて、スタッフミーティングでの検証を経て、教授会で審議している。（資料 4-1-12）。

薬学研究科の 3 ポリシーについても、薬学部同様に見直しを行い、教務委員会（教務部委員会から名称変更）の議を経て（4-1-13-1）、薬学研究科委員会で承認され（4-1-13-2）、平成 29 年度から適用することとなっている（4-1-13-3）。

２．点検・評価

＜基準４－１の充足状況＞

薬学部及び薬学研究科ともに、教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を明示している。また、教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、教職員及び学生等に周知され、ホームページ等で社会に公表している。さらに、教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性について定期的に検証を行っている。以上のことから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

【大学全体】・【薬学部】・【薬学研究科】

1) 平成 18 年度からの新薬学教育制度への移行に伴い、平成 16 年度から 6 年制教育（薬学科）の在り方やカリキュラムについて検討し、また平成 25 年の「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の改訂を受けて、平成 27 年度新入生から新カリキュラムを開始すべくカリキュラムの検討を再度行った。特に 27 年度に向けては、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの改訂も実施した(資料 4-1-2～3、資料 4-1-14)。なお、4 年制学科（創薬科学科）についても、併せてカリキュラムの改定を実施している。

2) 本学は薬系の単科大学であるため、それぞれ 1 つの学部及び研究科であり、3 つのポリシー策定以前においても教育目標や方針、教育方法等について教員全体で共通の認識が形成されていたと思われるが、3 つのポリシー（資料 4-1-9-1）を策定することにより、学位授与、カリキュラム及び学生募集について、より明確なものとして教員及び職

員に認識されるようになった。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【大学全体】・【薬学部】・【薬学研究科】

1）新薬学教育制度における薬学科（6 年制）及び創薬科学科（4 年制）のカリキュラムが順調に進行し、その後、薬学科を基礎とした大学院博士課程（4 年制）が 2015（平成 27）年度に、創薬科学科を基礎とした 2 年制の大学院修士課程及び 3 年制の博士課程が 2014（平成 26）年度に、それぞれ完成年度を迎えた。この間、薬学部及び大学院の教育体制を確立するために教職員がそれぞれに鋭意努力し、おおむね順調に進行した。これらに加え、薬学科の学部教育においては、その規範となる「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の改訂に対応した新カリキュラムを構築し平成 27 年度に開始した。この新カリキュラムは現在 2 年次生まで進行している。完成年度を迎えた大学院課程については、教務部委員会を中心として、その効果を精査するための準備をしている。また、進行中である薬学部の新カリキュラムについては、完成年度を迎えた後にすみやかに効果測定を行うために、平成 29 年度に卒業生に対する追跡調査等の方法を検討する

2）策定された 3 つのポリシーについて、点検の仕組みを作ったことに留まることなく、PDCA サイクルを効率的に運用して、継続的な見直しを実施しており、平成 29 年度に改訂する予定である。これらのポリシーが、本学の教育目標を具現化するための考え方の中心であることを教員及び職員の意識の中でさらに高めていくために、FD 及び SD 研修会等で議論していく予定である。

４．根拠資料

4-1-1　平成 28 年度 学生便覧（既出　資料 1-14）
4-1-2　平成 26 年度 第 8 回 教務部委員会議事要録（抜粋）
4-1-3　平成 26 年度 第 23 回 教授会議事要録（抜粋）及び資料
4-1-4　平成 28 年度 修学の手引き（大学院）（既出　資料 1-15）
4-1-5　平成 28 年度 修学の手引き 薬学科（1・2 年）（既出　資料 1-11-1）
4-1-6　平成 28 年度 修学の手引き 薬学科（3～6 年）（既出　資料 1-11-2）
4-1-7　平成 28 年度 修学の手引き 創薬科学科（1・2 年）（既出　資料 1-11-3）
4-1-8　平成 28 年度 修学の手引き 創薬科学科（3・4 年）（既出　資料 1-11-4）
4-1-9-1　星薬科大学ホームページ 大学概要　三つのポリシー
（URL: http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/policy.php ）
4-1-9-2　大学ポートレート私学版（星薬科大学のページ トップ）
4-1-10　平成 28 年度 第 13 回 教授会議事要録（抜粋）及び資料
4-1-11　平成 28 年度 第 7 回 薬学研究科委員会議事要録（抜粋）及び資料(既出 資料 1-19 ）
4-1-12　平成 28 年度 第 23 回 教授会議事要録（抜粋）及び資料
4-1-13-1　平成 28 年度 第 8 回教務委員会議事要録
4-1-13-2　平成 28 年度 第 9 回薬学研究科委員会議事要録
4-1-13-3　星薬科大学大学院 3 つのポリシー（平成 29 年度から）
4-1-14　平成 26 年度第 7 回教授会議事要録（抜粋）及び資料

４−２　教育課程・教育内容

１．現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【大学全体】

薬学部ではカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に基づいて科目を配置・配当し、毎年時間割を作成し、講義、演習、実習、実技、課題研究等を行っている。薬学部においては必修科目が多く、学年進行に伴い段階的に学修することをわかり易く示すために、カリキュラム・マップ（資料 4-1-5〜8、各 14 頁）を作成し、学生に提示するとともに、科目ごとに分類記号と段落記号を組み合わせた番号を付し、基礎となる科目と応用科目とのつながりを示すようにしている。薬学研究科においては、研究が重要な位置付けとなるが、それを補完すべき講義は全て選択科目として設定しており、学生は研究と並行して計画的に単位を履修できるように科目を設定している。

【薬学部】

薬学部では、薬剤師教育の基盤となる「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の改訂（資料 4-2-1）に伴い、2015（平成 27）年度入学者からカリキュラムを変更した。2016（平成 28）年度は、薬学科の 3〜6 年次及び創薬科学科の 3、4 年次に適用するカリキュラム（以下、旧カリキュラムとする）と薬学科・創薬科学科の 1、2 年次に適用するカリキュラム（以下、新カリキュラムとする）が並行して運用されている。

旧カリキュラム及び新カリキュラムは、いずれも「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に準拠し、本学が掲げるカリキュラム・ポリシーに基づいて編成されている。カリキュラムの編成にあたっては、カリキュラム検討委員会が原案を作成し、教務部委員会を経て教授会で諮られ決定される（資料 4-2-2）。

旧カリキュラムにおける各教科名は、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」との関連が容易に理解できるよう中項目または小項目の名称を使用することを原則としていた。新カリキュラムにおいても改訂版「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の名称を使用し、専門科目は基礎から応用へと継続性を持たせながら積み上げる「らせん型プログラム」を目指し、新カリキュラム・ポリシーにおける項目（薬学科は 5 項目、創薬科学科は 4 項目）に基づいて編成を行った。教養科目も、幅広い視野を育成できるように複数年次に渡って科目を配置している。

【薬学研究科】

薬学研究科はカリキュラム・ポリシーに示したように、修士課程においては「問題解決能力を育成するため、課題演習および課題研究」を配置し、博士課程においては「これを進めた特別演習および特別研究」を重点的に配置しており、いずれの科目も入学から課程修了直前に至るまで、各所属研究分野において専門知識の探求や研究技術の向上を目指した教育を行うこととしている。

また、修士課程における講義科目は、学生の自主性や専門性を考慮して、選択科目として配置しており、大学院教育に関わる全ての研究分野の講師以上の教員全員が科目を担当している（資料 4-1-4、48 頁）。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

【大学全体】

薬学部及び薬学研究科ともに、カリキュラム・ポリシーに基づき、それぞれの教育理念・目的を具現化できるような科目を配置・配当し、教育を実践している。

【薬学部】

薬学科においては「臨床の場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成」を実現するために「薬学教育モデル・コアカリキュラム」を基盤として、教育課程を編成し教育を行っている。カリキュラムは、導入及び教養教育を中心とした薬学準備教育科目及び専門性の高い薬学専門教育科目に区分される。薬学専門教育科目では、重要性の高い知識の修得及び解釈、問題解決の能力の修得等に重点を置き講義している。また、薬剤師の養成を目的とする薬学科においては、薬学共用試験ならびに薬剤師国家試験への適応も重要であることから、旧カリキュラムでは、4 年次後期には薬学共用試験、6 年次後期には薬剤師国家試験に対応する演習科目（合計 13 単位）を設けている（資料 4-1-6、18 頁）。これらに加え、3 年次までの「物理系実習Ⅰ～Ⅲ」「化学系実習Ⅰ～Ⅲ」「生物系実習Ⅰ～Ⅴ」「薬理系実習」「製剤系実習」の実習（合計 15.5 単位）、5 年次生の「病院・薬局実務実習」（20 単位）、4 年次生の「事前実習」（8 単位）、卒業研究に相当する 4～6 年次生の「医療薬学特別実習」（13 単位）等の実習も充実させている。

また、主に 6 年次生を対象に大学独自のカリキュラムである「アドバンスト・コース」と呼ばれる選択科目を開講している。このコースには、薬学の専門領域及び周辺領域を含めた「東洋医薬学概論」「精神科における服薬指導」「放射性医薬品科学」「化粧品科学」「在宅医療」「医薬・医療ビジネス論」「緩和医療薬学」「薬学生のための実践英語」「医薬品評価レギュラトリーサイエンス 」「医薬品開発戦略論」「司法と薬学」「臨床栄養学」「食品栄養学」「症候を読む」「医療倫理学」「薬局ビジネス・イノベーション概論」「老年医学概論」「ビジネスマネジメント論」等の学際的な講義の他、東京慈恵会医科大学の協力のもと実施される「救命救急学」の演習（資料 4-1-6、122 頁）や東京医科歯科大学及び早稲田大学人間科学部（健康福祉科学科）との協同で開催される「チーム医療入門」のワークショップ形式の演習（資料 4-1-6、131 頁）、さらに医療薬学特別実習をより深化させ発展させる目的の「アドバンスト特別実習」や広範囲な実務を経験するための「アドバンスト実務実習」を配置している（資料 4-1-6、149 頁）。また、2014（平成 26）年度からは、医療人としての見識を広めるとともに、グローバル化に対応した国際感覚をもつ薬剤師の育成のために「海外アドバンスト実務実習」を実施しており、平成 27 年度には 5 名、平成 28 年度には 6 名の 5 年次生が、約 4 週間にわたりカナダのバンクーバーにおいて実務実習を行っている。

創薬科学科においても、カリキュラムは薬学準備教育科目と薬学専門教育科目に区分されており、薬学準備教育科目の多くは薬学科と共通で実施している。薬学専門教育科目においても、薬学教育の根幹となる部分は薬学科と共通するものがあり、同じ科目名で開講することも多いが、異なる教員が講義を担当したり、講義内容や試験が異なっていたりすることもある。また、薬学科に比べて、学生の研究志向が強いことから、低学年において研究室での研究を体験する科目として、旧カリキュラムにおいては「長期学内体験学習（スーパーローテーション）」（1・2 年次必修科目）（資料 4-2-3）、新カリキュラムに

おいては「創薬科学科研究体験学習」（1・2 年次で開講）を設定し（資料 4-2-4）、学生の自主性を尊重し、自身が希望する研究室を自由に選択して研究を体験できるような配慮をしている。

創薬科学科においても、薬学科と同様に実習を重視しており、新カリキュラムでは「創薬系実習Ⅰ～Ⅳ」「卒論準備実習」（合計 12 単位）が配置されている（資料 4-1-7、135 頁）。また、入学直後の 1 年次前期に必修科目として配置されている「研究入門」（1 単位）では、実験・研究に関する基礎的事項（実験器具・機器の使用法、基礎的な実験手技、実験の安全性や研究倫理への配慮、法的規制、廃棄物の適正な処理等）を修得することを目的としている（資料 4-1-7、130 頁）。創薬科学科は 1 学年約 20 名と限られた学生数であることから、学生への指導がきめ細かく行われている。また、卒業研究にあたる「創薬科学特別実習」も 20 単位となっており、学生の研究志向に対応したカリキュラムが組まれている。

【薬学研究科】

修士課程を設置している総合薬科学専攻では、講義科目を 10 単位以上履修することを要件としており（資料 4-1-4、47 頁）、昼間に開講される科目については、前述のように大学院を担当する講師以上の全教員が講義科目を担当している。また、修士課程及び薬学専攻博士課程では昼夜開講制を採用しており、夜間に開催される講義は医師や先端の薬学研究者を中心した非常勤講師が担当し、専門分野の高度化に対応した内容となっている（資料 4-1-4、33 頁～）。講義科目と並行して、問題解決能力を育成するために各研究分野において課題演習を開講しており、文献調査の結果報告並びにディスカッション等を実施している。このように学部よりも専門的な講義を受け、課題演習を通して知識や考え方を充実させながら、指導教員の下、専門の研究を行い、その成果を課題研究として各自が修士論文にまとめ、発表会でプレゼンテーションを行っている（資料 4-2-5）。

博士課程においては、専門となる研究分野だけでなく、研究分野をグループ化した研究領域（薬学専攻、総合薬科学専攻とも 5 領域）を設定している（資料 4-1-4、目次裏の頁）。また、博士課程では専門の研究を深く掘り下げることとなるが、自身の所属する研究分野以外の教員や学生と研究について議論し視野を広げる機会として、薬学専攻においては領域別特別講義を設定している（資料 4-1-4、22～26 頁）。領域別特別講義は、その領域に所属している研究室のセミナーや特別講義等に参加し、所属する研究分野と異なる議論の進め方などを体験する機会としており、課程修了までに 1 領域以上の特別講義を履修することになっている（資料 4-1-4、21 頁）。総合薬科学専攻博士課程（後期）では、講義は課しておらず、セミナーへの参加と自らのテーマでの研究を行うことになる。各研究分野のセミナーでは、実験結果やデータ等の客観的根拠に基づいて自分の考えをまとめ、考察し、発表することが重視される。

どちらの専攻においても、博士課程の学位申請にあたっては、審査制度のある雑誌への投稿論文 2 報以上を基礎として論文を作成し、口述発表会（資料 4-2-6）及び論文審査を実施している。口述発表会及び学位論文については、日本語または英語のいずれでも可とし、留学生の一部は英語で発表および質疑応答を行い、英文の学位論文を提出している。このようにそれぞれの専攻・課程では、講義や演習の経験を活かして、論文の作成を行っており、コースワークとリサーチワークを組み合わせて大学院教育に取り組んでいる。

なお、薬学専攻博士課程では「臨床・医療薬学研究コース」、「先進薬学研究コース」、「がん医療・臨床薬学研究コース」の 3 コースを設定しており、特に「がん医療・臨床薬学研究コース」は、がん医療分野の現場において臨床的な研究を中心に行うため、薬剤師免許を持ち、臨床現場を体験している社会人を対象とし、東京慈恵会医科大学、昭和大学、上智大学と本学で協定を締結し（資料 4-2-7）、毎年ワークショップを開講し（資料 4-2-8）、がん医療分野において活躍する人材の育成を行っている。

２．点検・評価

＜基準４－２の充足状況＞

薬学部及び薬学研究科ともに、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。また、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育理念・目的を具現化できるよう、各課程に相応しい教育内容を提供しており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

【薬学部】

1）学部授業のカリキュラム・マップの設定（（資料 4-1-5～8、各 14 頁））により、基礎科目と応用科目とのつながり及び学年進行に伴い段階的に学修すべき科目の関連が可視化され、学生の理解に効果を上げている。

2）大学独自のカリキュラムである「アドバンスト・コース」（選択科目）では、「モデル・コアカリキュラム」の範囲を超えた薬学周辺領域の多彩な科目が開講され、薬学の高度な専門性に加え、幅広い知識や高い見識を醸成することに役立っている。例えば、「救命救急学」では、学内で行われる講義の後に、東京慈恵会医科大学において、小グループに分かれ、救命救急の講習及び演習が行われる（資料 4-1-6、122 頁）。また、「チーム医療入門」（資料 4-1-6、131 頁）では、東京医科歯科大学で開催される 2 日間のワークショップに参加し、同大学の医学、歯学、保健衛生学、口腔保健学を専攻する学生及び早稲田大学の健康福祉科学を専攻する学生とともに、用意された課題についてグループワーク及びプレゼンテーションを行い、医療現場で働く様々な職種の業務内容を理解し、協調することの大切さや患者の立場に配慮したケアについて学ぶ機会となっている。この他、東洋医薬、緩和医療、放射性医薬品、医薬・医療ビジネス、薬学実践英語、医薬品評価、医薬品開発戦略、司法と薬学、医療倫理等に関する科目が開講され、学生がより広い視野を身につけることに役立っている。

3）カナダのブリティッシュ・コロンビア州バンクーバー市で平成 26 年度から実施されている「海外アドバンスト実務実習」には、平成 27 年度に 5 名、平成 28 年度は 6 名の 5 年次生が参加し、約 4 週間の実習を実施した（資料 4-2-9）。施設や指導者の制約等のため、参加者は毎年数名程度ではあるが、海外の薬剤師業務に直接に触れながら、異なる医療制度のもとでの薬剤師業務や医療における役割を学ぶことで、将来的には国際的な視野に立つことのできる薬剤師の養成に役立っている。

【薬学研究科】

1）薬学専攻博士課程に設定した領域別特別講義（資料 4-1-4、22～26 頁）により、自身の専門領域に偏りがちになる傾向にある大学院生が周辺領域の研究分野のセミナー等に

参加することで、研究活動の刺激になると同時に、多様な議論の進め方などを体験する有効な機会となっている。

2）薬学専攻博士課程に設置した「がん医療・臨床薬学研究コース」では、医学、看護学、臨床心理学、薬学の学生の参加によりがん医療に対するワークショップを開催し（資料4-2-8）、症例検討をはじめとして、チーム医療について考える機会を提供し、参加学生からは好評を得ている。

②改善すべき事項

【薬学部】

新カリキュラムへの移行に伴い、カリキュラムの変更による学修効果を調査・検証し、改善が必要な事案があれば、積極的に修正することが求められる。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【薬学部】

2015（平成 27）年度入学者からのカリキュラムの改定は「薬学教育モデル・コアカリキュラム」の改訂を契機とするものであったが、今後もカリキュラム検討委員会及び教務部委員会等で定期的に教育課程の適切性を検証し、教育の質の向上を進めていく。

【薬学研究科】

薬学専攻博士課程に設定した領域別講義や「がん医療・臨床薬学研究コース」での異なる職種の院生によるワークショップなど、現在の教育を継続するとともに、グローバル化に対応するため英語での講義等、また国外からの留学生を積極的に受け入れるために、入学時期を秋季に設定する等の柔軟な対応をとることを検討していく。

②改善すべき事項

【薬学部】

新カリキュラムへの移行に伴い、カリキュラムの変更による学修効果を調査・検証し、改善が必要な事案があれば、積極的に修正する。例えば、大学独自で設定している選択科目「アドバンスト・コース」については、薬学を取り巻く環境の変化や学生の希望を取り入れ、開講科目を定期的に更新することにより魅力的なコースの構築を目指す。特に、創薬科学科については、医療関連ニーズの多様化に応じた特徴あるカリキュラムの構築を目指す。

４．根拠資料

4-2-1　薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成 25 年度改訂版 薬学系人材育成の在り方に関する検討会

4-2-2　平成 26 年度第 7 回教授会議事要録（抜粋）及び資料（既出　資料 4-1-14）

4-2-3　「長期学内体験学習」シラバス（平成 27 年度）

4-2-4　「創薬科学科研究体験学習」関係資料

4-2-5　平成 28 年度 修士課程口述発表会プログラム

4-2-6　平成 28 年度 博士課程口述発表会プログラム

4-2-7　4 大学連携教育研究協定書
4-2-8　平成 28 年度 4 大学院連携 がんチーム医療 WS スケジュール
4-2-9　稟議書（海外アドバンスト実務実習）

４－３　教育方法

１．現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

【大学全体】

専門教育を担当する多くの教員が、薬学部及び薬学研究科を兼務することから大学全体として FD 活動に取り組んでおり、毎年様々なテーマで開催される講演会をはじめ、平成 28 年には全教員を対象としたワークショップを開催し、本学における教育の方向性を討論し、教育指導について話し合う機会を設定した。それぞれの教員が講義や演習・実習または研究指導等にどのように取り組むべきかを考える機会となった（資料 4-3-1）。

また、シラバスには授業の方法を記載する欄を設定し、講義や演習・実習といった授業の形態を明記し、学生によりわかり易くするよう工夫している（資料 4-1-4～8）。

【薬学部】

2015（平成 27）年度の 1 年次生から「新カリキュラム」を導入し、授業時間をそれまでの 75 分から 90 分に変更した。変更の目的は、SGD（スモール・グループ・ディスカッション）等学生の自主性をのばすアクティブラーニングを充実させるためである。

2016（平成 28）年度は 1・2 年次が新カリキュラム、3 年次以上は旧カリキュラムで授業を実施しているが、それぞれの学年で履修すべき単位数の内訳は、以下のようになっている。

（薬学科：学年別履修単位）新カリキュラム

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合　計
必　修	35	36	32	41	20	6	170
選択必修	1.5	3	1.5	1.5			7.5
選　択						10.5	10.5
合　計	36.5	39	33.5	42.5	20	16.5	188

（薬学科：学年別履修単位）旧カリキュラム

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合　計
必　修	31	32	32	29	20	23	167
選択必修	6	2	1				9
選　択						12	12
合　計	37	34	33	29	20	35	188

（創薬科学科：学年別履修単位）新カリキュラム

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合　計
必　修	36.5	34	25	21.5	117
選択必修	1.5	3	4		8.5
選　択				2.5	2.5
合　計	38	37	29	24	128

（創薬科学科：学年別履修単位）旧カリキュラム

	1年生	2年生	3年生	4年生	合　計
必　修	30	31	32	23	116
選択必修	6	2	1		9
選　択				3	3
合　計	36	33	33	26	128

学生の積極的な学修を促進するために平成 26 年度に「能動的学修支援システム」（HoLS & HoPS）を導入し、試用期間を経て活用を開始している。

■能動的学修支援システム

サイト名	内容
星薬科大学学修支援サイト Hoshi Learning Support Site：HoLS （http://hols.hoshi.ac.jp/ ）	・教職員と学生が閲覧可能 ・学生は授業情報、授業資料等や事務からの情報、自分の成績（成績通知書）や出席情報の閲覧が可能
星薬科大学教育支援サイト Hoshi Pilot Support Site：HoPS （http://hops.hoshi.ac.jp/ ）	・教職員のみのサイト ・主に教育に関する情報提供に使用 ・学内専用

学生に授業の情報等を提供する HoLS は、積極的に情報を提供することにより、学生の事前学習・事後学習の一助となることを期待している。

【薬学研究科】

薬学研究科の教育の中心は、各研究分野（研究領域）で展開している研究の場となっており、入学時に各研究分野で学生と指導教員が話し合い、研究テーマを設定している。研究指導は研究計画に基づいて進められるが、モデルとなる年次スケジュールと研究指導プロセスについては「修学の手引き」（資料 4-1-4、6～9 頁）に掲載し、学生に提示している。

薬学研究科の研究指導は、専門分野の教授もしくは准教授が中心となっており、学生は指導教員のもと、実験方法や必要な手技の修得、実験の進め方の検討、データの解析方法や実験結果に対する考察、関連情報の収集を行っている。各教室・研究室で定期的に行われるセミナーでは、指導教員から研究計画等についての助言・指導を受けるとともに、教室構成員との質疑応答を通して自身の研究の方向性を考える機会となっている。また、研究成果を発表することも研究者として必要な能力であるため、修士課程、博士課程ともに、研究発表を義務付けており（資料 4-2-5、資料 4-2-6）、薬学研究科委員の教員に加え、学内の学生にも公開して発表会を実施している。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

【大学全体】

薬学部及び薬学研究科のいずれも前年度末までに、次年度のシラバスを作成しているが、シラバスの作成に先立って、年間の行事予定並びに時間割、実習日程を作成し、授業期間や試験期間、追再試験の期間を設定（実習日程と試験期間の設定は学部のみ）している。

これらを基に、薬学部では学年ごとにオリエンテーション（資料 4-3-2）またはガイダンス（資料 4-3-3）を実施しており、薬学研究科では新入生に対するオリエンテーション（資料 4-3-4）の他、必要事項を配付にて連絡する体制を採っており、新年度の変更点や授業に対する注意を行い、大学及び教員の方針が学生に的確に伝わるようにしている。また、それぞれの授業の初回において、当該授業のシラバスに記載されている項目について重要な点や注意すべき点を解説するようにしている。

【薬学部】

シラバスには授業の目標の他、各回の内容、成績評価の方法、成績評価の基準等を掲載している。シラバスの作成にあたっては、各項目について教務部から詳細な依頼を作成し（資料 4-3-5）、教員が共通認識を持てるようにしており、その中でシラバスの在り方や活用の仕方について触れ、作成したシラバスに基づいて授業を展開することを確認している。また、学生からの授業評価アンケートの項目に「講義要項に書いてある授業計画（シラバス）どおりに授業が行われている」ことを問う項目があり（資料 4-3-6）、2015（平成 27）年度及び 2016（平成 28）年度（前期分）の結果においても 5 段階評価で 3 を下回っている教員はおらず（資料 4-3-7）、授業はシラバスに基づき適切に行われていることが確認されている。

【薬学研究科】

2015（平成 27）年度にシラバスを全面的に改訂し「修学の手引き」として整備した。大学院は研究が中心であることから、研究計画や研究倫理規程等を掲載し、学生に対し教育全体の流れを示すとともに、学部同様にシラバスの形式を改め、それに基づき適正に講義が実施されている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

【大学全体】

本学における成績評価は各担当者が行っている。評価は主に試験により行うことが基本であるが、レポートにより行うこともあり、また予めシラバスで示した平常点等を加味できることとなっている。薬学部においては、各科目のおける成績評価を基に、年度末に進級判定（最終学年においては卒業判定）が実施される。薬学研究科においては、年度ごとの進級判定は実施していないが、修士課程、博士課程の最終年次において修了及び学位の最終審査を行っている（資料 4-3-8）。シラバスに記載された成績評価方法に基づき、採点がなされ、教授会で認定している。

成績評価と単位認定に関する記載は、シラバスを内包している「修学の手引き」に掲載し（資料 4-1-4～8）、毎年全学生に配付しており、新入生に対してはオリエンテーションで説明し、新入生以外にはガイダンスにおいて必要に応じて解説をするようにしている。

【薬学部】

薬学部においては、各科目の成績はシラバスに示した基準により付与されており、80～100 点をＡ（優）、70～79 点をＢ（良）、60～69 点をＣ（可）、59 点以下をＤ（不可）としている。2016（平成 28）年度入学者からは、90～100 点をＳ（秀）、80～89 点をＡ（優）と細区分することとした（「修学の手引き」の掲載に間に合わなかったため、別途説明を実施）。この基準は教員及び学生に提示され（資料 4-3-9）、また原則として初回の講義でも説明がなされており、学生には周知されている。

発表された成績に疑義があるときは、学生は担当教員に問い合わせることができる。問い合わせがあった場合、教員は答案を確認し、学生からの疑義に対応することとなっている。なお、本学では各学期終了後に教員より提出される答案（レポートを含む）及び成績評価を 3 年間保管している。

成績処理については、担当教員から教務部に提出された成績をコンピューターに取り込んだ後、科目ごとに一覧表を作成し、再度担当教員が確認・押印し再提出するというダブルチェックをしており、さらに年度末に開催される進級判定会議（最終年次においては卒業判定会議）においても、修得できていない科目について各担当者が再確認をした後に判定を行い、単位認定及び進級（卒業）を決定している。

【薬学研究科】

講義科目の成績の評価方法や疑義への対応については、学部に準じており、評価基準は科目ごとにシラバスで詳細を示し、これに基づき適正に評価している。

課題演習（特別演習）や課題研究（特別研究）についての評価は、在学期間を通して行われるが、各研究分野では年度初めの演習（セミナー）で指導計画を明示しており、それに基づいて指導し評価している。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

【大学全体】

FD 委員会において授業評価アンケートの結果を検証し、教授会に報告し、優秀講義者に対しての表彰を提案する等の顕彰を実施しており（資料 4-3-10）、また、前年度の授業評価アンケートの結果と比較検討した結果（主に改善点）を示すコメントシートの作成を各授業担当者に依頼している（資料 4-3-11）。

また、カリキュラムを改訂する場合には、カリキュラム策定の際に中心的役割を果たしたカリキュラム検討委員会が引き続き検証を行い、教務部委員会において薬学部及び薬学研究科全体の教育について検証及び改善の提案を行っている。

【薬学部】

カリキュラム検討委員会が中心的な役割を果たしてカリキュラムが構築されてきたが、構築後の検証についても同委員会が実施している。2015（平成 27）年度から開始された新カリキュラムは、初年度が終了した後、直ちに授業評価アンケートの結果や学生の成績状況を旧カリキュラムと比較し検証されている（資料 4-3-12）。次年度以降の授業の設定にあたっても、カリキュラム検討委員会で科目の配置や他の科目との連携について確認・調整し、カリキュラム全体の視点から、授業について検証及び策定を行っている（資

料 4-3-13）。また、現在開講している選択科目の内容や担当者については、教務部委員会において、内容の適切性や担当者について評価・検討を行い（資料 4-3-14）、必要があれば授業内容や担当者を変更するようにしている。

平成 27 年度の 1 年生に対して TOEIC の一斉テストを実施し（資料 4-3-15）、その結果を次年度（2016（平成 28）年度）の英語のクラス分けに反映させ、2 年次必修科目である「英語ディスカッション」においては TOEIC 成績上位者クラスを設定した（資料 4-3-16）。

薬学科においては、4 年次に実施される共用試験（CBT 及び OSCE）の結果が学生の到達度を計るための指標となっている。また、卒業後に実施される薬剤師国家試験の結果も 6 年間の教育の成果を示すものとなっている。2016（平成 28）年 3 月発表の第 101 回薬剤師国家試験結果では新卒受験者 243 名中 221 名が合格、合格率 90.95%であった。本学では、薬学教育研究センターに薬剤師教育研究部門を設置しており、本学学生の苦手分野や弱点の掌握に努めている。

【薬学研究科】

薬学研究科の授業科目については、2016（平成 28）年度から昼間に開講されている講義科目について授業評価アンケートを実施しているが、所属する研究分野における活動が中心となるため、数値化できる形での教育評価が難しい面がある。しかしながら修士課程においても博士課程においても、その教育成果については、論文作成及び口述発表会での討論内容により検証が行われている。

修士課程においては、就職による途中退学者や体調不良による休学者等を除いてほぼ全員が標準修業年限である 2 年で課程を修了している。また、博士課程においても、働きながら研究を行っている社会人学生を除き、ほとんどの学生が修業年限内に修了し、学位を取得していることから、研究指導が所要の成果を挙げていると考えられる（下表に標準年限修了者数を提示）。

（大学院入学者と標準年限修了者）

薬学専攻・博士課程（4 年制）

入学年度	入学者数	標準年限修了者数
2012（平成 24）年度	4（1）	3（0）

総合薬科学専攻・修士課程

入学年度	入学者数	標準年限修了者数
2011（平成 23）年度	29	26
2012（平成 24）年度	25	20
2013（平成 25）年度	25	24
2014（平成 26）年度	15	14

総合薬科学専攻・博士課程

入学年度	入学者数	標準年限修了者数
2012（平成 24）年度	2（2）	1（1）
2013（平成 25）年度	7（2）	4（1）

（　）内は社会人の数（内数）

２．点検・評価

＜基準４－３の充足状況＞

薬学部及び薬学研究科ともに、教育方法及び学習指導は適切であり、シラバスに基づいて授業を展開している。また、成績評価及び単位認定を適切に行っている。さらに、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。以上のことから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

【薬学部】

薬学科においては 4 年次終了前に受験する薬学共用試験の結果、開始以来 7 年間の平均合格率が 99.6%と全国的に見ても高いレベルを維持しており、基礎学力及び技能の修得に一定の成果が表れていると考えられる（資料 4-3-17）。

また、授業評価アンケートで評価の低い教員に対しては指導を行い、評価の高い教員に対しては顕彰しており、これにより学生の授業評価に対する満足度が向上している（資料 4-3-18）。

【薬学研究科】

2015（平成 27）年度に「修学の手引き」を充実させたことにより、学生に対して大学院在学中の研究指導プロセスや学位審査基準がより明確に示すことができるようになった（資料 4-3-19）。

②改善すべき事項

【薬学部】

新カリキュラムでの教育が完成するのは、創薬科学科が 2018（平成 30）年度、薬学科が 2020（平成 32）年度となる。目標達成度を評価するための指標がシラバスで設定されていない科目が一部あるので、適正な指標を設定し、それに基づいて適切に評価することが必要である。

【薬学研究科】

2006（平成 18）年度から開始された薬学教育 6 年制（薬学科）を受け、2012（平成 24）年度から大学院薬学専攻の 4 年制博士課程が開始となり、2015（平成 27）年度に完成年度を迎え、2016（平成 28）年 3 月に初めての課程博士を送り出したので、カリキュラム及び教育研究の指導方法について点検・検証を実施する必要がある。また、研究開発能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標をシラバスにおいてより明確化し、それに基づいて適正に評価されることが必要である。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【薬学部】

新薬学教育制度が開始されて以来、薬学共用試験の結果等に見られるように、大半の学生の学力が高いレベルを維持していることが推察されるが、今後も課程やコース全体の教育内容や教育方法について、定期的な検証を行い、より良い教育の実践を継続できる制度の構築を目指したい。さらに、FD 委員会での検討結果を踏まえ、講義評価委員会を設置

し、個々の教員の講義内容、方法等をさらに検証していく。
【薬学研究科】
大学院学生の研究指導プロセスや学位審査基準を「修学の手引き」により充実させたが、さらに、個々の学生に対応したきめ細かい指導を研究の進行に合わせ臨機応変に教授できるよう、教室・研究室セミナー等での討議を一層充実させる。

②改善すべき事項
【薬学部】
平成 27 年度からの新カリキュラムの教育課程の完成年度は、創薬科学科が平成 30 年度、薬学科が平成 32 年度となる。創薬科学科が完成し、薬学科の 4 年次生が薬学共用試験を受験する平成 30 年度終了直後を目処に、目標達成度を評価するための指標作成及びその方法・効果について検証を行うための準備を教務部委員会で開始する。
【薬学研究科】
薬学専攻博士課程（4 年制）が平成 27 年度に完成年度を迎え、また総合薬科学専攻では、平成 23 年度に修士課程修了者を、平成 26 年度に博士課程修了者をそれぞれ輩出したので、課程修了者に協力を仰ぎ、追跡調査等によりカリキュラムを含めた教育研究の指導方法について点検・検証する計画である。

４．根拠資料

4-3-1　平成 28 年度　ＦＤワークショップ（既出　資料 1-21）
4-3-2　平成 28 年度　新入生行事予定及び教務部の説明事項
4-3-3　行事予定（抜粋）及びガイダンス資料
4-3-4　平成 28 年度　大学院オリエンテーション資料（修士、博士）
4-3-5　シラバスの作成要領
4-3-6　授業評価アンケート（既出　資料 3-33）
4-3-7　平成 27 年度授業評価アンケート結果［実地調査時公開資料(HoLS に掲載)］
4-3-8　平成 27 年度　第 9 回　薬学研究科委員会議事要録（抜粋）
4-3-9　『成績評価』及び『ＧＰＡ制度』の変更について
4-3-10　平成 28 年度　第 5 回　教授会議事要録（抜粋）及び資料
4-3-11　授業アンケート結果についてのコメントシート［提出されたシートは実地調査時公開］
4-3-12　平成 27 年度　第 1 回　カリキュラム検討委員会議事要録
4-3-13　平成 28 年度　第 2 回　カリキュラム検討委員会議事要録
4-3-14　平成 28 年度　第 4 回　教務部委員会議事要録
4-3-15　平成 27 年度　TOEIC 結果（分布グラフ）
4-3-16　平成 28 年度「英語ディスカッション」クラス分け
4-3-17　薬学共用試験結果
4-3-18　星薬科大学報第 84 号　7 頁（既出　資料 3-34）
4-3-19　平成 28 年度　修学の手引き（大学院）（既出　資料 1-15）

４-４　成果

１．現状の説明

(1) 教育目標に沿った効果が上がっているか。

【大学全体】

薬学部及び薬学研究科の各学年における授業（講義、演習、実習、実技等）は、その科目における目標や成績評価の方法、基準をシラバスに示すとともに、授業開始時には科目についての説明を行うこととしており、学修成果を測定するための評価指標を示している。

また、学部の高学年（主に 5、6 年次）及び大学院生に対しては、学会に積極的に参加することを推奨しており、優秀発表賞等を受賞している学生も多数出ている（資料 4-4-1）。

【薬学部】

薬剤師の育成を目標の中心に据えている薬学科においては、薬剤師国家試験の合格が成果の指標の一つとなる。高度化するチーム医療の一翼を担う薬剤師としては、薬に対する深い知識や医療人としてのコミュニケーション能力が求められ、そのために薬剤師養成教育は 6 年制となり、厳格なカリキュラムを実践することが求められてきた。その基準となる薬学教育モデル・コアカリキュラムにおいて、必要な知識、技能、態度が明示され、大学はそれに基づいてカリキュラムを策定し、実践している。6 年制教育開始により 5 年次における実務実習が必修化され、実務実習を行うための客観的な指標として 4 年次に課されている薬学共用試験（OSCE 及び CBT）においては、試験が開始された 2009（平成 21）年度から 2015（平成 27）年度までの 7 年間の不合格者（欠席を含む）は、2011（平成 23）年度 1 名、2014（平成 26）年度 5 名、2015（平成 27）年度 2 名であったが、その他の年度はいずれも全員が合格しており、極めて良好な成果を挙げている。

卒業後に受験する薬剤師国家試験においては、過去 5 年間の新卒者の合格率は常に全国平均を上回る成績を残している（下表に数値を提示）。

（薬剤師国家試験における新卒者の合格率）

回　数	卒業者数	受験者数	合格者数	合格率	全国平均
第 97 回（H24.3 発表）	211	211	205	97.16%	95.33%
第 98 回（H25.3 発表）	235	235	209	88.94%	85.09%
第 99 回（H26.3 発表）	238	238	191	80.25%	70.49%
第 100 回（H27.3 発表）	240	240	178	74.17%	72.65%
第 101 回（H28.3 発表）	245	243	221	90.95%	86.24%

薬学科の卒業生の進路については、病院、薬局、ドラッグストア等の薬剤師として就職する学生が約 7 割で、残り約 3 割が製薬メーカー、治験関連機関（CRO・SMO）、公務員、大学院進学等、いずれも薬学に関連した進路がほとんどである（資料 4-4-2-1）。一方、創薬研究・開発に携わる人材の育成を目指す創薬科学科においては、薬学科のように客観的な数値として成果を示すことは難しいが、大学院への進学率の高さは、研究を志す学生

に対する教育の一定の成果とみなすことができる（資料 4-4-2-1）。

卒業生の進路については第 6 章で詳しく記述するが、最近の就職率（進路決定率）は好調に推移している。また、企業に依頼したアンケートにも見られるように本学卒業生の評価は高い（資料 4-4-2-2）。

【薬学研究科】

薬学研究科では、各研究分野における研究が活動の中心となるが、薬学専攻博士課程、総合薬科学専攻修士課程、博士課程それぞれの「年次スケジュールと研究指導のプロセス」は、毎年、全大学院生と大学院の教育を実践する専任教員全員に配付している「修学の手引き（大学院）」に掲載し（資料 4-1-4、6～9 頁）、周知するとともに、入学時のオリエンテーションでは、これに基づき説明を行っている。

薬学専攻博士課程、総合薬科学専攻修士課程、博士課程の修了者の就職状況は製薬・食品・化学メーカー、CRO・SMO、IT 企業、公務員等多岐にわたるが、薬学の専門性を活かした進路を選択する学生が多い（資料 4-4-2-1）。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

【大学全体】

本学の学位授与は「星薬科大学学位規程」（資料 4-4-3）並びに「学位規程施行細則」（資料 4-4-4）に則って実施されており、薬学部においては卒業判定会議（教授会）、薬学研究科においては学位申請者最終審査会議（薬学研究科委員会）において、修得単位の確認をはじめとして厳格に行われている。薬学部薬学科を卒業した者には「学士（薬学）」、創薬科学科を卒業した者には「学士（薬科学）」の学位を、薬学研究科薬学専攻博士課程を修了した者には「博士（薬学）」、総合薬科学専攻修士課程（博士前期課程）を修了した者には「修士（薬科学）」、博士課程（博士後期課程）を修了した者には「博士（薬科学）」の学位をそれぞれ授与している。

【薬学部】

薬学科の卒業判定は、各授業担当者から提出された成績及び総合薬学演習Ⅱ（卒業試験に相当）の結果に基づいて行われる。総合薬学演習Ⅱの試験は 3 回実施され、9 月と 11 月の第 1 回及び第 2 回の合計点により合否が判定される。そこで不可となった学生に対しても 1 月の第 3 回の試験で単位取得の機会を設けているため、学生の意欲やモチベーションを落とさず、学力を的確に判定する仕組みを構築している。この点については、年度初頭のガイダンスで学生に詳しく説明している（資料 4-4-5）。上記を踏まえて、薬学科においては 6 年以上在学し、卒業要件である 188 単位以上を修得した者に対して卒業を認定し、学位を授与している。

創薬科学科の卒業判定においては、卒業試験に相当するものを実施していないため、各授業担当者から提出された成績の評価が主な要素となる。判定は薬学科同様に厳格に実施され、卒業要件である 128 単位以上を修得した者に対して卒業を認定している。

【薬学研究科】

薬学研究科における学位審査については、「星薬科大学大学院 学位審査基準」に定めており、同基準は「修学の手引き（大学院）」（資料 4-1-4、12 頁）に掲載し、周知している。その中で論文審査における評価ポイントを列挙しており、学生が論文を作成する際

の指針としている。

薬学研究科修士課程では、講義 10 単位及び課題演習 6 単位に加え、課題研究 14 単位を修得した者に修士（薬科学）の学位が授与される。課題研究については、最終年次に学位申請者に対する最終審査が実施される。最終審査は、事前に実施された口述発表会（資料 4-4-6-1）の結果、審査委員会（主査、副査）による論文審査の結果を基に、薬学研究科委員会で行われるが、同時に必要な単位が全て取得できているかを確認し、全て合格した者に対して課程の修了を承認し学位を授与している。修士課程における論文審査は、主査 1 名、副査 1 名の 2 名で行われ、主査、副査とも研究科委員の教員から選出することを基本としているが、副査については専門性等を考慮し他大学の教員に依頼することも可能である。

薬学専攻博士課程の修了要件は「在学中に 30 単位以上を修得し、博士論文を作成し、最終審査に合格すること」とされ、修了者には「博士（薬学）」の学位が授与される。また、総合薬科学専攻博士課程（博士後期課程）の修了要件は「在学中に 16 単位以上を修得し、博士論文を作成し、最終審査に合格すること」とされ、修了者には「博士（薬科学）」の学位が授与される。博士課程の論文審査も、修士課程と同様に実施されるが、審査委員は主査 1 名、副査 2 名の計 3 名となる。

なお、博士課程の学位申請にあたっては、審査制度のある雑誌への投稿論文 2 報以上を基礎として論文を作成し、口述発表会（資料 4-4-6-2）及び論文審査を実施している。

２．点検・評価

＜基準４－４の充足状況＞

薬学部及び薬学研究科ともに、卒業生の進路等が示すとおり、教育目標に沿った効果が上がっている。また、学位授与（卒業・修了認定）も規程等に基づき適切に行われており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

【大学全体】・【薬学部】・【薬学研究科】

薬学科卒業者は薬剤師資格を行使する職業に従事する者が多く、薬剤師国家試験の合格率(40 頁記載)が比較的高いレベルにあることを考えると一定の効果が上がっていると考えられる。また、卒業後も本学で開催されている生涯学習プログラム（資料 4-4-7）への参加者も多く、在学中からの教育が日進月歩の薬学の知識を吸収しようという意欲の向上にもつながっている。創薬科学科卒業生、大学院修士課程及び博士課程修了者は、いずれも医薬品等の開発及び研究に関わる職業に従事する者が多く（資料 4-4-2-1、1～2 頁）、本学卒業、修了者は社会的に評価され（資料 4-4-2-2）、就職率（進路決定率）も好調（資料 4-4-8）に推移している。

②改善すべき事項

【大学全体】・【薬学部】・【薬学研究科】

本学の学生に対する教育の成果を検証するためには、自己評価だけではなく、外部からの視点での評価も必要であるが、その点での評価が不充分な面がある。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【大学全体】・【薬学部】・【薬学研究科】

多くの卒業生が薬剤師として就職するので、卒業後も研鑽を積むことが必要である。厚生労働省の推進する「かかりつけ薬剤師」の養成という視点からも卒後研修の重要性が増大している。母校での研修に限らないが、本学においても卒後教育プログラムをさらに充実させ、卒業生及び他学出身者の生涯学習に貢献していく計画である。

創薬科学科卒業生や大学院修了者の多くが従事する医薬品等の開発・研究に関わる職業についても、社会と密接に関わることにより、求められる薬学教育修了者像を把握し、本学の教育にフィードバックすることにより教育を充実させるとともに、就職先の拡充を目指したい。

②改善すべき事項

【大学全体】・【薬学部】・【薬学研究科】

外部からの視点で、本学の学生に対する教育の成果の評価を得るため、卒業生（大学院修了者）をはじめ、卒業生の就職先企業等からの意見を徴収し、社会が薬学部の卒業生や薬学研究科の修了者に対して求めている能力や人間性を把握し、本学の教育にフィードバックする方法を検討する予定である。

４．根拠資料

4-4-1　平成 28 年度 学生受賞（採択）一覧
4-4-2-1　平成 27 年度卒業生進路決定先一覧表
4-4-2-2　企業アンケート（既出　資料 1-20-1～3）
4-4-3　星薬科大学学位規程
4-4-4　学位規程施行細則
4-4-5　平成 28 年度 6 年生の「総合薬学演習Ⅱ」と卒業判定について
4-4-6-1　平成 28 年度 修士課程口述発表会プログラム（既出　資料 4-2-5）
4-4-6-2　平成 28 年度 博士課程口述発表会プログラム（既出　資料 4-2-6）
4-4-7　平成 28 年度開催講座
4-4-8　平成 27 年度 就職・進学状況（既出　資料 1-6）

第５章　学生の受け入れ

１．現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

【大学全体】

本学の教育目的は、「薬学に関する学理及び応用を教授、研究し人格の陶冶を図り、医療、福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに、文化の創造と発展に貢献すること」と定められている。この目的に基づき、薬学部及び大学院薬学研究科のアドミッション・ポリシーを制定し、本学のホームページの中の「三つのポリシー」の項目内で受験生を含む社会一般に公開している（資料 5-1-1）ほか、大学案内（資料 5-2、74 頁）、学生募集要項（資料 5-3、1 頁）等で示している。

大学案内、学生募集要項は資料請求があった際に個別に発送する他、全国の高等学校・予備校等に送付している。また、オープンキャンパス（資料 5-4）等の機会においても大学案内を配付し、周知を図っている。

出願資格には、障がいに関する特別な制限は設けていない。学生募集要項（資料 5-3、8 頁、12 頁、17 頁、23 頁、28 頁）には「(1)受験上の特別な措置及び修学上の特別の配慮を必要とする方」、「(2)身体に障がいのある方」については事前に相談をして欲しい旨を記載しており、相談があった場合には個別に対応している。

2016（平成 28）年度には、薬学部のアドミッション・ポリシーの見直しについて、他の 2 つのポリシーとともに、スタッフミーティング及び入試制度検討員会での検証を経て、教授会で審議している。（資料 5-1-2）。

薬学研究科のアドミッション・ポリシーについても、薬学部同様に見直しを行い、教務委員会（教務部委員会から名称変更）の議を経て（5-1-3）、薬学研究科委員会で承認され（5-1-4）、平成 29 年度から適用することとなっている（5-1-5）。

【薬学部】

薬学部のアドミッション・ポリシーは入試制度検討委員会の議を経た（資料 5-5）後、教授会の承認（資料 5-6、6 頁）を得て以下のとおり決定している。

> 本学の教育理念は、創立者 星一（ほしはじめ）の建学の精神に基づき、「本学は世界に奉仕する人材育成の揺籃である」と定められています。この理念に基づき「薬学科」（6 年制）は、「臨床の場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成」を、また、「創薬科学科」（4 年制）は、「薬学を基礎として生命・健康を科学し、創薬研究・開発に携わる人材の育成」を目的としていますが、いずれの学科においても、薬学を総合的に学ぶためには幅広い視野と知識が求められます。また、海外文献を読みこなしたり、外国語によるコミュニケーション・スキルの習得も必要不可欠であり、高等学校時代に特に自然科学系分野の科目と外国語をしっかりと学習しておくことが薬学部での充実した学習の実現につながります。
>
> 本学では、入学志願者の能力・適性等を多面的に判定するために複数の選抜制度を設けており、将来、薬学の様々な分野においてリーダーシップを発揮できる意欲的な学生を受け入れることを目指しています。

上記のとおり、自然科学の一領域である薬学を学ぶために修得しておくべき知識等として自然科学系分野の科目と外国語を明示している。また、公募制推薦入学選考 A（専願）・B（併願可）では出願資格として「学習成績概評が B 段階（3.5）以上の者」としており、修めるべき知識等の水準として示している。

障がい等による配慮の申請については個別に対応しており、2016（平成 28）年度公募制推薦入学選考 A（専願）及び B（併願可）では 3 件、一般入学試験 B 方式では 5 件の申請が事前にあり、個別に対応を検討し配慮を行った。また、2015（平成 27）年度では合計 2 件、2014（平成 26）年度では合計 2 件の申請があり、検討の結果、配慮を行った。

【薬学研究科】

薬学研究科のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

本研究科では、「薬学専攻」（博士課程：修業年限４年）と「総合薬科学専攻」（修士課程（博士課程前期）：修業年限２年・博士課程（後期）：修業年限３年）を設置しています。

「薬学専攻」博士課程は薬学部「薬学科」（６年制）を基礎とし、医療の現場における臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした教育・研究を行い、臨床薬学・医療薬学研究者や専門薬剤師など高度な職能を持つ人材を育成するとともに、学部教育において臨床に係る実践的な能力を培った者に対し、先進的な基礎薬学に重点を置いた教育・研究を施し、高度の研究能力と豊かな学識を有した研究者・教育者の育成を目的としています。

「総合薬科学専攻」修士課程・博士課程は、薬学部「創薬科学科」（４年制）を基礎とし、薬の創製、生体との相互作用から適正使用までのすべての薬学領域で活躍する研究者・開発者として必要とされるハイレベルな研究能力と専門領域における深い学識を養うことを目標とし、生命科学基礎研究や創薬研究に携わる革新性・創造性豊かな優れた研究者・技術者の養成を目的としています。

このような目的の下、いずれの専攻においてもしっかりとした基礎学力ならびに薬学を学ぶ者としての倫理性を備え、常に探究心と向上心を持ち、薬学分野全領域で活躍を期待できる人材を求めています。

薬学研究科の入試は以下のように実施しているが、いずれの募集要項においても冒頭にアドミッション・ポリシーを掲載し、本研究科が求める人材を受験生にわかり易く示している。

専攻	課程	入試種別	実施時期		備　考	資料 No.
			第一次	第二次		
薬学専攻	博士	推薦	7 月	2 月	本学薬学科 6 年生対象	資料 5-7-1 資料 5-7-2
		一般	8 月	2 月		資料 5-8-1 資料 5-8-2
		社会人	2 月			資料 5-9

専攻	課程	入試種別	実施時期		備　考	資料 No.
			第一次	第二次		
総合薬科学専攻	修士	推薦	7 月	2 月	本学創薬科学科 4 年生対象	資料 5-10-1 資料 5-10-2
		一般	8 月	2 月		資料 5-11-1 資料 5-11-1
	博士	学内進学	1 月		修士口述発表を入試と兼ねている	
		一般	2 月			資料 5-12
		社会人	2 月			資料 5-9

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

【大学全体】

学生募集は、大学案内、学生募集要項等の作成により行っている他、オープンキャンパスの実施、各種進学相談会への参加、進学情報誌への広告掲載等を行っている。

薬学部では 5 種類の選抜区分を設けており、それぞれの選抜区分の概要は本学のホームページに公開（資料 5-13）し、大学案内（資料 5-2、74～75 頁）にも掲載している。また、詳細は学生募集要項（資料 5-3）で示している。

それぞれの入学者選抜試験については、試験本部長である学長の総括の下で実施されている。合格者の判定は、試験結果のデータに基づき、学長及び入試実行委員長等が合格基準案を決めた上で教授会を開催し審議・決定（資料 5-14、資料 5-15）している。

【薬学部】

薬学部では公募制推薦入学選考 A（専願）、公募制推薦入学選考 B（併願可）、一般入学試験 A 方式（大学入試センター試験利用）、一般入学試験 B 方式（個別試験）、一般入学試験 S 方式（大学入試センター試験・個別試験併用）の 5 種類の選抜区分を設けている。

アドミッション・ポリシーに記載のあるとおり、自然科学の一領域である薬学を総合的に学ぶには、自然科学系分野の科目と外国語の学力が必要不可欠である。また、カリキュラムは大学案内（資料 5-2、14～15 頁、28～29 頁）に明示されており、薬学科及び創薬科学科の両学科において、物理系薬学（数学Ⅰ／物理学／物理化学Ⅰ・Ⅱ／分析化学Ⅰ・Ⅱ／臨床分析の基礎と応用）、化学系薬学（化学／有機化学Ⅰ／有機化学ⅡA・ⅡB／天然資源Ⅰ／有機化学ⅢA・ⅢB）、生物系薬学（生化学Ⅰ・Ⅱ／機能形態学Ⅰ・Ⅱ／微生物学／細胞生物学／免疫学）、薬学実習（物理系実習Ⅰ・Ⅱ／化学系実習Ⅰ・Ⅱ／生物系実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）、薬学英語（英語リーディング・ライティング A・B／英語スピーキング A・B／英語ディスカッション A・B／医療・薬学英語ⅠA・ⅠB）を 1 年次から 2 年次にかけて、いずれも必修としている。

このようなカリキュラム構成を考慮し、いずれの選抜区分においても「数学」・「理科」・「外国語」を入試の教科として課している。「理科」については原則として「化学」を課しているが、一般入学試験Ａ方式についてのみ「化学」に限定していない。具体的には、薬学科では大学入試センター試験の「化学」(100 点満点)の得点を 200 点満点に換算するが、「化学」の他に「物理」または「生物」を受験し、「化学」よりも高得点を

得た場合には、「化学」(100 点満点)と高得点科目(100 点満点)との合計点を理科の得点としている。創薬科学科では、大学入試センター試験の「化学」・「物理」・「生物」のうち、最も高得点であった科目を採用して 200 点満点に換算している。「外国語」については、「英語」を課している。

公募制推薦入学選考では、「数学」・「化学」・「英語」の能力判定の他、「調査書・面接評価」を課すことで、医療従事者としてより相応しい人材の発見・発掘を行っている。また、一般入学試験Ｓ方式では「化学」の配点を全体の 50%にすることにより「化学」の学力に秀でた学生の確保に努めている。

なお、本学のいずれの選抜区分においても入試結果を公開している（資料 5-16）。具体的には、本学のホームページにて各選抜区分別の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数・合格者最低点を掲載している。また、2016（平成 28）年度入学試験受験者向けには大学案内（資料 5-2、72 頁）に各選抜区分別の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数・合格者現役浪人比について過去 3 年分掲載している他、合格者最高点・平均点・最低点を 1 年度分掲載している。その他、本学独自の入学試験過去問題・解答集を作成（資料 5-17）し、配付することで入学者選抜の透明性の確保に取り組んでいる。

2012（平成 24）年度から 2016（平成 28）年度までの 5 年間の志願者に対する合格者の倍率を「大学基礎データ」（表 3）から計算すると、薬学科では 4.8～5.6 倍、創薬科学科では 3.0～3.5 倍と推移しており（下表）、両学科とも十分に受験生を確保できていると考えられる。

最近５年間の入学試験の倍率

	薬学科 （募集人員 260 名）	創薬科学科 （募集人員 20 名）
平成 24(2012)年度	4.9 倍	3.1 倍
平成 25(2013)年度	5.4 倍	3.5 倍
平成 26(2014)年度	5.6 倍	3.0 倍
平成 27(2015)年度	5.3 倍	3.2 倍
平成 28(2016)年度	4.8 倍	3.4 倍

選抜区分ごとに５年間の平均倍率をみると、公募制推薦入学選考 A（専願）では、3.74 倍、公募制推薦入学選考 B（併願可）では、3.42 倍である。一般入学試験と比較すると倍率が低い傾向にあるが、学習成績概評は B 段階（3.5）以上を条件としているため（資料 5-3、8 頁、資料 5-3、12 頁）、入学者の学力は十分確保されていると考えられる。

公募制推薦入学選考（A（専願）及び B（併願可））の募集人員は 104 名（全体の約 37%）であり、一般入学試験（A、B、S 方式）の募集人員は 176 名（全体の約 63%）である。公募制推薦入学選考による実際の入学者の比率は過去 5 年間の平均で 41.6%となり、設定している募集人員に近い実績となっている。

薬学部全体では、入学者は概ね募集人員どおりであるが、創薬科学科のみ（募集人員 20 名）で見た場合には、2012（平成 24）年度は 34 名、2013（平成 25）年度は 21 名、2014（平成 26）年度は 28 名、2015（平成 27）年度は 31 名、2016（平成 28）年度は 23 名の入学者があり、年度によって入学者数に変動がある。募集人員が少数であるため、入

学者数の調整が困難であるが、今後も慎重に合格者数を決定する必要がある。
【薬学研究科】
本研究科が実施する入試は、アドミッション・ポリシーにあるように「しっかりとした基礎学力ならびに薬学を学ぶ者としての倫理性を備え、常に探究心と向上心を持っている」ことを確認するために、以下のように実施している。
推薦入試（薬学専攻博士課程、総合薬科学専攻修士課程）は、本学の在学生を対象としており、指導教員の推薦に基づき薬学研究科委員会にて審査し合否を決定している。
薬学専攻博士課程の一般入試は、主な対象が他大学の 6 年制学科の学生であるため、「小論文」、「英語」及び「面接」（複数の面接官による）を課しており、論理的思考並びに研究に対する意欲等を確認している。
総合薬科学専攻修士課程の一般入試は、主な対象が他大学の 4 年制学科の学生であるため、「専門基礎科目」、「英語」及び「面接」（複数の面接官による）を課しており、修士課程の教育に足る学力を有していることを確認している。また、博士課程は、修士課程修了者が主な対象であることから、「口頭試験」（発表及び質疑応答）を課している。
博士課程の社会人特別選抜（薬学専攻、総合薬科学専攻）については、「小論文」と「面接」（複数の面接官による）に加えて「口頭試験」（発表及び質疑応答）を課している。なお、「口頭試験」は全研究科委員が参加して実施される。
これらの一般入学試験の結果は、薬学研究科委員会に報告・審議され、合否を決定している。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
【大学全体】
複数の選抜区分により学生募集を行っている。薬学部においては「大学基礎データ」（表 3）に示したとおり、5 年間に亘り概ね定員通りとなっており、学生募集は適切に実施されている。また、「大学基礎データ」（表 4）にあるとおり、在席学生の管理も概ね適切に行われている。
薬学研究科においても、年度によって差があるが一定数の学生を確保できている。
【薬学部】
本学の入学定員は 280 名（薬学科 260 名、創薬科学科 20 名）である。2012（平成 24）年度から 2016（平成 28）年度までの入学者数は 282～324 名（平均入学者数は 307 名）の間を推移しており、入学者は概ね安定している。
合格者発表後は、適正な定員管理を行うため、過去の入学手続状況等を参考にしながら、学科毎の入学手続状況を確認している。入学手続者数が予想を下回った場合は、追加合格者を発表する場合がある（資料 5-3、26 頁、31 頁、48 頁）。2012（平成 24）年度からの 5 年間では、2013（平成 25）年度に 8 名（創薬科学科）、2016（平成 28）年度に 94 名（薬学科 78 名、創薬科学科 16 名）の追加合格者を発表した。
退学者数（除籍も含む）は、16 名（2012（平成 24）年度）、13 名（2013（平成 25）年度）、13 名（2014（平成 26）年度）、12 名（2015（平成 27）年度）、4 名（2016（平成 28）年 10 月 1 日現在）であり、収容定員に対して 0.8%程度である。学年別では、1、2

年次に退学する学生が多い。主な理由は進路変更や健康上の理由である。
【薬学研究科】
総合薬科学専攻修士課程は 2010（平成 22）年度に設置（それまでの課程を改組）し、学生を受け入れているが、入学定員は 16 名であり、これは基礎となる薬学部創薬科学科の入学定員（20 名）の 80%に相当する。当該専攻・課程の収容定員は 32 名であるが、2016（平成 28）年 5 月 1 日現在の在学生数は 34 名である（大学基礎データ　表 4）。
薬学専攻博士課程及び総合薬科学専攻博士課程の設置（それまでの課程を改組）は 2012（平成 24）年度であり、入学定員は各 5 名とした。これは既存の博士課程の入学定員（薬学専攻 8 名、医療薬科学専攻 6 名）を基としている。薬学専攻博士課程は 4 年制であるため、収容定員は 20 名であるが、2016（平成 28）年 5 月 1 日現在の在学生数は 20 名である（大学基礎データ　表 4）。また、3 年制である総合薬科学専攻博士課程の収容定員は 15 名であるが、2016（平成 28）年 5 月 1 日現在の在学生数は 11 名である（大学基礎データ　表 4）。
薬学専攻博士課程と総合薬学専攻修士課程については収容定員に近い学生数となっているが、総合薬科学専攻博士課程は収容定員の約 73%となっている。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。
【大学全体】
文部科学省による「大学入学者選抜実施要項」に基づき、学生の受け入れを適切に行っている。アドミッション・ポリシーに基づき、入試の判定方法、入試科目、点数配分、科目ごとの時間配分、面接の方法及び採点基準等が入試制度検討委員会にて検討され、2012（平成 24）年度から 2016（平成 28）年度は 5 種類の選抜区分の入学者選抜を実施している。合格者の判定は、採点室で作成した試験結果のデータに基づき、学長及び入試実行委員長等が合格基準案を決めた上で教授会を開催し、審議・決定（資料 5-14、資料 5-15）している。この過程で合否判定の妥当性・公正性が検証されている。
【薬学部】
入学者選抜の試験問題を作成する各教科専門委員会があり、各教科専門委員会の長は教授会の議を経て学長が任命する（資料 5-18、6 頁）。委員長が任命した各教科に精通した委員が試験問題の作成を担当し、出題ミスについても各教科専門委員会内で十分にチェックされている。委員の構成についても適宜検証されており、最近では 2015（平成 27）年度及び 2016（平成 28）年度入試実行委員会にて議論された（資料 5-19、5-20）。また、2016（平成 28）年度入試においては、入学試験実施後に学外機関によるチェックを実施し、出題ミスの防止に努める体制を導入している（資料 5-21）。
各々の選抜区分の合格者の判定は、受験番号や氏名を伏せた状態のリスト（採点結果のみが記載）に基づき教授会にて合否のラインを決定する方法をとっている。合格者の判定は、採点結果以外の情報により合否が影響を受けることがない体制であり、常に公正に実施されている。
入学者選抜の適切性についての検討は入試制度検討委員会で行われている。合格者判定を行う教授会で一般入学試験Ｓ方式の「化学」の問題数と試験時間について指摘があった

ことを受け、2013（平成 25）年度に入試制度検討委員会で検討され（資料 5-22）、教授会の議を経て、2015（平成 27）年度入学者選抜より、試験時間の変更を行うこととした（資料 5-23、6 頁）。また、2015（平成 27）年度には教学 IR 室が設立され、入学者選抜の試験結果に加え、入学後の成績や薬剤師国家試験の結果等を総合的に分析・検証する体制が整えられた。教学 IR 室による分析資料に基づき、2016（平成 28）年度には入試制度検討委員会において現在の入学者選抜の方法について検証され（資料 5-24）、今後も継続的に検証されることとなっている。

また、新入生全員にアンケート調査（資料 5-25）を毎年実施し、本学を受験した動機や併願校との対比等について集計し、学生募集が適切に実施されているか確認している。

【薬学研究科】

薬学研究科における入試問題作成は、薬学専攻博士課程の「英語」及び「小論文」、総合薬科学専攻修士課程の「専門基礎科目」及び「英語」、博士課程社会人特別選抜の「小論文」について行われるが、薬学研究科委員会においては出題委員長のみが指名され、委員長が出題委員を選定することとなっており、出題委員は公表されていない。また、採点は受験生の番号・氏名を伏せて行われ、出題から採点まで公正に実施されている。

２．点検・評価

＜基準５の充足状況＞

本学はアドミッション・ポリシーを定め、薬学部・薬学研究科に求める学生像を明示して学生募集を行い、入学者選抜を実施している。本学の志願者数はここ数年、若干の増減はあるものの大きく変動はしていない（大学基礎データ　表 3）。このことは本学の教育理念やアドミッション・ポリシーが受験生に提示され、伝わっているものと評価できる。また、入学者数及び在籍学生数を適正に管理している。これらのことから、同基準を充分に充足している。

①効果が上がっている事項

【薬学部】

1）入試広報業務は、入学者確保にとって重要な活動であり、入試実行委員会が中心となり、年間を通じて適切に活動している。なかでも、オープンキャンパスは本学における最大の広報イベントであり、毎年多数の来場者がある。2012（平成 24）年度は 3,268 名、2013（平成 25）年度は 3,876 名、2014（平成 26）年度は 4,287 名、2015（平成 27）年度は、4,835 名、2016（平成 28）年度は 4,369 名の来場者があり、来場者数は増加傾向にある。オープンキャンパスでは、本学の施設等を見学できる他、在学生や教職員と直接相談のできるコーナーもあるため（資料 5-4）、入学希望者にとっては本学の特徴を知るために最も適したイベントであり、学生募集においても重要な位置づけである。来場者及び入学者からのアンケート（資料 5-26、19 頁、資料 5-27、16 頁）にあるとおり、オープンキャンパスの評価は非常に高い。また、オープンキャンパスで配付する入学試験過去問題集も好評である。このような活動の結果、薬学科、創薬科学科ともに募集人員に対して十分な受験生の確保につながっている。

2）アドミッション・ポリシーが明確化され、かつ、分かりやすく示されていることから、

高い目的意識を持った学生が入学しており、退学者も減少している。

【薬学研究科】

薬学研究科におけるアドミッション・ポリシーの明示から入試までの流れは公正かつ適切に実施されており、薬学専攻博士課程、総合薬科学専攻修士課程については、在学生数が収容定員と近い数となっている（大学基礎データ　表 4）。

②改善すべき事項

【薬学部】

1）過去 5 年間の入学者選抜においては、2015（平成 27）年度に一般入学試験 S 方式にて「化学」の試験時間を変更したものの、それ以外には選抜区分や募集人員、科目、配点等について大きな変更は実施していない。一方で、2015（平成 27）年度までは、入学者の成績の追跡調査を実施する体制は整備されていなかったが、2016（平成 28）年度に教学 IR 室が中心となり、各選抜区分に入学後の成績や薬剤師国家試験の結果等を総合的に分析・検証した。今後も継続して学生募集及び入学者選抜の適切性を定期的に検証し、必要に応じて制度の見直しや多様な入試制度の導入を検討する必要がある。

2）薬学部全体の入学者数は概ね募集人員どおりであるが、創薬科学科（募集人員 20 名）の入学者数は、薬学科と比較して、募集人員を大きく超える年度がある（大学基礎データ　表 4）。募集人員が少数であるため、入学者数を定員に近づけることが難しい面もあるが、最近の入学手続者数、辞退者数、入学者数の推移等のデータを詳しく分析し、引き続き慎重に合格者を判定する必要がある。また、創薬科学科の入学試験の倍率が、薬学科と比較すると低いので、創薬科学科の魅力を高校生等に伝えることも課題である。

【薬学研究科】

1）総合薬科学専攻博士課程の博士課程の収容定員 15 名に対して、2016（平成 28）年 5 月 1 日現在の在学生数は 11 名（定員充足率約 73%）となっている（大学基礎データ表 4）。就職等により退学した者もいるが、入学定員の確保に向けた取り組みが必要である。

2）薬学科（6 年制）を基礎とする薬学専攻博士課程には、多くの社会人大学院生が在籍している（資料 5-28）。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【薬学部】

オープンキャンパスで多くの来場者が確保されている一因は、学生募集及び入学者選抜が適切に機能していることが考えられる。最近の受験生及び保護者の情報検索方法は著しく変化し、主たる情報収集の手段は冊子から Web になりつつある。それに伴い、本学では 2014（平成 26）年度にホームページをスマートフォンに対応させ、2016（平成 28）年度入学希望者向け大学案内については冊子形態のみならず、本学ホームページからも閲覧を可能にし（資料 5-29）、多くの受験生に対する広報活動を強化している。従来、オープンキャンパスにおいて冊子形態の入学試験過去問題を配付していたが、2015（平成 27）年度入学試験問題及び 2016（平成 28）年度入学試験問題については、本学ホームページ

に掲載している（資料 5-30）。今後も、情報をホームページ等にて積極的に公開し、本学の情報を多くの受験関係者に提供することを目指す。

【薬学研究科】

薬学科（6 年制）を基礎とする薬学専攻博士課程には、多くの社会人大学院生が在籍している。生涯にわたり学び、さらに深い専門知識を身につけようという需要が見込まれる。これらの要望を捉えたカリキュラム編成やコースの充実等を図り、研究科全体の発展を目指したい。

②改善すべき事項

【薬学部】

1）入学者選抜の選抜区分や科目の見直しは、受験生にとって大きな影響があるため、慎重に検討する必要がある。2015（平成 27）年度に教学 IR 室による入学者の成績の追跡調査を開始し、大学入学後の成績や薬剤師国家試験の結果に加え、高校在学時の科目履修状況やその成績等の入学前に関するデータを分析している。これらのデータを解析することにより、他大学の先行事例を参考にしつつ、入学者選抜方式の在り方に関して適切な対応を計画している。

2）創薬科学科の入学試験倍率は、薬学科と比較して低い傾向にある。本学ホームページにも両学科のシラバス等を掲載しているが、今後、進学相談会やオープンキャンパスを含めた学生募集のさまざまな機会やホームページを通じて創薬科学科の特徴の紹介に注力し、受験生に対して認知度を向上させ、志願者数の増加を目指す必要がある。認知度の向上のための方策の検討にあたっては、学外機関の実施した進学関係のアンケート調査（資料 5-31）を参考としたい。また、創薬科学科の定員遵守については非常に困難であるものの、過去の入学試験に関するデータを精査し、合格者判定の資料をより充実させる予定である。

【薬学研究科】

大学院への進学希望者に対する経済的な支援制度について、一般学生のみならず社会人学生も含めた奨学金等の一層の充実をはじめ、研究環境の整備を検討する。また、大学院修了後の進路についてもポスト・ドクター制度の拡充やテニュアトラック制度の導入などにより、博士後期課程への進学者の増加を目指す計画を進めている。さらに、現役の薬剤師として活躍している卒業生等が、社会人大学院生として入学しやすくするために、社会人特別選抜の制度を再検討し、受験生を増やす方策を立てる予定である。

４．根拠資料

5-1-1　星薬科大学ホームページ「三つのポリシー」（既出　資料 4-1-9-1）
　　（URL: http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/policy.php ）

5-1-2　平成 28 年度 第 23 回 教授会議事要録（抜粋）及び資料（既出　資料 4-1-12）

5-1-3　平成 28 年度 第 8 回教務委員会議事要録（既出　資料 4-1-13-1）

5-1-4　平成 28 年度 第 9 回薬学研究科委員会議事要録（既出　資料 4-1-13-2）

5-1-5　星薬科大学大学院 3 つのポリシー（平成 29 年度から）（既出　資料 4-1-13-3）

5-2　大学案内 2016（既出　資料 1-3-2）

5-3　平成 28 年度星薬科大学学生募集要項
5-4　オープンキャンパス 2015　プログラム
5-5　平成 22 年度入試制度検討委員会　議事及び資料
5-6　平成 22 年度第 1 回教授会　議事要録及び資料
5-7-1　平成 28 年度 薬学専攻博士課程推薦入試募集要項（第一次）
5-7-2　平成 28 年度 薬学専攻博士課程推薦入試募集要項（第二次）
5-8-1　平成 28 年度 薬学専攻博士課程一般入試募集要項（第一次）
5-8-2　平成 28 年度 薬学専攻博士課程一般入試募集要項（第二次）
5-9　平成 28 年度 博士課程社会人特別選抜募集要項
5-10-1　平成 28 年度 総合薬科学専攻修士課程推薦入試募集要項（第一次）
5-10-2　平成 28 年度 総合薬科学専攻修士課程推薦入試募集要項（第二次）
5-11-1　平成 28 年度 総合薬科学専攻修士課程一般入試募集要項（第一次）
5-11-2　平成 28 年度 総合薬科学専攻修士課程一般入試募集要項（第二次）
5-12　平成 28 年度 総合薬科学専攻博士課程募集要項
5-13　星薬科大学ホームページ「入学試験概要」
　　(URL: http://www.hoshi.ac.jp/site/nyushi/gaiyou.php)
5-14　平成 27 年度第 16 回教授会　議事要録
5-15　平成 27 年度第 22 回教授会　議事要録
5-16　星薬科大学ホームページ「入試結果」
　　(URL: http://www.hoshi.ac.jp/site/nyushi/kekka.php)
5-17　2016 合格ガイド　入学試験過去問題集
5-18　平成 27 年度第 2 回教授会　議事要録
5-19　平成 27 年度第 7 回入試実行委員会　議事及び議事録
5-20　平成 28 年度第 1 回入試実行委員会　議事及び資料（抜粋）、議事録
5-21　請負契約書（抜粋）
5-22　平成 25 年度入試制度検討委員会　議事及び議事要録
5-23　平成 25 年度第 2 回教授会　議事要録
5-24　平成 28 年度入試制度検討委員会　議事及び議事要録
5-25　平成 28 年度新入生アンケート
5-26　オープンキャンパス 2015 来場者アンケート　結果
5-27　平成 28 年度新入生アンケート　結果
5-28　平成 28 年度学生数（大学院）
5-29　星薬科大学ホームページ「トップページ」（URL: http://www.hoshi.ac.jp/ ）
5-30　星薬科大学ホームページ「入学試験過去問題」
　　(URL: http://www.hoshi.ac.jp/site/nyushi/exam.php)
5-31　2016 年度全国一斉進学調査　調査結果

第６章　学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、建学の精神「薬学を通じて、世界に奉仕する人材育成の揺籃である」を実現すべく、教育理念である「親切第一」のもと、学生支援の方針として、「すべての学生が自立した社会人・職業人となり、さまざまな領域・分野で貢献できるよう、学生の多様な個性を尊重しつつ、個々人が自ら将来像を描き、その実現に向けた学修その他の活動を行うために必要な支援を継続的に行うことを目指す。」と定めている。その方針の実現のため、学生一人ひとりの学修・生活状況を把握し、教職員全体がきめ細やかで適切な支援を実施できるよう体制を整えている。

基本的な支援体制については星薬科大学事務組織規程（資料 6-1）および星薬科大学事務分掌規則（資料 6-2）を制定し、学生支援に係る業務を定めている。具体的には、教務部・学生支援部・保健管理センターを設置し、これら学生支援に係る諸業務を遂行している。教務部が授業の履修、成績管理等、学務事務を担当し、学生支援部では、課外活動や奨学金等福利厚生に係る業務、障がいを持つ学生の支援業務、就職・キャリアに係る支援業務を遂行している。保健管理センターでは学生の健康維持および疾病予防等に対応する業務を遂行している。

2014（平成 26）年に策定した「星薬科大学ビジョン 2025-2030」（資料 6-3）では、学生支援活動の強化を掲げている。従来、学生支援部の業務は、学生部と就職部とで分担していたが、学生支援活動をさらに推進するために、2016（平成 28）年 4 月 1 日に両部が統合し、入学時から就職まで一貫して学生を支援する体制とした（資料 6-4-1）。

教務部及び学生支援部は、教職員をメンバーとする教務委員会及び学生支援委員会をそれぞれ設置し（資料 6-5、4～5 頁）、教務規程（資料 6-6）や学生通則（資料 6-7）に従い、部の方針を定め、教授会等の審議を経て支援活動を遂行している。また、保健管理センターは保健管理センター規程に基づき、学生の健康に関する支援を行っている（資料 6-8）。

学生支援部の発足にともない、学生支援委員会を毎月の定例会として開催し、学生の修学支援、生活支援及び進路支援に係る業務の報告、ならびに適切性に関して検証し、学生支援の改善につなげている（資料 6-4-2）。重要な問題に関しては、学生支援部長が構成員となっているスタッフミーティング及び教授会に提起し議論する。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

本学薬学部では、教員と学生の親睦と意思の疎通を図り、学生の修学指針及び生活面に関する指導、助言などを容易にすることを目的とした「指導グループ」と呼ばれる制度がある（資料 6-9、51 頁）。この制度は、各教員が 1 学年 5～7 名の学生を担当し、勉学はもとより学生生活全般にわたって個別に相談に応じ助言をする担任制度である。指導グループ内での少人数グループでの活動も行っている。旧カリキュラムでは、薬学科 1～3 年次、創薬科学科 1～3 年次前期の学生を担当し、卒論教室に配属される薬学

科 4 年次、創薬科学科 3 年次後期以降は、卒論指導教員に担当が移行することになっている。新カリキュラムでは卒論指導教員への担当の移行が早まる予定である。この制度は、新入生が大学に早く馴染むために有効であり、また、教員や同僚との交流を通し人間形成に資すると考えている。

また、薬学科 4 年次生で病院・薬局実習に不安を持つ学生に対し、実習への理解を深めるため実務家教員が個人面談を行っている。

a. 留年生および休・退学者

本学の学生在籍状況（留年・休学・退学など）は、学年別にデータ化され（資料 6-10）、入学年次別に分析され比較できるようにしている（資料 6-11）。留年は、教授会における進級判定会議で決定し、休学及び退学についても教授会および研究科委員会の承認を得ることになっている（資料 6-12）。教授会では、卒論教室配属までは指導グループ担当教員、卒論教室配属後は卒論指導教員が、研究科委員会では所属する研究分野の担当教員が、休学あるいは退学に至った経緯及び対応を説明することにより、留年・休学・退学に関する情報の共有が図られている。

学生からの相談には、指導グループ担当教員（資料 6-13）あるいは卒論指導教員、研究分野担当教員があたり、必要に応じて保護者を交えて面談するなど、きめ細かな対応をしている。特に、メンタルヘルスや悩み相談については、保健管理センターにおいて定期的に相談日を設け、校医、看護師及び臨床心理士が担当している（資料 6-14）。

指導グループ担当教員及び卒論指導教員に対しては、前期・後期終了毎に学生の授業の出欠状況や成績を星薬科大学教育支援サイト HoPS（資料 6-15）を通して閲覧可能にすることで、学生の状況を把握し、留年・休学・退学等を未然に防げるよう指導・助言する体制を整えている。

疾病等のやむを得ない事情で退学した学生に対しては、3 年以内の申し出により選考の上、再入学できる制度を設けている（資料 6-16）。再入学は、さまざまな事情により学修を中断せざるを得なかった学生に対して、再度、学修の機会を提供するものであり、2012（平成 24）年度以降 4 名の学生が再入学している（資料 6-17）。薬学研究科では、この制度を利用した例はない。

b. 補習・補充教育に関する支援体制

本学では講義、実習・演習を担当する全教員がオフィスアワーを設け、学生の自主的な学習を支援している。また、 2015（平成 27）年度に、成績不振の学生に対する学習支援を目的として、総合基礎薬学教育研究部門を設置した（資料 6-18）。本部門は 5 名の専任教員（教授 1 名(兼任）、准教授 3 名、助教 1 名）で構成され、各学年約 20 名の成績不振学生について日々の学習支援を行っている（資料 6-19）。

c. 障がいのある学生に対する修学支援

本学の主な建物には、車いすで使用できるトイレやエレベーターを設置しており、身体に障がいのある学生や受験生に配慮した施設となっている（資料 6-20）。また、障害学生支援委員会を設置しており、障がい者が入学、あるいは在学中に障がい者となった場合でも、学修の支援を行う体制を整えている。具体例としては、2014（平成 26）年度に学位を取得した重度難聴者には、講義のノートテイカーの配置（資料 6-21）、「事前実習」における補助者の配置（資料 6-22）、薬学共用試験 OSCE における特別

措置（資料 6-23）、「病院・薬局実務実習」における担当非常勤講師の派遣（資料 6-24）などの配慮を行った。薬学共用試験 OSCE では、書面による情報提供、試験時間の調整等、薬学共用試験センターに許可を得て特別措置で実施した。実務実習においても、受入れ病院や薬局の指導薬剤師との綿密な連携及び本学非常勤講師の常時派遣等の支援体制をとった（資料 6-25）。

d. 奨学金等の経済的支援

本学では、学生および大学院生が安心して修学でき自立した学生生活を送れるよう、独立行政法人日本学生支援機構、地方自治体及び民間育英団体の奨学金に加え、本学独自の奨学金である「星薬科大学奨学金」を設け、学生支援部が窓口となり取り扱っている。平成 21～28 年度の星薬科大学奨学金及び日本学生支援機構奨学金の月額の推移（資料 6-26）及び利用者推移（資料 6-27）は資料のとおりである。

（星薬科大学奨学金）

「心身・学術ともに優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して学資金を貸与し、もって有為の人材育成に資すること」を目的として本学独自の奨学金制度を設けている（資料 6-28、資料 6-29）。この奨学金制度では、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第 1 条に定める貸与月額の 7 割（学部）、8 割（大学院）相当額が貸与される。現在、日本学生支援機構の奨学金に採用されず本奨学金を希望する学生全員が貸与を受けている。

（特別奨学生制度）

学費減免型特待生（特別奨学生）制度として、学業ならびに人物優秀な学生に対し、副賞 25 万円を給付する星薬科大学学生表彰制度を設けている（資料 6-30）。

（テーオーシー大谷奨学生制度）

大学院修士課程又は博士課程に在学する者で、将来、医薬品、食品あるいは香粧品等の民間企業への就職を目指す者に対し、年間 60 万円を給付するテーオーシー・大谷奨学生制度を設けている（資料 6-31）。

（日本学生支援機構奨学金）

学業・人物ともに優秀かつ健康であって、経済的理由で修学困難な学生に対して奨学金を貸与する制度であり、最も利用者が多い奨学金制度である。定期採用（4 月）と定期外採用（緊急・応急）の 2 通りがある。

（地方自治体・民間奨学金）

地方自治体・民間育英団体の奨学金制度について掲示板等で周知しており、利用者は別表の通りである（資料 6-32）。また、地方就職を前提とした自治体の助成金、企業、病院等の奨学金については、資料を収集し希望者に情報提供を行っている（資料 6-33）。

（留学生に対する奨学金）

博士課程に進む大学院外国人留学生に対し、大学院外国人留学生奨学金制度を設置し、奨学金を給付している（資料 6-34）。

（その他の経済支援）

2011（平成 23）年度の東日本大震災、福島第一原子力発電所事故、2016（平成 28）年度の熊本地震といった激甚災害に学費支弁者が被災した学生に対し、被災状況に応じ

て授業料の減免措置を実施している（資料 6-35、資料 6-36）。また、病気等やむを得ない事情により休学する学生に対しては、教授会の議を経て休学時の授業料を減免する制度がある。

また、学生の学会参加費の支援（資料 6-37）やアドバンスト実務実習（資料 6-38）あるいは海外アドバンスト実務実習（資料 6-39）を受講する学生に一定額の費用を補助するなどの支援を行っている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

a. 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

保健管理センターは、心身の健康維持、疾病の予防及び精神的問題に対応することを目的とし、学校保健安全法に基づき健康診断を実施している。定期健康診断時に、対象学生には特殊健康診断（電離放射線・有機溶剤・特定化学物質取扱者健診）を実施している。学生に対する特殊健康診断は、根拠法令がなく各大学に委ねられている現状がある。本学では、学生の健康を考慮し、各研究室及び教室の協力を得て電離放射線、有機溶剤、特定化学物質健康診断を実施している。また、保健指導、健康相談と助言、キャンパス内の怪我の応急処置及び急病時の対応、保健管理・疾病予防のための調査統計、学生教育研究災害傷害保険に係る手続及び健康診断結果表の発行を行い、健康で充実した学生生活を送れるように援助している。

保健管理センターでは、薬学部教員である内科医 2 名が学校医（常勤兼任）及び専属の看護師 1 名が担当している。保健管理センターでの対応が困難な場合は、大学周辺の医療施設に依頼し対応している。（資料 6-14、資料 6-40、28 頁）

2015（平成 27）年度の保健管理センター利用状況については、利用者総数 3,599 名（男 1,063 名、女 2,130 名、教職員 406 名）、健康診断の受診率は平均 99.8%であり、欠席者 2 名には、個別に健康診断を実施した。健康診断の結果、異常所見の認められた学生に対しては、学校医との面談を実施し、医療機関への受診推奨をおこなっている。結核感染予防のために新入生健康診断でツベルクリン反応検査を行うとともに、毎年胸部 X 線撮影を行い学生の健康維持に努めている。さらに、ツベルクリン検査強陽性者のみならず、新入生全員を対象に結核に関する説明会を開催している。強陽性者には家族歴や感染・呼吸器症状の確認を行い、強陽性者の個別面談を行っている。また、1 年次生、4 年次生を対象に、健康診断時に感染症抗体価検査を実施している。日本環境感染症学会による医療関係者のためのワクチンガイドライン第 2 版を基に検査結果を評価し、基準値以下の学生に予防接種推奨により、学内感染流行防止とともに、病院・薬局実務実習における感染症予防対策を行っている。ワクチン接種後に保健管理センターに証明書を提出するように要請し、未接種者の把握に努めている。病院・薬局実務実習では、実習中の感染予防のため、参加学生に十分な免疫状態があることが求められていることから、4 年次生の定期健康診断で抗体価を再検査し、感染予防のためのワクチン接種推奨を行っている。

定期健康診断時の問診票と共に、健康調査等を実施している。2012（平成 24）年度から継続して、女子学生に対し月経に関連した諸症状について問診調査を行い、それに基づき個別面談を実施している。女子学生の半数以上に月経に関連した諸症状が認めら

れているが、適切な対処方法を取ることにより、快適な学生生活が送れること、またリプロダクティブヘルス／ライツに関する知識を浸透させることを目的に情報提供を行っている。また、健康診断結果をもとに適宜保健指導を行い、必要に応じて学校医の面談・医療機関の受診勧奨等を行っている。学生一人一人が健康な学生生活を過ごせるように、疾病の早期発見と予防に努めている。平成 28 年度の健康診断結果表発行枚数は 994 枚であった。（資料 6-41、資料 6-42）

（学生相談体制）

学生相談室では臨床心理士資格を有する学生相談員（非常勤）が週 1 回、非常勤学校医（精神科）が月 1 回、メンタルヘルスの支援を行っている（資料 6-40、29 頁）。学生相談室の窓口としてのインテーカーの役割も担うとともに、学生相談員、精神科学校医が不在の時は、常勤の看護師、内科学校医が学生相談に応じている。相談対応に関する案内は保健管理センターホームページ（資料 6-14）、学内掲示板及び新入生オリエンテーション時に配付する「CAMPUS GUIDE」（資料 6-40）で行っている。新入生の入学時に、「健康の理解と増進のための調査」（資料 6-43）を実施し、学生個人の既往症等の健康情報・心理的不安・勉学に対する不安等を記入させ、その結果は在学中の健康管理・カウンセリング・個人面接時に、学生生活で不適応を起こさないよう予防的な働きかけをするための資料としている。

また、学生にとって相談室がより身近な場所と感じてもらい、問題が複雑化しない早い時点での来室を促すために、利用案内の配付（資料 6-44-1）や名刺サイズの相談室案内の設置（資料 6-44-2）を行っている。

さらに、教職員が学生から悩みを相談されたときの対処法等をまとめた小冊子を作成し、教職員全員に配付している（資料 6－45）。

b. ハラスメント防止

本学では、2001（平成 13）年にセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針、規程を定め運用している。その後、社会的に問題となってきたアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントに対応するため、2007（平成 19）年に「ハラスメント防止についての指針」（資料 6-46）、「ハラスメント防止に関する規程」（資料 6-47）を制定している。「ハラスメント防止についての指針」では、①ハラスメントの定義、②ハラスメントを行わないために学生、教職員が認識すべき事項、③ハラスメントになり得る言動、④修学上・就労上の適正な環境を確保するために認識すべき事項、⑤ハラスメントに起因する問題が生じた場合において学生・教職員に望まれる事項、⑥学生等への指導について定めている。「ハラスメント防止に関する規程」では、ハラスメント防止及び排除のための措置に必要な事項を定めている。

「ハラスメント防止に関する規程」に基づき、ハラスメント防止・対策委員会（資料 6-5）、相談員、調査委員会を設置し、その任務、遵守事項等を定めている。相談員の氏名、学内連絡先等は学内掲示板でも周知している（資料 6-48）。毎年新入生に配付される「CAMPUS GUIDE」（資料 6-40、39 頁）にも、ハラスメント防止についての情報を掲載して、学生への周知を図っている。また、ハラスメント防止を目的に専門家を招いて講演会を開催している（資料 6-49）。

2016（平成 28）年 9 月には、ハラスメントの防止に関する啓発活動及び研修の一環として、

DVD 教材「パワーハラスメントにならない指導のポイント」を購入し、総務部にて教職員への貸し出しを行っている（資料 6-50）。

2016（平成 28）年には、ハラスメント防止相談員が「ハラスメント相談員セミナー」に参加し、相談能力の向上を図った（資料 6-51）。

c. その他の支援

（学生寮）

自宅通学のできない女子学生のための女子寮は、共同生活によって、学業の達成と互助、自治の精神を育成し、人間性の向上をめざす厚生施設である。女子寮は大学に隣接した閑静な地にあり、勉学に集中できる環境である。定員は 70 名で、原則として 1、2 年次生は 2 人部屋、3 年次生以上は個室となっている（資料 6-52）。寮監、寮母が 1 名ずつ置かれ、学生寮運営委員会が運営にあたっている（資料 6-53）。

（課外活動支援）

本学では自治会制度を導入しており、自治会会則に則り学生の総意と自治精神のもと、課外活動を実施している。具体的な活動として、10 月に行われる学園祭（星薬祭）とクラブ活動がある。クラブ活動については、クラブ及び同好会等合わせて 39 団体があり、運動部 19 団体、文化部 9 団体、学術部 5 団体、同好会・委員会 6 団体である（資料 6-40、62 頁）。1～3 年生の約 90％の学生がいずれかの団体に所属しており、課外活動が活発に行われていることがうかがえる（資料 6-54）。学生支援部が窓口となり支援し、教員は賛助会員として参画している。また、全てのクラブ及び同好会には、教員のクラブ顧問がおり、助言等の支援を行っている（資料 6-40、62 頁）。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

a. 進路選択に関わる指導・ガイダンス

就職支援として「就職ガイダンス」「学内企業説明会」「インターンシップ説明会」等の就職支援に係るイベントの開催、求人情報・会社情報の提供に加え、学生個別対応として履歴書・エントリーシート・小論文等の添削や模擬面接などを実施している。

就職ガイダンスは、薬学科 5 年次生と創薬科学科 3 年次生及び大学院生を対象に 4 月から 12 月にかけて毎年数回実施している（資料 6-55）。就職ガイダンスでは、就職活動の進め方、業界・業種・職種研究、自己分析、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策、SPI や一般教養試験、ビジネスマナーの修得、個別企業研究など、学生がスムーズに就職活動を行えるように段階を追った内容にしている（資料 6-56）。また、製薬企業、CRO、調剤薬局、ドラッグストア、病院等の人事採用担当者を招き学内企業説明会を開催している（資料 6-57）。本説明会の参加企業は、本学学生の就職実績がある企業や本学学生の採用を希望する企業、学生が希望した企業等を選定している。会社説明の他、採用情報の公開や卒業生との交流などにより、学生の就職活動のための有益な機会となっている。

夏期休暇期間中に実施される製薬企業、CRO、調剤薬局、ドラッグストアのインターンシップへの参加の支援をしている。大学推薦のインターンシップでは、希望する学生を企業・病院・官庁に推薦する業務を行っている。インターンシップは、1～5 年次生の参加が可能となっており（資料 6-58）、企業・業種を知る機会となるとともに、以

降の学修意欲の醸成に役立つものと考えている。

夏期、春期休暇中には、希望者に対して、「公務員試験対策講座」を開講している（資料 6-59）。2011（平成 23）年度からは、「就職内定報告会」を開催し、就職活動を終えた学生が後輩に対して、就職活動に関する情報の伝達及び助言を通して支援している。多くの卒業生が就職する「製薬メーカー （MR 職・研究開発職）」「CRO・SMO」「病院薬剤師」「薬局薬剤師」「公務員」等の業種ごとに、内定を得た先輩が Q&A 形式でアドバイスしており、後輩学生の参加は 60～80 名と活発な交流が行われている（資料 6-60）。

社会の国際化に対応し、学生の英語力強化と就職活動で必要となる TOEIC スコア取得を奨励するため、大学内で行われる TOEIC-IP テストを実施し、受験料の半額を補助している。また、600 点以上の高得点の場合は全額を補助している（資料 6-61）。平成 27 年度からは夏期に「TOEIC 対策講座」を実施している（資料 6-62）。

2012（平成 24）年度以降の卒業予定者の就職活動時期は、経団連の指針等によりめまぐるしく変わっている。その変化に対応するため、ガイダンス等での指導とともに、企業説明会等の就職活動に関連するイベントの開催時期を調整している。また、先輩学生が就職活動全般の記録を記した「就職活動報告書」を整備し、自由に閲覧できるようにしており、後輩学生の貴重な資料となっている（資料 6-63）。就職相談は、学生が安心して相談できるよう別室（就職相談室）で随時対応している。

b.キャリア支援に関する組織体制

学生の進路・就職支援は学生支援部が担当している。学生支援部は、部長 1 名、部長補佐 2 名（それぞれ教員兼務）と専任の事務職員 6 名で構成されており、事務職員は企業情報や採用情報の収集・整理、就職に関するデータ収集と解析を行っている（資料 6-2）。また、本学では学生支援委員会（教員 10 名、事務職員 2 名）を設置し（資料 6-5）、進路選択に関する企画立案を行い、教授会で報告し（資料 6-64）、教職員一体となって就職支援に取り組んでいる。また、学生が 4 年次に配属される卒業研究の教室・研究室・部門の教員と連携を取り、学生の就職指導を行っている。

各種企業の人事担当者との懇談を通じて、次年度の採用計画、学生育成に対する企業からの要望などの情報収集及び意見交換を行うことを目的とした就職懇談会を実施している（資料 6-65）。

２．点検・評価

＜基準６の充足状況＞

学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化、留年生および休・退学者の状況把握と対処、補習・補充教育に関する支援体制とその実施、障がいのある学生に対する修学支援措置、奨学金等の経済的支援措置、ハラスメント防止のための措置、キャリア支援に関する組織体制の整備、進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施については、いずれも適切に行われ、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1）学生支援の方針である、「すべての学生が自立した社会人・職業人となり、さまざ

まな領域・分野で貢献できるよう、学生の多様な個性を尊重しつつ、個々人が自ら将来像を描き、その実現に向けた学修その他の活動を行うために必要な支援を継続的に行うことを目指す。」について、学生支援に係る部署の意見を集約した上で、学生支援委員会が立案し（資料 6-66）、教授会で決定後、議事要録（資料 6-67）にて配付しており、教職員に充分に周知されている。

2）指導グループ制度（資料 6-9、51 頁）は、本学の修学・生活・進路支援の根幹となる制度である。入学時に学生を配属し教員と交流することで、学修支援の他、留年、休学、退学となる状況を予め把握することでその発生を抑制できていると考えられる。

3）障がいのある学生に対する修学支援については、障がい者用のトイレやエレベーターの設置等の施設整備を行っている。また、重度難聴者について、障害学生支援委員会による支援により、学位取得、国家試験、就職についての支援制度が有効に機能していると考えられる（資料 6-20～25）。

4）大学独自の奨学金制度については、希望者全員が貸与できる体制が構築され、学生に対する経済的支援に貢献している（資料 6-26～29）。

5）定期健康診断における受診率は平均 99.8%であり、学生の健康の保持増進、疾病の早期発見予防が適切に行われていると考えられる。健康診断を受診できなかった学生に対しても適切な配慮がなされている（資料 6-41、資料 6-42）。

6）学生の進路・就職支援を担当する学生支援部（旧就職部）を中心として、就職ガイダンス、インターンシップ説明会、学内企業説明会、TOEIC 学内テストの実施及び受験料補助、公務員試験対策講座等が行われている。これらの就職支援活動における貢献度の定量化は難しいが、学生の関心も高く、平成 27 年度進路決定率は 97%と高い数値にある（資料 6-68）。

7）学生支援部が発足するにあたり、学生部・就職部時代は不定期であった委員会を、毎月の定例会として、学生支援に係る業務報告や審議を行っており（資料 6-4-2）、より良い学生支援をめざし、改善活動を実施している。

②改善すべき事項

1）指導グループ制度に代表されるように、本学では学生と教員と交流する機会を多く設け、学生の学修及び生活を支援している。2015（平成 27）年度より開始された新カリキュラム（薬学科）では、指導グループ教員（1、2 年次生）、卒論指導教員（3～6 年次生）と、従前（指導グループ教員が 1～3 年次生、卒論指導教員 4～6 年次生）に比べ、指導グループ教員の担当学生数が少なくなり、よりきめ細かく対応ができるようになった一方で、卒論指導教員の担当学生数が増加し、学生一人ひとりへの対応時間の減少等のおそれがあるため、指導グループ教員や卒論指導教員間のより密な情報共有や協力が必須であり、学生の情報を教員間で共有する仕組みを構築する必要がある。

2）創薬科学科の学生は研究・開発職の就職希望が多く（資料 6-69）、卒論研究室の選択など、早期から進路選択のための教育、支援が必要である。

3）講義、実習等で過密なスケジュールで生活しているためか、学生の相談件数が増加傾向にある。学生相談室のキャパシティーの拡充等により支援体制の強化が必要であ

る（資料 6-70）。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1）指導グループ制度が学生の修学支援に大きな役割をもっていることは前述のとおりである。この制度をさらに充実させることを含めた学生支援部活動計画（平成 28～29 年度）が定められた（資料 6-71）。このなかで、入学時から就職まで一貫した学生生活の支援を目指し、個々の学生に対するきめ細やかな指導を実現させるため「学生カルテ」の導入を検討している。「学生カルテ」導入により、学生がキャリアパスを構築するために必要な情報を教員間で共有する仕組みを構築することも併せて企図している。

2）進路決定率は順調に推移しているが、学生の進路選択に向けた早期のキャリア教育を低学年次から積極的に実施し、個々の学生の希望にあった進路を選択できるよう指導・助言する。

②改善すべき事項

1）低学年次の指導グループ担当教員と卒論指導教員とが学生支援活動に関して円滑な引継ぎを行うために、新たに導入を検討している「学生カルテ」の活用を検討する。

2）就職支援に関して、薬学科の学生に対しては、薬剤師としての業種だけでなく、幅広い業界・業種の情報を提供し、また、薬剤師の資格を取得しない創薬科学科の学生に対しては、1、2 年次生に個別面談を実施する。また、大学院生についても、進路選択肢に差異があるものの、早期のキャリア支援体制を構築する。

４．根拠資料

6-1　星薬科大学事務組織規程
6-2　星薬科大学事務分掌規則
6-3　星薬科大学ビジョン 2025-2030（既出　資料 1-4）
6-4-1　星薬科大学学報　第 83 号　12 頁
6-4-2　2016（平成 28）年度　学生支援委員会日程および議事一覧
6-5　平成 28 年度役職者及び各種委員会一覧（既出　資料 2-6）
6-6　教務規程
6-7　学生通則
6-8　星薬科大学保健管理センター規程
6-9　平成 28 年度 学生便覧（既出　資料 1-14）
6-10　修学状況（在籍学生数、休学退学者数、学士課程修了状況）
6-11　学生受入状況について
6-12　2015（平成 27）年度　薬学部　「休学・退学」一覧
6-13　2016（平成 28）年度　薬学部　指導グループ担当教員一覧
6-14　保健管理センター案内
6-15　星薬科大学教育支援サイト HoPS（URL：https://hops.hoshi.ac.jp/ ）

6-16　再入学に関する内規
6-17　平成 27 年度第 24 回教授会議事要録（抜粋）
6-18　星薬科大学ホームページ「総合基礎薬学教育研究部門」
（URL:http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kyoushitsuhgaid/29-4kyoushitsu.sougoukiso.php ）
6-19　総合基礎薬学教育研究部門のミッション及び 2015（平成 27）年度活動資料
6-20　星薬科大学　障がい者用トイレ・エレベーター配置図
6-21　ノートテイカー利用実績
6-22　実習における補助実績
6-23　2012（平成 24）年　OSCE 実施要領 聴覚障害者用
6-24　実務実習における非常勤講師の派遣
6-25　実務実習補助者シフト表
6-26　奨学金貸与金額月額推移　2009（平成 21）～2016（平成 28）年度
6-27　星薬科大学奨学金及び日本学生支援機構奨学金の利用者推移
6-28　星薬科大学奨学金貸与規程
6-29　星薬科大学院奨学金貸与規程
6-30　星薬科大学学生表彰制度
6-31　テーオーシー・大谷奨学金公募要領
6-32　地方自治体・民間育英団体奨学金　利用者推移
6-33　企業奨学金一覧ファイル（抜粋）
6-34　星薬科大学大学院外国人留学生奨学金規程
6-35　福島第一原子力発電所事故に伴う学費減免等の特別措置について
6-36　熊本地震により被災された学生に対する授業料等特別措置の適用について（通知）
6-37　2015（平成 27）年度　学会参加費支援資料
6-38　2015（平成 27）年度　アドバンスト実務実習補助内容及び参加者
6-39　2015（平成 27）年度　海外アドバンスト実務実習補助内容及び参加者
6-40　CAMPUS GUIDE 2016
6-41　平成 27 年度 保健管理センター活動状況報告
6-42　公益社団法人全国大学保健管理協会機関紙 CAMPUS HEALTH 53(2)　79～84 頁
6-43　健康の理解と増進のための調査
6-44-1　学生相談室の利用案内
6-44-2　学生相談室案内
6-45　学生から相談を受けるにあたって～教職員の方々へ～
6-46　星薬科大学ハラスメント防止についての指針
6-47　星薬科大学ハラスメント防止に関する規程
6-48　ハラスメント相談員
6-49　2015（平成 27）年度　ハラスメント防止に関する講演会プログラム（既出　資料 3-30）
6-50　パワハラ防止 DVD の貸し出しについて（総務部メール）
6-51　ハラスメント相談員セミナー受講票

6-52　星薬科大学学生寮・推薦学生会館のご案内（抜粋）
6-53　学生寮に関する規程
6-54　クラブ在籍者一覧［実地調査時公開資料］
6-55　2016（平成 28）年度　ガイダンス実施計画
6-56　2016（平成 28）年度　就職ガイダンスプログラム
6-57　2015（平成 27）年度　学内企業説明会概要
6-58　2016（平成 28）年度　インターンシップ概要
6-59　2016（平成 28）年度　公務員試験対策講座概要
6-60　2015（平成 27）年度　内定者とのフリートーク概要
6-61　2015（平成 27）年度　TOEIC テスト結果報告
6-62　2016（平成 28）年度　TOEIC 対策講座概要
6-63　就職活動報告書［実地調査時公開資料］
6-64　平成 28 年度　第 21 回教授会議事要録（抜粋）
6-65　2016（平成 28）年度　就職懇談会次第
6-66　2016（平成 28）年度　第 8 回学生支援部委員会議事要録（抜粋）
6-67　2016（平成 28）年度　第 17 回教授会議事要録（抜粋）
6-68　平成 27 年度就職・進学状況（既出　資料 1-6）
6-69　創薬科学科学生個別面談結果
6-70　学生相談室 25・26・27 年度利用者数
6-71　2016（平成 28）年度　第 1 回学生支援部委員会資料

第７章　教育研究等環境

１．現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学の創立者・星一は、現在のキャンパスのある荏原の地に約 1 万坪の土地を購入し、1924 年に大講堂（本館）を竣工させた。その後、1941 年に薬学専門学校、1950 年には大学として認可され、1966 年に大学院修士課程、1975 年に大学院博士課程を設置した。そして 2006 年の新薬学教育制度への移行に伴い、校舎・施設を充実させ、今日に至っている。

星一が唱えた「本学は、世界に奉仕する人材育成の揺籃である」という建学の精神と教育研究活動を永続的に発展させるために、将来ビジョン検討委員会を設置し、2014 年 5 月「星薬科大学ビジョン 2025-2030」を策定した（資料 7-1）。このビジョンの中で「日本国内有数の薬系教育機関を目指すべく教育環境を一層整備する」また「適切な資産管理」という方針を定めている。（資料 7-1、2、5 頁）このビジョンを具現化するために毎年度、事業計画及び予算編成方針を定め、各年度予算の中で教育研究環境の整備が行われている。例えば、平成 26 年度の事業計画（資料 7-2、1 頁）には、新規事業として、第二新館の一部改修、8 号館の建設（1 号館の建替え）、本館の改修・補強等が計画されおり、また継続事業として、本館講堂の建替資金の準備などが記載されている。それに従い管財部において所要資金含めた具体的な提案を作成し、予算委員会において協議した後、予算案を作成し理事会・評議員会の議を経て予算を決定している。各事業年度における修繕、改造、あるいは増強等の小規模の案件については、関係する部署及び学内委員会からの要望に基づいて、管財部で起案し、予算委員会で優先順位及び緊急性を審議し予算案を編成している。

このように定めた「教育・研究設備の整備」の適切性については、次年度の予算編成のプロセスの中で、学内の関連部署（教務部、学生支援部、管財部、図書館等）、関連委員会（教務部委員会、学生支援部委員会、機器センター委員会、図書委員会、事務連絡会議、スタッフミーティング等）の会議の中で検証、確認される。それを踏まえて次年度予算案が予算委員会より提案され、理事会において決定される。年度毎の事業計画、予算編成方針は学外には公開していないが、学内においては教授会等を通じて教職員及び事務職員に共有されている。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

a. 校地・校舎等の整備状況

本学は 1922 年に星製薬商業学校の創立以来、現キャンパスのある荏原の地で教育研究を続けてきた。創立者星一が購入した約 1 万坪の土地に加え、その後周辺の土地を入手することにより、現在、所有地としては 38,115 平米、認定校地面積は 32,841 平米となっている。本学（学部）の収容定員（1640 名）から算出される基準校地面積（16,400 平米）を十分に満たしている。

本学キャンパスは品川区ＪＲ五反田駅の南西・約 1.6 km に位置し、東急目黒線、東急池上線、都営浅草線の最寄駅から徒歩 10 分程度の立地にあり、通学、通勤には有利な条

件を備えている。特に新薬学教育制度への移行（2006 年）に備えて、教育研究設備の拡充のために、新星館（2001 年竣工）及び第二新館（2004 年竣工）を建設した。その後も、創立百周年を記念し百年記念館（2010 年竣工）の建設を行い、講義室、ゼミ室等は充実した。2017 年 3 月時点の運動施設は、フットサルグラウンド、体育館、テニスコート（3 面）、弓道場他となっている。体育館にはバスケットコート、卓球室、柔道室、トレーニング室がある（面積合計 1,349 平米）。

校舎については、総面積が 46,904 平米であり、医薬品化学研究所、体育館、女子寮、本館メインホール等の除外校舎面積を除き、認定校舎面積として 36,931 平米となっている。収容定員（1640 名）から算出した基準校舎面積 11,932 平米（大学院設置基準第 22 条により大学院用の面積は算入せず学部校舎面積のみとした）を十分に満たしている。主要な建物としては、本館（7,426 平米、1924 年竣工、2001 年改修）、新星館（16,969 平米、2001 年竣工）、第二新館（8,804 平米、2004 年竣工）、百年記念館（2,312 平米、2010 年竣工）があり、講義、実習、モデル薬局実習、卒論実習、研究等が行われている。

教育研究用の付帯設備については、体育館（総面積 2,128 平米、1977 年竣工、2009 年耐震改修）、医薬品化学研究所（3,782 平米、1986 年竣工）等が設けられている。薬草園（1941 年設置）は、本学が薬科専門学校に認定されて以来の施設であり、大学構内に 2,958 平米の敷地に温室（166 平米）を有し、800～900 種の植物が栽培され、教育に利用されている。本学薬草園は都区内としては随一の面積を有し、キャンパスの周辺に緑の少ないなかで、学生・職員に加え、近隣の住民の方々にも公開しており、地域の憩いの場ともなっている。動物飼育棟としては 1 号館（総面積 661 平米、1953 年竣工、1994 年動物飼育用に改修）を使用しているが、現在 8 号館を建設中であり（2,370 平米、2017 年竣工予定）、竣工後には動物飼育の機能は 8 号館に移行する予定である。教育研究用途以外の付帯設備としては、食堂（新星館 1 階、315 平米（226 席））の他、弁当販売コーナー（新星館 1 階）やベーカリーショップ（百年記念館 1 階）がある。女子寮（2,040 平米・収容定員 72 名、計 60 室、1976 年竣工）は正門守衛所の前にあり、共同生活を学ぶ場でもある。クラブ・同好会の部室は 7 号館（1,094 平米、1962 年竣工、1992 年及 2009 年改修）と体育館の 1 階部分に設置されている。

建物の利便性、安全性などの点では新旧の建物により異なり、新星館（2001 年竣工）以降はバリアフリーなどの配慮がなされている。本館、医薬品化学研究所には改修工事により車いす用のトイレを設置し、学内全体のバリアフリー性を高めてきた。今日では学内全体で 5 か所に車椅子用トイレを有している。キャンパス・アメニティの形成あるいは全体的な快適性向上の視点から、空調機の更新、講義室やラウンジ等の什器更新、トイレの改装などを行っている（資料 7-3）

2014 年 1 月に東京都の特定整備路線放射 2 号線の計画が国土交通省から事業認可を受けた（資料 7-4）。この計画は、もともと 1946 年の戦災復興計画に由来するもので長らく事業化に至らなかったが、東京直下型地震、木造密集地域の防災対策としての必要性があるとして事業化に至ったものである。放射 2 号線は、本学キャンパスの中央を横断する計画であり、大学としての機能を維持するうえで様々な不都合が生じることになる。本学としては東京都に対し道路の地下化、迂回等の再考を東京都知事及び文部科学大臣に陳情

し、現在東京都と交渉中である。計画されている道路の用地買収（幅 25 m、長さ 70 m 程度）があっても校地面積が大学設置基準より不足することはなく、また建物も現存しない。しかし、電気設備、実験排水設備、守衛所などを再配置する必要がある。また、道路建設により、大学設置基準に定められた薬草園の面積が半減することになり、移設等を含めた薬草園の再建についても検討が必要となる。現在のところ、用地買収の完了時期、工法、工事時期が明確にされておらず、将来的なキャンパス計画の策定に重大な支障を来たしていることが切実な問題である。

b. 校地・校舎・施設・設備の維持・管理

日常的な設備や施設の整備・保守・管理は管財部が所管し、三菱ビルテクノサービス株式会社に業務委託している。同社からは、平日のオフィスアワーは 3 名、夜間休日は 1 名が設備センターに常駐する 24 時間体制となっている。また、同社には学内（講義室、事務室等を含めて）の日常清掃も業務委託している。

長期修繕計画は対外的には公表していないが、管財部内資料（資料 7-5）を参考に、年度毎の事業計画、あるいは予算委員会の中で当該年度実施案件を定めている。

教室、研究施設を持つ建物は、すべて耐震基準を満たしている。しかし、非構造部材の耐震化については今後の検討課題となっている。例えば、本館ホールの天井は、非構造材としての耐震性に不安があり、平成 29 年度事業計画案において、本館天井の改修工事について検討することとしている。

築後 63 年を経た一号館（661 平米、1953 年竣工、1994 年改修）は、本館を除けば最も古い建物の一つで、動物センターとして機能してきたが、研究の質的向上を図るために 2014（平成 26）年度事業計画により 8 号館（計画 2,353 平米）の建設を定めた。8 号館は 2017 年竣工予定であり、1 号館はその後解体する予定である。女子寮は築 40 年を経ており、寮生の入退居の動向を見ながら、計画的に内装（ベッド、什器、空調、壁塗装など）を改修しているが、長期的な観点では、将来的な建替えを検討すべき時期にあり、今後の課題となっている。

全学的な省エネルギー対策としては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」及び「東京都環境確保条例」を目標として、学校法人星薬科大学エネルギー管理規程（資料 7-6）を制定し取り組んできた。省エネ法については、2009 年の原油換算の排出量は 2,170 KL で、翌年は薬学科 6 年生増員、百年記念館本格稼働により、2010（平成 22）年度、2,335 KL に増加したものの、その後の省エネ対策の強化等により、2015（平成 27）年度、1,719 KL に削減し、年平均 1 %以上のエネルギー消費原単位低減化を達成した。一方、東京都の温室効果ガス排出条例では、第 1 期計画期間（2010～2014 年度）で毎年度 8%の削減が求められた。本学では、最終年度（2014）においては、単年度の基準排出量を下回るまでに削減を達成したが、第一計画期間全体では削減目標 17,590 トンに対し、削減量 15,555 トンと不十分であり、学外から t-CO_2 2,035 トンを購入した。第二期計画期間（2015～2019 年度）は削減義務率 17%というかなり厳しい目標であるが、8 号館建設によるエネルギー効率向上が期待され、その他の省エネ対策も講じる予定である。

c. 安全・衛生の確保

安全衛生管理については、学校法人星薬科大学安全衛生管理規程（資料 7-7）を定め、

学内に「安全衛生委員会」を設置している。この委員会は学長を委員長とし、産業医、安全衛生委員、ＲＩセンター長、防災管理者、労働組合員代表を含むものであり、毎月１回の委員会を開催するとともに、職場巡視として定期的に構内の査察を行っている。設備としての安全管理については、年１回の防災管理点検を実施しており、さらに毎月、常駐している三菱ビルテクノサービス㈱により緊急シャワー、局所排気ブロワー、避難障害、閉鎖障害、操作障害などを含めて点検が行われている（資料 7-8）。

学生及び職員に対する教育としては、「安全の管理要綱－安全で快適な学究生活を送るために」と題するパンフレット（資料 7-9）を作成し、学生、院生、職員の全員に配付している。これは緊急時対応、化学実験の注意、化学物質の安全な取扱い、電気の取扱い、廃棄物等の学内での最低限の知識を纏めたものである。特に新入生にはオリエンテーションの中で配付し安全意識を高めるようにしている。

学内から排出される様々な廃棄物は、研究・教育で生じるバイオハザード、有害化学物質等を含み、関連法規に従い注意深く取り扱われている。本学内において、星薬科大学実験排水・廃棄物等管理規程（資料 7-10）、医薬用外毒物劇物危害防止規程（資料 7-11）等を定め、廃棄物対策委員会（資料 7-10、資料 7-12、5 頁）が管理し、管財部他が廃棄物を処理している。また、廃棄物の処理状況については、廃棄物自主監査委員会（資料 7-12、5 頁）が定期的に調査している。組織的には環境保全センターが、また実務的には廃棄物対策委員会及び管財部が実際の任にあたっている。

防火防災管理については防災管理委員会（資料 7-12、5 頁）が所管している。本学ホームページ（職員向け）に星薬科大学消防計画（資料 7-13）、大震災発生時の対応案（全体）（資料 7-14）、避難誘導・安否確認マニュアル（資料 7-15）等により職員に周知している。また、安全管理要項や防災訓練等を通じて学生にも周知している。星薬科大学消防計画（資料 7-13）には、震災対策、大規模テロ、大雨・強風等への対策等についても記載されている。また、2015 年には安否確認システムを導入し、地震等の災害発生時に、職員、学生の携帯電話等に一斉通報を送り、安否を確認できるようになった。このシステムは緊急連絡にも使うことが可能である。

本学の周辺はいわゆる「木造住宅密集地域（木密地域）」であり、直下型地震はじめ大型災害が発生した場合に危険度の高い地域に指定されている。本学は、過去には本館建設中に関東大震災（1923 年）に遭ったが被害をまぬがれ、1945 年の荏原地区大空襲では、周辺は焼け野原となったが、大学は被害を免れた数少ない建物であり、大災害発生時には周辺住民の避難受入れを想定している。

防犯警備については管財部が所管し、（株）ジャパンプロテクションに業務委託しており、常時（夜間、休日を含む）3 名の体制で警備員が構内にて勤務している。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学図書館の総面積は 1,895 平米であり、2001（平成 13）年に開館した新星館地下 1 階のメインサービスエリア（閲覧室及びラーニング・コモンズ、1,332 平米）と 2002（平成 14）年 に設置した本館 1 階の保存書庫（563 平米）から構成されている。保存書庫には、1979（昭和 54）年以前の製本洋雑誌と利用の少ない図書を配架している。閲覧席は、閲覧室に 197 席、ラーニング・コモンズに 140 席がある。2015（平成 27）年 4 月に改

装しオープンしたラーニング・コモンズは、学生がグループワークやディスカッション、プレゼンテーションの準備及び練習等ができるスペースである。机は移動・組合せが自由で、150 インチのスクリーン、プロジェクター、音響設備、50 インチ液晶モニター、ポータブルプロジェクター、LAN シート等を整備し、授業にも活用されている。また、定期試験や国家試験前の一定期間は、学習室としての利用に切り替えている。

図書館の開館時間は、平日 8:45～21:30 （時期によって閉館時刻が 20:00 または 17:00）、土曜日 8:45～12:00 である。休館日及び閉館時の図書館利用については、自動入退館システムを採用しており、教職員（教室等主任者の許可を得た大学院生を含む）は、閉館時も図書館（本館、保存書庫）を 9:00～22:00 の間利用できる。本館保存書庫は、自動入退館の資格がない学部生には利用時にカウンターでカードキーを貸与している。また、文献複写・貸借の依頼と状況確認、図書購入希望、図書貸出延長等は来館せずとも、図書館ホームページからの手続きが可能である（資料 7-16）。

所蔵資料は、図書 126,390 冊（和書 72,072 冊、洋書 54,318 冊）、逐次刊行物 1,340 種（国内雑誌 707 種、外国雑誌 633 種）、視聴覚資料 311 種である（資料 7-17-1）。大半の図書（58 %）が自然科学分野で、内訳は医学 42%、薬学 21%、化学 15%、その他（数学、物理、生物等）22%となっている（資料 7-17-1）。研究のための学術雑誌は、電子ジャーナル 3,940 種が利用可能である（資料 7-17-2）。電子ジャーナルの契約は、毎年の値上げ、為替（円安）、消費税導入等厳しい状況にあるが、タイトル毎の利用状況（アクセス数、アクセス単価）、他大学等への複写依頼タイトルを精査することで効率的な予算執行を図っている。また、このような大量の電子ジャーナルを最大限活用するため、2007（平成 19）年からリンクリゾルバ SFX を導入し、PubMed、SciFinder 等のデータベースの検索結果からシームレスにフルテキストが入手できる環境を整備し、その入手率は概ね 60%である（資料 7-17-2　項目 4）。学内で入手できない資料については、国立情報学研究所が提供する図書館間の学術情報相互提供システム（NACSIS-CAT、NACSIS-ILL）により、国内の大学等から入手し提供しており、国内で入手不可の場合は海外からの入手ルートも確保している。また、電子書籍は 212 タイトルが利用可能であり、各種データベースも整備し（資料 7-17-3）、検索のためのパソコンを 21 台備えている。

図書の選定については、図書委員（教員）が医学・薬学及び自然科学分野の選書を行い、図書館職員がその他の分野ならびに利用の実態を見ながら全般的な選書をしている。さらに学生の購入希望と合わせ、教員、図書館職員および利用者の三者によるバランスの取れた蔵書構成を図っている。2 名の図書館専任職員は、大学で図書館情報学を専攻した司書で、内 1 名は情報処理技術者の国家資格も有している。2 名の図書館職員の他、3-4 名のパートタイム、派遣社員で運営してきたが、2016（平成 28）年 4 月からは、職員が担当する業務の専門化を図るため、カウンター業務、ILL（図書館相互貸借）サービス、図書の受入・目録は学外業者に業務委託によることとした。現在は 2 名の図書館職員及び委託業者からのスタッフにより構成しているが、昼間の委託スタッフ 3 名も全員が司書資格を有するものである。

図書館の利用促進のため、1 年次生を対象としたオリエンテーションに加え、2015（平成 27）年からは 1 年次生の必修科目である「薬学人の教養入門」の 1 コマを使い、図書館の使い方のレクチャーの他、5 名ほどのグループで課題に取り組む検索実習を実施（資

料 7-18-1）し、好評を得ている。この効果は、2015（平成 27）年度の貸出統計の中で、1年次生の大幅な伸びに表れていると考えられる（資料 7-18-2 ）。さらに「E-Book 講習会」、上級学年を対象に、各教室のリクエストに応えて個別に実施する「文献探索ガイダンス」、特定のデータベースに特化した「SciFinder 講習会」「Scopus 講習会」を開催している。また、図書の展示として、「新着図書」の他、主に新入生を対象に「本学所縁の図書（星一、星新一関係）」、「教員、学生が勧める 1 冊」をコメント付きで展示し、関心を集めている。さらに雑誌、新聞についても本学教員による論文、新聞記事の情報を掲示板に掲示している。

図書館は大学の情報発信機能の一つとして、2014（平成 26）年 7 月に「星薬科大学学術情報リポジトリ：Stella」（資料 7-19）を立ち上げ、教職員、学生の教育・研究成果として、学術論文、学位論文、紀要掲載論文等 782 件を公開している。

図書館の管理運営は、星薬科大学図書館規程（資料 7-20）に基づき、図書委員会が所管し、図書館長（教員が兼務）、図書館職員及び業務委託している株式会社紀伊國屋書店が担当している。図書業務の適切性については、図書委員会が中心となり検証している。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

a. 教育研究等を支援する設備

学内には講義用の教室 20 室（収容人数 2,705 名）、基礎実習用の実習室 5 室（第 1～5 実習室）が整備され、薬学部薬学科及び創薬科学科の講義及び実習、大学院薬学研究科の講義で用いられている。これら以外に、第 1 ホール（収容人数 287 名）、第 2 ホール（収容人数 320 名）、メインホール（収容人数 1,228 名）があり、大人数の講義等に供されている。

新薬学教育制度（6 年制）への移行に伴い、モデル薬局及び実務実習室が用意されていたが、2014 年度には大規模な改装を行った。具体的には、第二新館 7 階、8 階にモデル薬局（1 及び 2）、調剤実習室、無菌調剤実習室、注射室を集約し、さらにセミナー室（1～7）を併設し、実務実習のしやすい環境を整備した。

学内には動物センター（前述）、機器センター、RI センターが設置され、教育研究を支援している。機器センター（新星館地下 1 階及び 5 階、医薬品化学研究所地下 1 階）には、核磁気共鳴装置、質量分析器、DNA 解析装置、フローサイトメーター、超遠心分離機、共焦点レーザー顕微鏡、粉末 X 線解析装置等の機器が設置され、各教室・研究室に所属する大学院生、卒論生、教員の共用装置となっている。管理・運営は、薬学教育研究センターの 2 名の教員が担当している。また、RI センターは第 2 新館 5 階に設置され、放射性同位元素を用いる種々の実験研究に利用されている。管理・運営は、放射線取扱主任者及びアイソトープ実験安全委員会の監督下、株式会社日本環境調査研究所に業務委託している。

学内の自習スペースについては、本館 3 階の自習室（第一：48 席。第二：96 席）の他に、百年記念館ラウンジ（1 階、268 席）、医薬品化学研究所ラウンジ（1 階、96 席）などを自習スペースとして公開している。1～2 月には、さらに図書館に隣接したラーニングコモンズや講義室を自習室として開放している。

学内のネットワークは、ホシネットとして職員、学生が利用できるようになっている。

職員はオフィスのパソコンから有線 LAN により利用できるが、学生に対しては、学生コンピューター室及び CBT 室に限定されていたために利用が制約されていた。2014 年に学内情報をホシネット経由で利用する HoLS（資料 7-21）、HoPS（資料 7-22）と呼ばれる学内情報公開システムが導入された。さらに 2015 年度には、構内の一部に無線 LAN を試験的に設置し、学生自身のパソコン、スマートフォンなどでホシネットに繋げられるように改善した。今後はネットワークのセキュリティレベルを上げるとともに、公開する情報の拡大を目指している。

教育研究等を支援する環境や条件を整備するため、教務委員会、実務実習委員会、学生支援委員会、図書委員会などから要望が出され、予算委員会において審議が行われる。

b. ＴＡ・ＲＡ・技術スタッフなど教育研究支援体制

教育研究を支援するためにティーチング・アシスタント（ＴＡ）、リサーチ・アシスタント（ＲＡ）及びポスト・ドクター（ＰＤ）制度を導入している（資料 7-23～24）。薬学研究科総合薬科学専攻修士課程に在学中の学生を対象にＴＡを募集しており、毎年修士課程のほとんどの学生が申請し、採用されている。ＴＡは実習補助や授業補助を主な業務としているが、学業に支障がない範囲での業務とすることを考慮し、通年平均して週 4 時間を超えない範囲（年間 200 時間以内）での活動としている。

ＲＡは、薬学専攻及び総合薬科学専攻の博士課程の大学院生（社会人大学院生を除く）を対象に募集を行っている。ＲＡの主な任務は、本学において実施されている研究プロジェクト等の研究補助であるが、授業の補助や卒論生の指導も行っており、研究と教育の一助となっている。なお、ＲＡの勤務については、月 40 時間以内としている。

博士課程修了者を対象にＰＤを募集しており、本学で実施している共同研究プロジェクト等に参画し活躍している。過去 3 年間（2014（平成 26）年度～2016（平成 28）年度）のＴＡ、ＲＡ及びＰＤの採用実績は下記の通りである。

【ＴＡ】

年　度	修士課程学生数	採用者数
2014（平成 26）年度	41	39
2015（平成 27）年度	30	29
2016（平成 28）年度	34	32

【ＲＡ】

年　度	博士課程学生数	採用者数
2014（平成 26）年度	36（19）	18
2015（平成 27）年度	35（22）	21
2016（平成 28）年度	31（17）	16

（　）内は社会人学生を除いた数

【ＰＤ】

年　度	採用者数
2014（平成 26）年度	3
2015（平成 27）年度	1
2016（平成 28）年度	3

c. 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保

教員に対して教育・研究活動に必要な費用を支給している。本学の教室・研究室費 については、教員毎の個別予算の他、学部生数・大学院生数等を勘案し配賦しており、1）職位等に基づく金額区分による基礎配賦（1 名 280～850 千円）（資料 7-25-1）、2）教育・研究実績に基づく査定配賦（教室・研究室あたり最大 350 千円）（資料 7-25-2）、3）職位に基づく金額区分による旅費（1 名 70～110 千円）（資料 7-25-1）、4）担当の卒論学生数に基づく配賦、5）所属する大学院生、研究生、研修生の数に基づく配賦、6）図書費、7）通信費等を合計し配賦額を決めている。また、科研費の採択に向けて、イノベーションセンターが中心となり申請書や記載内容への助言などの支援をしている（資料 7-26）。学外から獲得した受託事業費、奨学寄付金については、それぞれ総額の 15%、10%を間接経費あるいは管理経費として大学が受け取り、残額を研究室、研究者へ配賦している（資料 7-27-1　第 9 条、資料 7-27-2　第 6 条）。

研究室スペースの確保については、教室・研究室によって若干の差異はあるが、代表的な例（新星館 4 階・医療薬剤学教室）をあげると、教授室 21.60 平米、准教授室 10.65 平米、スタッフ室 64.80 平米、研究室 144.00 平米、特殊機器室 10.65 平米、測定室 10.95 平米、倉庫等 10.94 平米で、教室の占有面積の合計は 272.64 平米となる（資料 7-28）。

教員の研究は、講義、実習、演習、卒論生及び大学院生の指導等の業務のない時間に行っている。裁量労働制のもと、各教員が工夫し、学生の夏期及び冬期休暇等を活用している。また、教員は、教授会の審議事項等を検討する各種委員会の委員に任命されているが、委員会活動に伴う負担を軽減するため、委員会の統廃合等により効率的な委員会活動に取り組んでいる。平成 27 年度には委員会組織を見直し、それまでの 67 委員会を 58 に統廃合した（資料 7-29-1～2）。

オフィスアワーの設定は、学生が相談しやすい環境を整えるとともに、教員の研究時間の確保にも役立っている。オフィスアワーの学生への周知については、オフィスアワーの概要について掲示するとともに、講義要項（シラバス）に掲載している（資料 7-30）。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学での配慮が必要な実験・研究には、①ヒトを対象とした研究、②動物実験、③組換え DNA 実験等があげられる。これらに関しては、学長が委嘱した委員会により規程に基づいた厳格な審査が行われ、研究者は学長の許可を受けた計画書に基づき研究を実施している。また、研究費の不正使用防止、研究不正防止等についても、職員に対する教育を実施している。

a. ヒトを対象とした研究

ヒトを対象とした研究について、本学では対象者を保護し、研究の公正と信頼性を確保することを目的として、星薬科大学研究倫理規程（資料 7-31）に従って、研究倫理委員会による倫理審査が行われている。本学においては、適正かつ円滑に審査を進めることを目的に、学内 WG と本審査の 2 段階の委員会を実施している。研究計画書が提出されると学内 WG において研究実施代表者に対してヒアリングを行い、この結果を、弁護士等の外部委員を含んだ全委員による本委員会に進達し審議する。審査内容について、特に介入・侵襲を伴う研究については、共同研究先の倫理委員会の承認を得ることを承認の条件とす

る等、対象者の安全面に配慮した審査体制を構築している。また、ホームページにおいて審査結果を掲載する等、情報公開にも努めている（資料 7-32）。

b.動物実験

動物実験は、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定める星薬科大学動物実験規程（資料7-33）に基づき行われている。審査を行う動物実験委員会の委員の構成については、星薬科大学動物実験委員会規程（資料7-34）に定められており、提出された動物実験計画書は当該委員全員により審査され、計画変更があった場合、また結果報告等についても適宜審査を実施している。なお、動物センターの運営方法については星薬科大学動物センター管理運営規程（資料7-35）、実験動物の適正な管理方法、動物センターの使用方法については星薬科大学動物センター使用規程（資料7-36）に定めている。動物実験規程、動物実験等に関する自己点検・評価結果については、ホームページにて公開している（http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/animal.php）。

c.組換えDNA実験

本学では、組換えDNA実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的として、星薬科大学組換えDNA実験安全管理規則（資料7-37）が設けられている。本規則において星薬科大学組換えDNA実験安全委員会及び委員の構成について定められており、提出された組換えDNA実験計画書は、当該委員全員により審査され、計画変更があった場合、また結果報告等についても適宜審査を実施している。なお、実験室での環境面・安全面についての遵守事項については、組換えDNA実験室使用規程（資料7-38）に定めている。

d.研究の不正防止について

公的研究費の不正使用防止については、学校法人星薬科大学における研究者の行動規範（資料 7-39）、 学校法人星薬科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程（資料 7-40）、星薬科大学不正防止対策の基本方針及び基本方針に基づく具体的な対策（資料 7-41）、学校法人星薬科大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程（資料 7-42）、星薬科大学不正防止計画推進室要項（資料 7-43）、学校法人星薬科大学の契約に係る取引停止の取扱要項（資料 7-44）、学校法人星薬科大学利益相反管理ポリシー （資料 7-45）、学校法人星薬科大学利益相反管理規程（資料 7-46）が定められている。

研究不正防止については、毎年、FD、SD 研修の一環として、主に教職員を対象に開催し、説明している（資料 7-47）。公的研究費等の使用、管理方法については、「経理ハンドブック」（資料 7-48）に記載し、学内の科研費説明会等で説明している。また、公的研究経費に係る内部監査を毎年実施し、その結果については、教授会及び理事会で報告している（資料 7-49）。

さらに、研究倫理教育の一環として、文部科学省大学間連携共同教育推進事業「研究者育成の為の行動規範教育の標準化と教育システムの全国展開」（CITI Japan プロジェクト）の研究倫理ｅラーニングを導入し、教員、研究者及び研究費に関わる事務職員に受講を課している（資料 7-50）。また、公的研究費の交付を受けている教員、研究者に対しては、日本学術振興会が発行している研究倫理教育用のテキスト「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」の通読を義務付けている（資料 7-51）。

２．点検・評価

＜基準７の充足状況＞

教育研究等環境の整備に関する方針の明確化及び十分な校地・校舎および施設・設備の整備についてはいずれも適切に行われ、また図書館、学術情報サービス、教育研究等を支援する環境や条件、研究倫理を遵守するために必要な措置についても適切に整備されており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1）平成 18 年度からの新薬学教育制度（6 年制）に対応するために整備されたモデル薬局及び実務実習室は、薬学科の実務実習前の事前実習等に活用されている。平成 26 年度には、大規模な改装を行い、モデル薬局、調剤実習室、無菌調剤実習室、注射室の集約、さらに 7 室のセミナー室を併設等、環境が整備されたことにより、効果的な事前実習が行われている（資料 7-52）。

2）図書館の運営は経費的に厳しい状況が続いているが、新入生を対象としたオリエンテーションや演習の効果が 2015（平成 27）年度 1 年次生への貸出の大幅な伸びに表れていると考えられる（資料 7-20）。

3）薬草園は、都区内随一の面積を有する薬用植物園であり、日常的に教育・研究に使われているとともに、学生に対してリフレッシュの場を提供している（資料 7-53）。

②改善すべき事項

1）新薬学教育制度への移行を控えて建設された新星館（2001 年竣工）及び第二新館（2004 年竣工）は、竣工以来十数年を経ており、設備の計画的な保全を検討すべき時期にきている。一部の空調機は既に更新しつつあるが、建物全体としての中期的保全計画を立てる必要がある。

2）2014 年に本学キャンパスを横断する東京都特定整備路線放射 2 号線（資料 7-4）が事業認可を受けた。この計画が実施されると薬草園の面積が大幅に縮小されることに加え、キャンパスが分断されることになる。本学としては、事業主体である東京都に地下化あるいは迂回を陳情しているが、仮に道路計画が現状の案どおりに実行されるならば、対応策を早急に立案せねばならない。

3）教育研究施設として局所排気装置（ドラフト）について一定数が整備されているが、2014 年の特定化学物質障害予防規則（特化則）の改正に伴い、対象となる物質の範囲が広がったため局所排気装置を強化する必要がある。

4）8 号館の建設にともない、2016 年に水泳プール及びテニスコート 1 面を閉鎖した。学生の運動施設が減少することから、代替施設の確保が課題となった。

5）本学の消防計画（資料 7-13）は策定されているが、地域全体の防災対策についても考慮していく必要がある。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

1）教育研究支援体制の整備に関し、現状において支援体制はおおむね整備できていると

考えられるものの、教育研究に求められる内容・手法が変わりつつあるので、臨機応変に対応していく必要がある。アクティブラーニングの重要性の増大、講義形態の多様化、e-ラーニング、情報収集、両方向型講義等、情報システム環境としてのネットワークやデータベースの必要性はますます増加していくものと思われる。そのため引き続き教育研究環境を整備して行く。

2）薬草園は、薬学部の教育にとって必須の施設であり、大学設置基準においても設置が義務づけられている。今後も栽培品種や規模などについて、生薬学教室及び基礎実習研究センターと連携しながら整備する計画である。

②改善すべき事項

1）新薬学教育制度への移行を控えて建設された新星館（2001 年竣工）及び第二新館（2004 年竣工）は、竣工以来十数年を経ており、設備の計画的な保全を検討すべき時期にきている。一部の空調機は既に更新しつつあるが、建物全体としての中期的保全計画を立てる予定である。

2）仮に東京都特定整備路線放射 2 号線の計画が現状の案どおりに実施されると、薬草園の大幅な縮小、キャンパスの分断など長期的なキャパス構想が大きく変わる。竣工後 90 年を経た本館の建替えについても、この道路計画次第で様相が変わる。本学としては、１万余筆の署名を集め、東京都及び文部科学省にに地下化あるいは迂回を陳情しているが、道路計画が実行された場合に備えて、教授会及び理事会において早急に議論を始める予定である。

3）2014 年の特定化学物質障害予防規則（特化則）の改正に伴う局所排気装置を強化していくことを事業計画に組み込む。

4）2016 年に閉鎖された水泳プール及びテニスコート 1 面の代替施設の整備には時間がかかることから、これらの施設を主に使用する水泳部及び軟式テニス部と協議し、公共運動施設等の借用料の補助を平成 29 年度予算に計上する予定である。

5）本学の消防計画と地域全体の防災対策の連携について，品川区、荏原消防署、荏原警察署と協議しつつ地域の防災に貢献する。現在、本学は品川区の一時避難所として、品川区より災害救援物資を預かっており、より積極的に地域と連携し、学生、教職員及び地域住民の安全を確保していく。

４．根拠資料

7-1　星薬科大学ビジョン 2025-2030（既出　資料 1-4）
7-2　平成 26 年度事業計画
7-3　平成 26 年度管財部予算資料［実地調査時公開資料］
7-4　特定整備路線放射第 2 号線（西五反田）事業（東京都ホームページ）
7-5　建物別修繕計画概要［実地調査時公開資料］
7-6　学校法人星薬科大学エネルギー管理規程
7-7　学校法人星薬科大学安全衛生管理規程
7-8　平成 26 年度防災管理点検報告、及び月次点検報告［実地調査時公開資料］
7-9　安全の管理要項－安全で快適な学究生活を送るために

7-10　星薬科大学実験排水・廃棄物等管理規程
7-11　医薬用外毒物劇物危害防止規程
7-12　平成 28 年度 役職者及び各種委員会一覧（既出　資料 2-6）
7-13　星薬科大学消防計画
7-14　大震災発生時の対応案（全体）
7-15　避難誘導・安否確認マニュアル
7-16　図書館利用案内
7-17-1　2015（平成 27）年度蔵書報告
7-17-2　2016（平成 28）年電子ジャーナル
7-17-3　2016（平成 28）年データベース・電子ブック・ツール一覧
7-18-1　修学の手引き（薬学人としての教養入門）
7-18-2　2015（平成 27）年度貸出統計
7-19　星薬科大学ホームページ「学術情報リポジトリ　Stella」
（URL ： https://stella.repo.nii.ac.jp/）
7-20　星薬科大学図書館規程
7-21　星薬科大学学修支援サイト HoLS
（URL：https://hols.hoshi.ac.jp/ ）
7-22　星薬科大学教育支援サイト HoPS（既出　資料 6-15）
（URL：http://hops.hoshi.ac.jp/ ）
7-23-1　星薬科大学ティーチング・アシスタント規程
7-23-2　星薬科大学ティーチング・アシスタント規程の運用に関する細則
7-24-1　星薬科大学リサーチ・アシスタント及びポスト・ドクター規程
7-24-2　星薬科大学リサーチ・アシスタント及びポスト・ドクター規程の運用に関する細則
7-25-1　平成 27 年度教員予算配賦計算根拠［実地調査時公開資料］
7-25-2　研究費・教育費の査定基準［実地調査時公開資料］
7-26　科研費申請のスケジュールについて
7-27-1　星薬科大学受託研究規程
7-27-2　奨学寄附金取扱規程
7-28　新星館 4 階平面図
7-29-1　平成 26 年度 役職者及び各種委員会一覧
7-29-2　平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧
7-30　平成 28 年度 修学の手引き（既出　資料 1-11-1～4）
7-31　星薬科大学研究倫理規程
7-32　星薬科大学ホームページ「研究倫理委員会　審査結果」
（URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/research_ethic_result.php ）
7-33　星薬科大学動物実験規程
7-34　星薬科大学動物実験委員会規程
7-35　星薬科大学動物センター管理運営規程
7-36　星薬科大学動物センター使用規程
7-37　星薬科大学組換え DNA 実験安全管理規則

7-38　組換えＤＮＡ実験室使用規程
7-39　学校法人星薬科大学における研究者の行動規範
7-40　学校法人星薬科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程
7-41　星薬科大学不正防止対策の基本方針及び基本方針に基づく具体的な対策
7-42　学校法人星薬科大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程
7-43　星薬科大学不正防止計画推進室要項
7-44　学校法人星薬科大学の契約に係る取引停止の取扱要項
7-45　学校法人星薬科大学利益相反管理ポリシー
7-46　学校法人星薬科大学利益相反管理規程
7-47　研究不正防止に係る研修会開催通知
7-48　経理ハンドブック
7-49-1　平成 27 年度第 13 回教授会議事要録（抄）
7-49-2　平成 27 年度第 7 回理事会議事要録（抄）
7-50　CITI Japan 受講案内通知（既出　資料 3-31）
7-51　研究者に対する通読案内通知
7-52　平成 26 年度 事業報告書　21 頁 3
（URL：http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/pdf/johokaiji/2_JigyouGaiyou26.pdf ）
7-53　星薬科大学薬用植物園案内

第８章 社会連携・社会貢献

１．現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、2014（平成26）年5月に策定した「星薬科大学ビジョン2025 - 2030」における目標として「国際化及び多角的な産学間連携の推進」並びに「社会連携を通じて社会貢献を果たすこと」を掲げている（資料8-1）。本ビジョンに基づき、2014（平成26）年7月に「星薬科大学産学官連携ポリシー」（資料8-2）を、また2015（平成27）年7月に「星薬科大学グローバル化ポリシー」（資料8-3）を制定し「学校法人星薬科大学規程集」に掲載している（資料8-4）。

「星薬科大学産学官連携ポリシー」では、前文に以下のとおり定めている。

> 星薬科大学は、「本学は、世界に奉仕する人材の育成の揺籃である」という建学の精神を具現化するため、人類の薬物学、医療の知的財産を継承・革新し、日本と世界に開かれた大学を基本理念とし、グローバルな人材の育成、社会及び人類に貢献する薬科学と創薬科学を基礎とする大学の創成を目指している。また、「社会に開かれた大学」を目指し、大学に蓄積された知的財産を産学官交流・地域社会との連携を通じて社会に還元することに努める。

また、「星薬科大学グローバル化ポリシー」では、前文に以下のとおり定めている。

> 星薬科大学は、グローバル社会からの要請に応えるためには、「世界に通用する薬系大学」の実現と、「世界に奉仕する薬学人」の輩出が必須である。したがって、本学には日本の強みを活かし、世界から優秀な研究者や学生を集め、高い教養と専門性、行動力と異文化への理解を備えた薬学的人材（グローバル薬学人）を世界へ輩出する教育・研究環境を構築し、本学が生み出した新しい知を継承するとともに多様な形態で世界に発信する。

このように本学は、産学官や地域社会との連携及び国際社会との協力についての基本方針を定めている。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、教育研究の成果の社会への還元として主に次の事業に取り組んでいる。

a. 生涯研修認定制度の実施

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構から、2009（平成 21）年に認定薬剤師研修機関に認定され（資料 8-5-1）、イノベーションセンターの薬剤師生涯学習支援室が、薬剤師向けの各種研修プログラムを実施している（資料 8-5-2）。平成 28 年 3 月 31 日現在の認定薬剤師数は合計 34 名である（資料 8-5-3）。平成 27 年度に開催した主催講座は 22 件、受講者数 1,699 名、認定共催講座は 12 件、受講者数 587 名となっている（資料 8-5-4）。

生涯研修については、認定薬剤師研修制度委員会にて、講習内容の適切性等を検証し、薬剤師認定制度の改善を行っている（資料 8-5-5）。

b. 地域薬剤師会との連携

教員（薬剤師）3 名が品川学校薬剤師会または荏原学校薬剤師会に登録し、学校環境衛生検査、小学生に対するくすりの飲み方指導等で協力している（資料 8-6-1～2）。また、2015（平成 27）年度から、厚生労働省・各都道府県・日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会主催の「薬と健康の週間」において、荏原薬剤師会、品川薬剤師会、品川区との共催で「くすりと健康フェア」を、学園祭と同時に開催している。2016（平成 28）年度は、薬・健康相談、健康チェック等を実施し（資料 8-7-1）、来場者数は、2 日間で延べ 700 名弱であった（資料 8-7-2）。

c. 公開講座等の開催

イノベーション・地域連携室の下、品川区との共催による公開講座として、毎年、「薬草見学会」及び「先端科学創造シンポジウム」を開催している。

「薬草見学会」は、附属施設である薬用植物園を活用し、講義と薬草見学の 2 部構成で行っている。講義は、本学の教員や学外の講師が行い、薬草見学では、本学の学生が中心となって案内している他、学生によるアロマセラピーに関する体験ミニレクチャーも行っている。また、本学の歴史的建物（大正 13 年築）や歴史資料館も併せて公開し、これらを学生が案内している。2016（平成 28）年度は、例年通り、春と秋に各 1 回実施（資料 8-8-1）し、受講生の延人数は 373 名であった。

「先端科学創造シンポジウム」は、先端科学に関する各界の第一人者を学外から講師として招き、本学学生と区民がともに聴講する形式を取っている。2016（平成 28）年度は上村大輔先生（神奈川大学特別招聘教授）を講師に迎えた（資料 8-8-2）。

また、品川区、品川区教育委員会、大田区教育委員会の後援の下、品川区、大田区の小学生、中学生を対象に科学実験教室を開催している（資料 8-8-3）。

公開講座を中心とした地域連携については、品川区と定期的に意見交換の場を持ち、品川区と連携して実施している事業について検証し、その結果を改善につなげる体制が構築されている（資料8-9）。

d. 高大連携

高大連携委員会の下、毎年、神奈川県立柏陽高等学校の高校生を本学に招き、体験実習「薬学への招待」等を開催している（資料 8-10）。また、その他の高校に教員を派遣し、薬学に関する模擬講義を行っており、2015（平成 27）年度は 8 校に教員を派遣した（資料 8-11）。

e. 薬用植物園の公開

学内に有する薬用植物園を社会貢献の一環として学外者にも公開している。薬用植物園（約 3,000 平米）に薬用を中心とした有用植物約 1,000 種類を栽培している（資料 8-12）。2015（平成 27）年度の学外からの入園者は 568 名（記名分）であった（資料 8-13）。

f. 図書選定アドバイザー

品川区立図書館と委託契約を締結し、図書の選定にあたり助言を行っている（資料 8-14）。

g. 産官学連携及び大学間連携

産官学連携の推進を図るため、企業等と受託研究契約及び共同研究契約を締結している

（資料 8-15）。2014（平成 26）年度には、産学、大学間連携の推進を図り、生命科学に係る基礎研究、応用研究及び実用化研究を行うことにより、学術研究の向上に寄与することを目的とする「先端生命科学研究所」を設置し、活動している（資料 8-16、資料 8-17、26～27 頁）。

また、医学部を有する大学を中心に学術交流協定を締結している。2016（平成 28）年 5 月 1 日現在、山梨大学、東京慈恵会医科大学、日本医科大学、金沢大学、順天堂大学、慶應義塾大学と協定を締結している（資料 8-18）。さらに、東京慈恵会医科大学、昭和大学、上智大学と協定を締結し（資料 8-19）、毎年ワークショップを開講し（資料 8-20）、がん医療分野において活躍する人材の育成を行っている。

h. 病院・薬局との連携

薬学教育研究センター・実務教育研究部門の下、病院・薬局の指導薬剤師を対象とした実務実習事前説明会、実務実習報告会、事前学習見学会を開催し、指導薬剤師と教員及び学生との連携の下、実務実習を実施している（資料 8-21）。薬剤師の実務経験を有する専任教員（実務家教員）は、実務実習先の医療機関の協力を得て研修を行っている。2015（平成 27）年度は、日本医科大学付属病院の薬剤部に、常時 1 名の実務家教員が 1 クール 6 ヶ月間常駐し、実務実習の指導とともに、薬剤師業務を行っている（資料 8-22）。その他にも、常時 2～3 名の実務家教員が、保険薬局にて週 1 回程度の研修を継続している（資料 8-23）。

i. 国際交流

「本学は世界に奉仕する人材育成の揺籃である」という建学の精神の下、海外の大学と積極的に学術交流協定を締結し、教員、学生の相互派遣を中心とした国際交流を推進している。国際交流の推進は、国際学術交流委員会で検討の上、教授会（協定締結等については理事会も）の審議を経て、イノベーションセンター・国際交流室を中心に実施される。

2016（平成 28）年 5 月 1 日現在の学術交流協定締結校は以下のとおりである（資料 8-24、8 頁）。

提携年	提携先（国名）
1987（昭和 62）	北京大学医学部薬学院（中国）
2005（平成 17）	アイルランガ大学（インドネシア）
2007（平成 19）	チュラロンコーン大学（タイ）
2007（平成 19）	ウプサラ大学（スウェーデン）
2009（平成 21）	マレーシア・プトラ大学（マレーシア）
2010（平成 22）	嘉南薬理科技大学（台湾）
2012（平成 24）	浙江工業大学（中国）
2013（平成 25）	ヴュルツブルグ大学（ドイツ）
2015（平成 27）	Royal College of Surgeons in Ireland（アイルランド）
2016（平成 28）	ヒューストン大学（米国）

2015（平成 27）、2016（平成 28）年度における主な国際交流の実績は以下のとおりである。

1) ドイツ・ヴュルツブルグ大学に 2015（平成 27）年 6 月から 1 年間の予定で助教 1 名が留学しており、2016（平成 28）年 6 月から、さらに 1 年間の予定で留学を延長している（資料 8-25）。2015（平成 27）年 7 月には同大学の教員、研究員及び大学院生・学部学生計 8 名が来学し、本学にてジョイントシンポジウムを開催した（資料 8-26）。また、同 12 月に、本学の教員 2 名と大学院学生 2 名が同大学を訪問しジョイントシンポジウムを開催した（資料 8-27）。
2) タイ・チュラロンコーン大学から、薬学部の 6 年次生 2 名が 2015（平成 27）年 6 月から 3 ヶ月間、本学に留学した（資料 8-26）。また 2016（平成 28）年 3 月に、同大学薬学部の教員が来学し、今後の共同研究の推進について協議を行った（資料 8-28）。
3) Royal College of Surgeons in Ireland（RCSI）と 2015（平成 27）年 10 月に本学にてワークショップを開催し、100 名以上の教職員、大学院生及び学部学生が参加した（資料 8-29）。また、2016（平成 28）年 6 月 6 日から 7 月 28 日までの間、サマースクールとして、同大学及び RCSI Medical University of Bahrain から 4 人の学部学生を受け入れた（資料 8-30）。他方、本学からは修士課程の学生 1 名を RCSI に派遣し、帰国後に英語による成果報告発表が行われた（資料 8-30）。

以上のような国際交流活動の他、毎月第四金曜日に「国際交流スペース」と呼ばれる留学生との交流会を開催している。この交流会は、本学学生が海外からの留学生と外国語で交流しようという主旨にて開催されている。多くの学生や大学院生が気軽に参加し、研究ばかりでなく、日常生活や文化などの広範囲の話題を留学生と語り合い、異文化交流を深めるために役立っている（資料 8-31）。

２．点検・評価

＜基準８の充足状況＞

社会との連携・協力に関する方針を定め、教育研究の成果を適切に社会に還元しており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1) 認定薬剤師研修機関として、薬剤師向けの各種研修プログラムを実施し、日進月歩で高度化する薬剤師業務に従事する薬剤師の生涯学習を支援する実績を重ねている（資料 8-5-1～4）。
2) 2016（平成 28）年 5 月 1 日現在、海外の 10 大学と学術交流協定を締結している（資料 8-24、8 頁）。そのなかで、第一次世界大戦後のドイツの荒廃した科学界の再建に対して本学創立者の星一が多大な貢献をしたという歴史的な関係を背景に、ドイツ大使館の紹介により 2013（平成 25）年に協定を締結したヴュルツブルグ大学は、本学の国際学術交流の重点校の一つに位置付けられている。同大学とは、本学教員の長期研修やシンポジウムの開催等の交流が継続的に実施されている（資料 8-25～27）。また、2015（平成 27）年からは、アイルランドの RCSI と活発な交流が行われている（資料 8-29～30）。

②改善すべき事項

国際交流については海外の大学との連携協定が進み、学生の交流も進展しているが、単位の取得や単位互換については、その導入が一部に限られており、拡大が必要となっている。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学生及び教職員の海外の大学との交流促進及びそれに向けた制度の検討と改善を計画している。例えば、薬学部のカリキュラムが過密なため、学部生の海外留学が難しい状況にある。そのため、夏期休暇期間等を利用した短期留学制度の検討について平成 29 年度の事業計画案（資料 8-32、2 頁 3(3)）に掲げている。

②改善すべき事項

留学する学生の単位取得や単位互換の実現に向け、海外協定校から教員を招聘する等、英語による授業の導入を行っていく。

４．根拠資料

8-1　星薬科大学ビジョン2025 - 2030（既出　資料1-4）
8-2　星薬科大学産学官連携ポリシー
8-3　星薬科大学グローバル化ポリシー
8-4　学校法人星薬科大学規程集 目次
8-5-1　認定薬剤師研修機関認証状
8-5-2　平成28年度開催講座（既出　資料4-4-7）
8-5-3　認定薬剤師数［実地調査時公開資料］
8-5-4　星薬科大学講演会等開催報告書
8-5-5　平成28年度第1回認定薬剤師研修制度委員会議事録
8-6-1　学校薬剤師会登録者
8-6-2　学校薬剤師活動報告書
8-7-1　くすりと健康フェア2016
8-7-2　平成28年度第13回教授会議事要録（抄）
8-8-1　平成28年度星薬科大学公開講座「薬草見学会」
8-8-2　平成28年度星薬科大学公開講座「先端科学創造シンポジウム」
8-8-3　星薬科大学報第84号　24～25頁
8-9　平成27年度 区内大学等パートナーシップ協議会議概要
8-10　平成28年度第7回教授会議事要録（抄）
8-11　平成27年度事業報告書　27頁
8-12　星薬科大学薬用植物園案内（資料　既出7-53）
8-13　平成27年度学外入園者名簿［実地調査時公開資料］
8-14　品川区立図書館資料選定アドバイザー委託契約書
8-15　平成27年度受託研究契約及び共同研究契約［実地調査時公開資料］
8-16　星薬科大学先端生命科学研究所規程（既出　資料2-5）

8-17　平成27年度 事業報告書（既出　資料1-5）
8-18　学術交流協定書
8-19　4大学連携教育研究協定書（既出　資料4-2-7）
8-20　平成28年度 4大学院連携 がんチーム医療WSスケジュール（既出　資料4-2-8）
8-21　星薬科大学報第84号　21頁
8-22　日本医科大学付属病院における研修
8-23　薬局における研修
8-24　星薬科大学ホームページ「データで見る星薬科大学」
（URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/pdf/data_2015.pdf ）
8-25　星薬科大学報第82号　23頁
8-26　星薬科大学報第82号　22頁
8-27　平成27年度第18回教授会議事要録（抄）
8-28　平成27年度第24回教授会議事要録（抄）
8-29　星薬科大学報第83号　24頁
8-30　星薬科大学報第 84 号　22 頁
8-31　星薬科大学報第83号　25頁
8-32　平成 29 年度事業計画案

第９章 管理運営・財務

９－１　管理運営

１．現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本法人では、建学の精神と理念・目的に基づく教育研究活動を永続的に発展させるため、将来ビジョン検討委員会における検討及び評議員会における諮問を経て、2014（平成 26）年 5 月に、理事会において 2025 年から 2030 年を見据えた中長期ビジョン「星薬科大学ビジョン 2025－2030」を策定した（資料 9-1-1）。

その中で、管理運営の方針を、「建学の精神を永続的に実現していくため、業務の効率化、ガバナンスの強化、人材育成、安全防災対策、情報セキュリティー対策等を積極的に進めるとともに、経営基盤を充実・強化し、社会の変化に対応できる大学経営を目指す。」と定めている。

「星薬科大学ビジョン 2025－2030」については、教授会、事務責任者による連絡会（部課長ミーティング）等を通して職員に周知するとともに、ホームページにも掲載している（資料 9-1-2）。

本法人の業務の最終的な意思決定機関は理事会である。理事会の運営については、寄附行為に規定されている(資料 9-1-3）。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する（寄附行為第 18 条第 2 項）。理事長は、法令及び寄附行為に定める職務を行い、本法人の業務を総理し、本法人を代表する（同第 13 条）。

理事のうちから副理事長及び常務理事を置くことができ（同第 9 条第 2 項）、副理事長及び常務理事は、理事長が理事のうちから指名する（同第 9 条第 3 項）。

副理事長は、あらかじめ理事長が定めたところにより、理事長を補佐して本法人の運営に当たり、各理事との調整を図る。また、法人の業務のうち理事長から付託された事項を執行する（同第 14 条第 1 項）。常務理事は、あらかじめ理事長が定めたところにより，法人の業務を処理する（同第 14 条第 2 項）。

2016（平成 28）年 5 月 1 日現在、理事 12 名（理事長及び副理事長を含む）及び監事 3 名が選任されている（資料 9-1-4）。

理事会は、原則として月 1 回定時に開催されている(寄附行為第 18 条第 2 項)。理事会の議題については、事前に「法人経営連絡会」にて調整される。法人経営連絡会は、理事長の諮問に応じ、学校法人に係る人事、大学の運営に必要な事項について調査、検討、理事会に係る議題の調整を行う機関である（資料 9-1-5）。2016（平成 28）年 5 月 1 日現在の構成員は、副理事長、理事 5 名、監事 1 名、事務局長、総務部長である。法人経営連絡会終了後、議長（副理事長）及び事務局長が理事長に諮り、副学長（職員選出理事）及び事務局長が学長に報告する。

理事会における議題、報告事項は、原則として、教学に関わる事項については教授会または研究科委員会の議を経て、また管理に関わる事項については、「事務連絡会」等の議を経て諮られる。「事務連絡会」は校務の円滑化を図るため設置された機関で、事務部門の長により構成され、学長が議長を務める(資料 9-1-6)。事務連絡会は学長の諮問に応じ、事務職員人事及び校務の運営に関する事項を審議する。

理事会の審議結果については、理事会直後の教授会にて学長から報告され、教授会議事要録等を通して教職員に周知される。また、事務局の事務責任者による部課長ミーティング（毎月1回開催）にて事務局長から報告され、各事務部署内で事務職員等に周知される。

教授会の審議事項については、星薬科大学教授会規程第 5 条に定められており、2015（平成 27）年の学校教育法の改正を踏まえ、入学、単位認定等学長が決定を行うにあたり意見を述べるものと、教員人事、学則等学長の求めに応じ意見を述べることができるものに分類されている（資料 9-1-7）。教授会の審議事項の一部は各種委員会（資料 9-1-8）に付託することができるが、委員会の審議の結果は、教授会の承認を得る必要がある。

本学の管理・運営については、外部委員を含む大学評価委員会において定期的に検証し、その結果を理事会の議を経て、改善につなげている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

学内諸規程は、学内専用サーバー上の「学校法人星薬科大学規程集」に掲載され、職員は、学内 LAN に接続したパソコンから常時閲覧できる（資料 9-1-9）。諸規程の改廃は、原則として、関係する部署が案を作成し、事務連絡会及び教授会の議を経て、理事会にて決定後、施行される。関係法令の制定または改正については、関係省庁からの通知等に基づき、関係省庁主催の説明会への参加等を経て学内諸規程を改正し、運用している。規程の規程集への掲載については総務部が担当している。

規程の制定及び改正については、教授会、事務連絡会等での報告を通して、全職員に周知されるほか、就業規則、研究不正防止等、特に規程の内容の周知徹底が必要な規程については、説明会を開催している（資料 9-1-10）。

学長の権限と責任については、「星薬科大学決裁権の行使に関する規程」（資料 9-1-11）、「星薬科大学教授会規程」（資料 9-1-7）に規定しているほか、「学校法人星薬科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程」第 4 条（資料 9-1-12）等、個別に定めている。また、副学長を置く場合の権限と責任については「副学長に関する内規」（資料 9-1-13）及び「星薬科大学決裁権の行使に関する規程」の他、「学校法人星薬科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程」第 5 条等、個別に定めている。本学は薬学部のみの単科大学で、学部長は置いていない。

「星薬科大学大学院学則」第 25 条において、大学院研究科に研究科委員会を置き、委員長には学長を当てることを定めている（資料 9-1-14）。研究科委員会における学長の決定事項に関しては「星薬科大学大学院学則」第 28 条に定めている。

2016（平成 28）年 5 月 1 日現在、教授 2 名が職員選出の理事に選任されており、そのうち 1 名は副学長が務めている。両理事は、理事会の議題の事前調整機関である「法人経営連絡会」の構成員でもあり、学務に係る事項について学長を補佐している。

学長の選考方法については「星薬科大学学長選任規程」（資料9-1-15）に定めている。学長の選考基準は「学長は、学の内外を問わず、人格高潔で、薬学等の学識及び経営能力にすぐれ、教育研究の経験者で、教育行政に関し十分な識見と熱意を持ち、本学の建学の精神を尊重する者とする」と定めている（同規程第2条）。学長の選考過程においては、先ず理事長が学長候補者選考委員会を設置する。選考委員は、理事2名、講師以上の教員4名、学外の評議員3名、学識経験者2名で構成され、多面的意見が反映されるよう図られてい

る。学長候補者選考委員会から報告のあった複数の学長候補者について、最終的に理事会にて学長予定者を選任し、当該者の承諾を得て理事長が任命することとしている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

学校法人星薬科大学が設置する事務組織、職制及び職務に関する事項は「事務組織規程」（資料 9-1-16）に定め、各部の係の編成と事務分掌については「事務分掌規則」（資料 9-1-17）に定めている。事務組織は、管理系業務を担う部署（総務部、経理部、管財部）、学務を担う部署（教務部、学生支援部）及び附属施設としての業務を担う部署（図書館、薬用植物園、保健管理センター、イノベーションセンター）に分かれる。

【事務管理組織図（星薬科大学事務組織規程　別図）】 平成 28 年 5 月 1 日現在

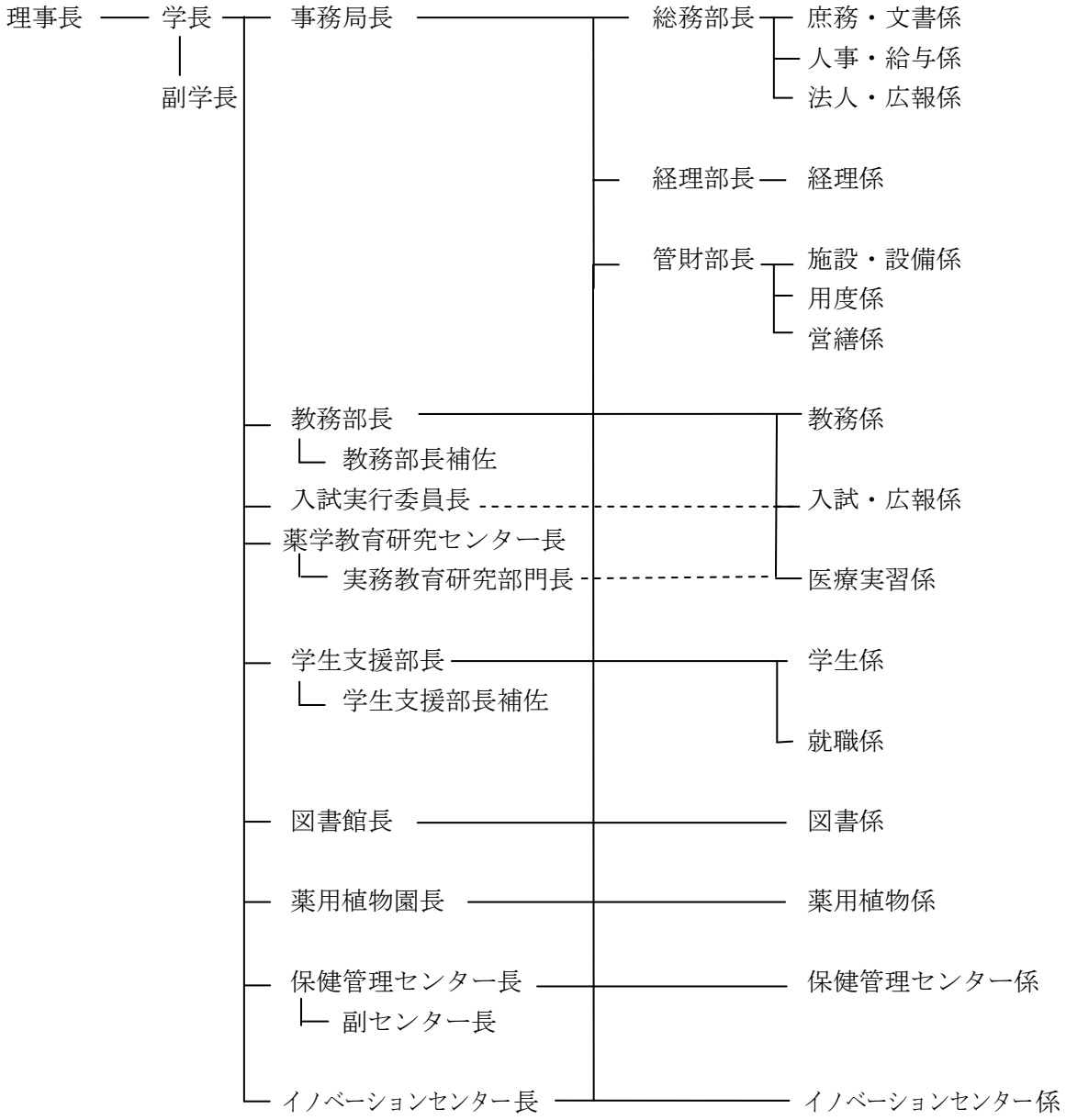

単科大学である本学の規模から、法人の事務局は別に設けておらず、管理系部署の職員が法人業務を兼務している。事務局長は、理事長の指示を受け、事務全般を統括するとともに、学長を補佐する。管理系部署の長は事務職員が務め、教学系部署及び附属施設の長は教員が兼務している。

2016（平成 28）年 5 月 1 日現在の事務局の人員は、事務職員 41 名、技術職員（看護師、労務職員）4 名である。このうち、嘱託職員は 6 名である（資料 9-1-18）。2014（平成 26）年度から導入した人事評価制度（資料 9-1-19、資料 9-1-20）に基づき、業務分担の適正、人材育成の観点等を踏まえた人事異動を行ない、人員配置の適切性を図っている。

また、「星薬科大学ビジョン 2025－2030」において、ビジョン実現のための基本的方向として業務の改善・効率化を定めており（資料 9-1-1、5 頁）、各年度の事業において事務機能の改善・業務内容の多様化への対応に取り組んでいる。具体例としては、教職員の教育情報共有のサイト「HoPS」の開設（平成 26 年度）（学籍名簿等の資料を保存）（資料 9-1-21）、教職員でファイルを共有できるネットワーク共有フォルダ「HOSHIKYOYU」の開設（平成 27 年度）（教授会及び研究科委員会の議事要録や各事務部署作成の様式、資料等を保存）、さらに、限られた人員を有効活用し、業務の効率化、学生サービスの向上を図るため、学生部と就職部を統合（平成 28 年度）、図書館業務を効果的・効率的に運用するため、図書館業務の一部外部委託化（平成 28 年度）等を行っている（資料 9-1-22、18 頁 1②(4)）。

職員の採用・昇格等に関しては、「事務職員及び技術職員の選考規程」（資料 9-1-23）及び「事務職員の昇格昇任に関する内規」（資料 9-1-24）に基づき、平成 26 年度に導入した人事評価制度を踏まえ、上述の「事務連絡会」における審議を経て、理事会において決定している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学では、人事評価制度について、ワーキンググループでの検討及び人事評価制度検討委員会（外部委員も参加）の審議を経て、理事会決定により、「星薬科大学事務職員等人事評価実施規程」等を 2013（平成 25）年度末に定めた（資料 9-1-19、資料 9-1-20）。事務職員の人事評価制度の目的については、同規程第 1 条に、職員の能力、実績を客観的かつ公正に評価し、職員の処遇及び人材育成へ適切に反映させるとともに、職員の意識の高揚並びに組織の活性化及び発展に資することと規定している。2014（平成 26）年度から、全職員を対象に人事評価制度を試行的に導入し、2016（平成 28）年度からは、人事評価結果を本格的に昇給、勤勉手当等の処遇に反映させている（資料 9-1-25）。

人事評価は大きく業績評価と能力評価に分かれ、自己評価、評価者との面談、一次評価、二次評価、調整会議等を経て最終的に理事会において決定される。業績評価については、各部署の責任者（評価者）が策定した各年度の業務計画を基に、職員が当該年度の業務目標を作成し、年度の途中において見直しも行っている。最終的な人事評価結果は、期末手当及び昇給のほか、昇進、昇格にも反映される。また、面談、研修等を通して、人材育成にも活用されている。

本学では、事務職員、技術職員を対象に、「星薬科大学 SD 委員会規程」（資料 9-1-26）に基づき、スタッフ・ディベロップメント（SD）を積極的に推進し、管理運営や教育・研究支援等の資質を向上させることを目的として、星薬科大学 SD 委員会を設置し、毎年複数回の SD 研修会を開催している（資料 9-1-27）。また、大学設置基準等の一部改正（平成 29 年 3 月 31 日公布）を踏まえ、SD の実施に係る方針を定め、「事務連絡会」、部課長ミーティングを通して、各部署に周知している（資料 9-1-28）。

２．点検・評価

＜基準 9－1 の充足状況＞

大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定め、明文化された規程に基づいて管理運営を行っている。また、大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能している。 さらに、人事評価制度や SD 研修等を通して事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じている。以上のことから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1）2014（平成 26）年度に導入された人事評価制度は、2015（平成 27）年度の試行期間を経て、2016（平成 28）年度に本格導入された。人事評価結果は、勤勉手当及び昇給等の処遇へも反映され、実効性を備えた制度となっている（資料 9-1-25）。人事評価は、評価者（所属長）と被評価者（職員）による複数の面談を通して実施されており、所属長と職員との意思疎通を通して、業務の改善、人材育成を図る機会になっている（資料 9-1-20　第 6 条）。また、人事評価の内、能力評価については、評価に際し、職位ごとに参考とすべき具体的な事例をチェック項目として掲げており、業務上発揮される能力について、具体的な改善の基準となっている（資料 9-1-29）。さらに、人事評価の結果、業務上改善の必要がある職員の状況が客観的に明らかになった（資料 9-1-30）。

2）規程の改正については、関連法令の改正に係る行政機関からの通知の受領、規程改正を審議する教授会、理事会の運営、改正規程のホームページ掲載、職員の周知に至るまで、ほぼ全ての過程の業務を総務部が担当しており、円滑な運営が実現できている（資料 9-1-17　第 4 条(2)(5)(12) 、第 5 条(1)(12)）。

②改善すべき事項

1）人事評価制度は、2016（平成 28）年度に本格的に導入されたばかりであり、評価基準等については、業務内容に応じた、より緻密で公平な制度を目指す必要がある。

2）人事評価制度の実施、超過勤務時間数の分析（資料 9-1-31）等を通して、業務の見直し、部門間の業務量の均衡化、業務量に合った適正な人員配置等の改善すべき点が明らかになった。この結果を踏まえ、部門間の業務の適正化や人員配置の適正化を図る必要がある。

3）リスク管理については、規程化の範囲を見直し、対応手続にも配慮した規程化等により、リスク管理の一層の向上を図る必要がある。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

PDCA サイクルに基づき人事評価制度の改善を行い、制度の見直しも含めて人事評価の適切な処遇への反映方法の検討を計画している。また、人事評価の結果、業務上改善の必要がある職員に対しては、面談等を通して改善を促すとともに、必要な研修を実施する計画である。さらに、教職員全体についても、人事評価を踏まえ、人材の育成のための研修を実施する計画である。

②改善すべき事項

1) 人事評価制度の評価基準等については、職員への説明会開催、関係者からの意見聴取を踏まえ、人事評価制度検討委員会等における検討に基づき、継続的に改善を進める予定である。
2) 業務の見直し、部門間の業務量の均衡化、業務量に合った適正な人員配置等については、業務監査を実施の上、改善する計画である（資料 9-1-32）。
3) リスク管理に関する規程を包括的に見直し、その範囲、内容の適正を図っていく。

４．根拠資料

9-1-1　星薬科大学ビジョン 2025－2030（既出　資料 1-4）
9-1-2　星薬科大学ホームページ（「星薬科大学ビジョン 2025－2030」）
（URL：http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/pdf/hoshiUniversity_vision.pdf）
9-1-3　学校法人星薬科大学寄附行為
9-1-4　役員名簿（2016（平成 28）年 5 月 1 日現在）
9-1-5　法人経営連絡会規程
9-1-6　事務連絡会規程
9-1-7　星薬科大学教授会規程（既出　資料 3-9）
9-1-8　平成 28 年度 役職者及び各種委員会一覧（既出　資料 2-6）
9-1-9　星薬科大学ホームページ（「星薬科大学規程」）
9-1-10　就業規則改正及び研究不正防止説明会案内
9-1-11　星薬科大学決裁権の行使に関する規程
9-1-12　学校法人星薬科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程
（既出　資料 7-40）
9-1-13　副学長に関する内規
9-1-14　星薬科大学大学院学則（既出　資料 1-7）
9-1-15　星薬科大学学長選任規程
9-1-16　星薬科大学事務組織規程（既出　資料 6-1）
9-1-17　星薬科大学事務分掌規則（既出　資料 6-2）
9-1-18　組織別職員配置図
9-1-19　星薬科大学事務職員等人事評価実施規程
9-1-20　星薬科大学事務職員等人事評価実施要項
9-1-21　星薬科大学教育支援サイト HoPS（既出　資料 6-15）
（URL：https://hops.hoshi.ac.jp/ ）

9-1-22　平成 27 年度 事業報告書（既出　資料 1-5）
9-1-23　事務職員及び技術職員の選考規程
9-1-24　事務職員の昇格昇任に関する内規
9-1-25　給与規程（抜粋）（既出　資料 3-32）
9-1-26　星薬科大学 SD 委員会規程
9-1-27　平成 27、28 年度 SD 研修会（テーマ、開催案内）
9-1-28　SD 実施方針
9-1-29　2016 年度能力評価チェック項目
9-1-30　2015（平成 27）年度 人事評価結果［実地調査時公開資料］
9-1-31　2016 年 11 月度 事務職員超過勤務について
9-1-32　平成 28 年度第 9 回理事会議事要録（抜粋）

９－２　財務

１．現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学は、教育研究を安定して遂行するために、必要かつ十分な財政的基盤を確立している。学生生徒等納付金収入は、2011（平成 23）年度薬学科 6 年制完成により、中長期的な財務計画の上で、安定した収入財源を確保している。

2021（平成 33）年度に本館及び講堂の建替えを長期施設整備計画とし、1992（平成 4）年度から第 2 号基本金の組入れを開始した。2006（平成 18）～2011（平成 23）年度の間、6 年制移行準備のため施設設備整備を優先し組入れを中断したが、2012（平成 24）年度以降、毎年 2 億円の組入れを再開し、将来の教育研究施設充実のための資金確保に努めている。

この 5 年間、毎年 5 億円程度の国庫補助金を受けた（資料 9-2-1）他、科研費、研究助成金、受託事業費等の外部資金を積極的に獲得してきた。

「事業活動収支計算書関係比率・消費収支計算書関係比率（法人全体）」（大学基礎データ　表 6）で見ると、学生生徒等納付金比率は、2014（平成 26）年度 79.9%（全国平均値 83.9%）、寄付金比率は同 1.2%（全国平均値 0.7%）を示す等、安定的に推移している。過去 5 年間の平均値の人件費率は 36.0%（全国平均値 52.6%）、教育研究経費比率は 39.3%（同平均値 31.1%）、事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）は 19.0%（同平均値 5.0%）となっており、費用を抑制しつつ、教育研究のために必要な資金を手当てする等、収支バランスの取れた財政運営を行っている。

（＊全国平均値は、日本私立学校振興・共済事業団「5 カ年連続財務比率表（医歯系法人を除く）数値」『平成 27 年度版　今日の私学財政』（資料 9-2-2）

「貸借対照表関係比率」（大学基礎データ　表 8）で見ると、2015（平成 27）年度末の純資産構成比率（自己資金構成比率）は 92.5%（同 87.5%）、また繰越収支差額構成比率（消費収支差額構成比率）は△16.4%（同△12.9%）である。繰越収支差額構成比率（消費収支差額構成比率）は 2011（平成 23）年度は△25.8%であり、着実に縮小している。固定比率は 97.8%（同 98.8%）、流動比率は 301.6%（同 253.2%）、総負債比率は 7.5%（同 12.5%）、負債比率は 8.1%（同 14.3%）、基本金比率は 98.7%（同 97.1%）である。

基本金の組入額は、2011（平成 23）年度 140 百万円、2012（平成 24）年度 507 百万円、2013（平成 25）年度 671 百万円、2014（平成 26）年度 663 百万円、2015（平成 27）年度 448 百万円と順調に資産を増加させている（資料 9-2-1）。

なお、この 5 年間、当年度収支差額（消費収入超過額）については収入超過を維持している（資料 9-2-1）。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学では、予算編成について「学校法人星薬科大学経理規程」（予算委員会）第 44 条の 2 及び（予算の編成）第 45 条に定めている（資料 9-2-3）。

理事会は「予算編成の基本方針」（資料 9-2-4）を決定し、概ね毎年 10 月上旬までに予

算執行責任者及び経理部長に対して通知する。経理部長は、教授会で「予算編成の基本方針」を説明し、各予算執行責任者に対して予算要求書様式を配付し、10 月下旬に予算要求書の提出を受付ける。財務担当理事は、11 月に各予算執行責任者に対しヒアリングを実施した上で、予算案を作成し、12 月の予算委員会（資料 9-2-5）に諮り、最終的には、評議員会の意見を聴取し、3 月の理事会で予算承認されるシステムを構築しており、適切な予算編成を行っている。平成 27 年度以降は、国の予算編成に倣い、前年度予算額に対し、法令等に係る必須の義務的経費については 10 割以内（但し自然増を加算）、一般的経費については 9 割以内の予算要求額とするとの前提を設けて、各予算執行責任者自身が経費節減を図ること等により、予算編成の効率化につなげている。

予算執行は「学校法人星薬科大学経理規程」（資料9-2-3）及び「学校法人星薬科大学固定資産及び物品の調達・管理規程」（資料9-2-6）に基づき、稟議・決裁の上で、契約及び発注を行っている。Web上に設けた掲示板に、経理規程等の規則に加えて、執行ルールや手続きを記載した「経理ハンドブック」（資料9-2-7）を掲載して教職員がアクセスすれば何時でも確認できる体制を構築する等執行ルールの明確性は確保できている。特に、新任教職員に対しては説明会を開催し、適切な予算執行を図るよう取組んでいる。出金・入金処理については、経理部担当者が、出金・入金伝票の内容をチェックし、金額等入力後、経理部長が精査し、事務局長が最終承認を行っている。

本学における監査は、私立学校法第37条第3項および学校法人星薬科大学寄附行為第17条に基づく監事による監査、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査法人による会計監査を受けており、決算における監査結果は適正であるとの「監査報告書」を頂いている。

監査法人による会計監査は、有限責任監査法人トーマツと契約を交わし、期中監査（会計方針確認、固定資産管理状況・会計処理・学納金収入・費用支出・入出金の検証等）及び期末監査（現金・有価証券実査、勘定残高監査、計算書類検討等）が行われている。期中において不明な点が生じた際には、監査法人と経理担当部署が意見を交わしながら正しい会計処理を行っている。会計監査の状況について監査法人と監事との間で意見交換が行われ、その連携も踏まえて適切な指導助言を受けており、実効性の高い監査を受けている。

さらに、公的研究費の使用を中心に、「学校法人星薬科大学内部監査規程」に基づく監査員による内部監査を実施しており、監事、公認会計士及び内部監査員による三者三様の監査が実施され、それぞれ連携を深めるため、情報交換の場がもたれている。

予算管理については、各予算執行部署による自己管理を原則としているが、経理部より「部署予算実績表」（資料 9-2-8）を配付、また問い合わせの都度、執行状況を回答する等予算の把握に努めている。

決算関係については、監査法人トーマツから明確かつ厳格な基準による監査を受けている（資料 9-2-9）。また、監事は、計算書類、帳票類等のチェックを行い、「監査報告書」として、評議員会、理事会に提出している（資料 9-2-10）。「計算書類」（資料 9-2-11）を毎年 6 月までに本学ホームページに掲載する等迅速な情報公開を行っている。

2014（平成 26）年度以降、当該年度を含む過去 3 年度分の予算・実績を予算要求書様式（資料 9-2-12）に記載し、実績に乖離した過剰な予算要求を抑制するとともに、ヒアリングの際、過年度予算の効果や課題について、各予算執行責任者に説明を求めている。

２．点検・評価

＜基準 9－2 の充足状況＞

事業活動収支差額比率（帰属収支差額比率）については、2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度まで 5 カ年度の平均値は 19.0%であり、また、繰越収支差額構成比率（消費収支差額構成比率）は△25.8%から△16.4%へと着実に縮小し、基本金組入前収支差額（帰属収支差額）は 43.1 億円の累積黒字を計上する等、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1）勘定科目毎に区分された月次決算表（資料 9-2-13）を作成し、予算の執行状況を点検の上、毎月、理事会で報告している。また、次年度予算の作成時には当該年度の決算予想を行い、予算との整合性をチェックする等、厳格な予算管理の体制を構築している。

2）外部資金については、補助金、科研費、研究助成金、受託事業費等、積極的に導入している。2014（平成 26）年度に文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業や農林水産省革新的技術創造促進事業等の大型プロジェクトを獲得した他、科研費については、2013（平成 25）年度 56,157 千円、2014（平成 26）年度 69,823 千円、2015（平成 27）年度 62,866 千円の配分があった。

3）「事業活動収支計算書（消費収支計算書）」関係比率は、概ね良好な水準である。収支の均衡を失しない限り高いことが望ましいとされる「教育研究経費比率」は、2014（平成 26）年度以降 40%を超え、教育研究活動の維持・発展のために必要な資金が手当てされている。

4）決算時においては、監査法人と監事が意見交換を行い、決算に対する適切な指導、助言を受けている（資料 9-2-10）。

5）2009（平成 21）年度に「資産運用規程」（資料 9-2-14）を設け、安全、確実な運用に努めており、2015（平成 27）年度は 9,315 千円の受取利息・配当金収入を確保した。

6）本館及び講堂の建替えのために第 2 号基本金の組入を行ってきたが、さらに、中長期財務計画の上で、新しい動物センターの機能を有する教育研究施設（8 号館）建設のために特定資産（減価償却引当預金）を積み増し、計画的に資金を手当する等、教育研究目標を達成できる財政基盤が確立された。

7）「学校法人会計基準の一部を改正する省令」（平成 25 年 4 月 22 日文部科学省令第 15 号）が公布され、2015（平成 27）年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成への適用に対応するため、2013（平成 25）年に会計システム及び学費管理システムの更新を行い、部署毎の予算執行について効率的な管理が可能となった。また、併せて、固定資産管理システムを導入し、機器備品等の発注、納品、検収、使用に至る綿密な固定資産管理体制を構築している。

②改善すべき事項

1）教室・研究室における物品の発注・納品・検収体制は、公的研究費の場合を除き、本学の現行基準では一定の取引額まで教室・研究室が担い、事務部門は直接関与していないが、公的研究費以外にも拡大していく必要がある。

2）学生生徒等納付金以外の収入を一層確保する必要がある。
3）予算配賦額と予算執行成果との比較検討を徹底させ、次年度の予算編成に反映させる必要がある。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

近年、当年度収支差額は収入超過を維持し、帰属収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合は着実に縮小している。「星薬科大学ビジョン 2025-2030」実現のための計画策定を平成 29 年度事業計画として検討し、これを受け、財政基盤のさらなる安定確保を図るため、中長期財政計画を策定する予定である。

②改善すべき事項

1）公的研究費については、文部科学省のガイドラインの下、事務部門が関与を深め一層厳しく管理しており、今後、この方法を全ての物品管理へ拡充する体制を構築し、手続きの過誤や不正防止を回避する。
2）学生生徒等納付金以外の収入を一層確保するため、寄付金受入れの環境作りとして、企業、保護者、卒業生、同窓会等関係者（ステークホルダー）との連携強化を図る。
3）予算配賦額と予算執行成果との比較検討を徹底させ、次年度の予算編成に反映させるために、費用対効果を測定する仕組みを構築し、より一層効果的かつ効率的な予算執行を進め、更なる教育研究の充実に向けた重点投資を可能にする。

４．根拠資料

9-2-1　計算書類（2010（平成 22）～2015（平成 27）年度）【紙媒体】
9-2-2　5 カ年連続財務比率表（医歯系法人を除く）
9-2-3　学校法人星薬科大学経理規程
9-2-4　予算編成の基本方針
9-2-5　予算委員会内規
9-2-6　学校法人星薬科大学固定資産及び物品の調達・管理規程
9-2-7　経理ハンドブック(既出　資料 7-48)
9-2-8　部署予算実績表
9-2-9　独立監査人の監査報告書（2010（平成 22）～2015（平成 27）年度）【紙媒体】
9-2-10　監査報告書（2010（平成 22）～2015（平成 27）年度）【紙媒体】
9-2-11　星薬科大学ホームページ（［計算書類掲載ページ」）
9-2-12　予算要求書
9-2-13　月次決算表
9-2-14　資産運用規程
9-2-15　財産目録
9-2-16　5 カ年連続資金収支計算書(大学部門)（2014(平成 26)年度まで）［資料 9］
9-2-17　5 カ年連続資金収支計算書(大学部門)（2015(平成 27)年度以降）［資料 9-2］
9-2-18　5 カ年連続資金収支計算書(法人全体)（2014(平成 26)年度まで）［資料 10］

9-2-19　5 カ年連続資金収支計算書(法人全体) (2015(平成 27)年度以降) [資料 10-2]
9-2-20　5 カ年連続消費収支計算書(大学部門) (2014(平成 26)年度まで) [資料 11]
9-2-21　5 カ年連続事業活動収支計算書(大学部門)(2015(平成 27)年度以降)[資料 11-2]
9-2-22　5 カ年連続消費収支計算書(法人全体) (2014(平成 26)年度まで) [資料 12]
9-2-23　5 カ年連続事業活動収支計算書(法人全体) (2015(平成 27)年度以降)[資料 12-2]
9-2-24　5 カ年連続貸借対照表(2014(平成 26)年度まで)[資料 13]
9-2-25　5 カ年連続貸借対照表(2015(平成 27)年度以降) [資料 13-2]

第１０章　内部質保証

１．現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、内部質保証の方針を、「本学の教育研究水準の向上を図り、設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するものとする」と、星薬科大学学則第 2 条及び星薬科大学大学院学則第 3 条において定めている（資料 10-1、資料 10-2）。

学則及び大学院学則に規定する自己点検・評価に関わる事項を検討するため、従来より、「星薬科大学自己評価委員会規程」（資料 10-3）に基づき自己評価委員会を設置していたが、2012（平成 24）年度には、一般社団法人薬学教育評価機構による薬学教育評価の受審を通して教育研究体制の改善・改革を図るため、新たな委員会（薬学教育評価対応委員会）を設置した。さらに、2015（平成 27）年度には、自己評価委員会を自己評価ワーキンググループとして、また、薬学教育評価対応委員会を薬学教育評価対応ワーキンググループとして改組するとともに、両ワーキンググループの上部委員会として大学評価委員会を設置した（資料 10-4、4 頁）。大学評価委員会の委員長は学長、副委員長は副学長とし、2016（平成 28）年 5 月 1 日現在、2 名の外部委員を含む 6 名の委員により構成されている（資料 10-5）。2016（平成 28）年度には、大学評価に対応するため、従来の自己評価ワーキンググループは、大学基準協会評価ワーキンググループに改組された（資料 10-6、3 頁）。

＜2016（平成 28）年度自己点検・評価組織＞

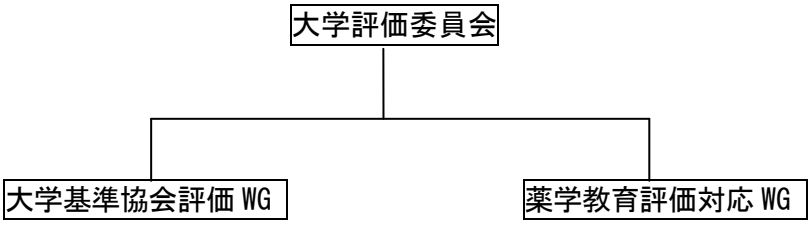

本学は、従来から大学基準協会の大学基準に基づき設定された点検・評価項目に準じて自己点検・評価を行っている（資料 10-7）。また、2012（平成 24）年度以降は、薬学教育評価対応委員会（現、薬学教育評価対応ワーキンググループ）により、薬学教育評価機構の評価基準に準じた自己点検・評価を行っている（資料 10-8、資料 10-9）。

大学独自の自己点検・評価については、各項目に係る業務を担当する部署の担当者が素案を作成し、各部署の責任者による確認を経て自己評価委員会で取りまとめられる。その後、学長、自己評価委員長、事務局長等の検討を経て内容が確定される。薬学教育評価に係る自己点検・評価については、ワーキンググループの担当者を中心に素案の作成を行い、ワーキンググループにおける検討の後、教授会及び大学評価委員会の審議を経て、理事会にて検討される（資料 10-10-1～4）。今回申請する大学評価に係る自己点検・評価につい

ても同様の手順で実施されている（資料 10-11）。

自己点検・評価の結果については、1995（平成 7）年 12 月に初めて「平成 6 年度星薬科大学自己点検評価報告書」を刊行し、第 3 号からは隔年度で、2008（平成 20）年度以降は 3 年度分を集約し刊行している（資料 10-7）。2010（平成 22）年度には、大学基準協会の認証評価を受審し、同協会の大学基準に適合していることが認定された（資料 10-12）。これら自己点検評価の結果については、本学ホームページにて公開している（資料 10-13）。また、薬学教育評価に係る自己点検・評価として、2009（平成 21）年度に「自己評価 21」を実施し、その後、本評価受審を念頭に、本学独自に 2013、2014（平成 25、26）年度版自己点検評価「自己評価 25－26」を実施し、いずれも本学ホームページにて公開している（資料 10-13）。さらに、2015（平成 27）年度には、2016（平成 28）年度の本評価受審のための自己点検・評価を実施した（資料 10-9）。

以上に加え、学校法人星薬科大学内部監査規程（資料 10-14）に基づき、年 2 回、科研費及びその他の公的補助金の使用等に係る内部監査を実施し、教授会及び理事会にて報告している（資料 10-15～18）。また、星薬科大学研究倫理規程（資料 10-19）に基づき、研究倫理審査も適切に実施しており、その結果については本学ホームページにて公開している（資料 10-20）。その他、各年度の事業報告書、財務に係る計算書類等は、本学ホームページにて公開しており（資料 10-21）、窓口で閲覧の請求がある場合は総務部または経理部にて対応することになっている。

本学の諸活動については、上述の事業報告書等に加え、年 2 回発行する学報に掲載し、学生、学生の父母、同窓生、教職員、理事、監事、評議員等に配付している他、本学ホームページにも公開している（資料 10-22）。また、2013（平成 25）年度からは、本学の教育、研究、社会貢献、収入・支出予算額等の基本情報をコンパクトにまとめた「HOSHI UNIVERSITY DATA／データで見る星薬科大学」を毎年度作成し、実務実習施設等の関係者に配付する他、本学ホームページにも公開している（資料 10-23）。同窓会に対しては、理事会、評議員会の主な報告事項及び議題等（資料 10-24）について、また、学生の父母会である揺籃会に対しては、相談会等において大学の現状、就職、薬剤師国家試験対策等、さまざまな情報を提供している（資料 10-25　「揺籃会」4.父母相談会の開催）。学外からの問合せに対しては、広報を担当する総務部を中心に検討の上、必要に応じ稟議や広報委員会、理事会等の審議を経て公開する体制が取られている（資料 10-26）。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

前述のとおり、星薬科大学学則第 2 条及び星薬科大学大学院学則第 3 条において、本学の教育研究水準の向上を図り、設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表することを定めている（資料 10-1、資料 10-2）。

点検・評価の実施に関しては、従来より「星薬科大学自己評価委員会規程」（資料 10-3）を定め、2016（平成 28）年 5 月 1 日現在は、同規程に準じ、大学基準協会評価ワーキンググループ及び薬学教育評価対応ワーキンググループ並びにそれらの上部委員会である大学評価委員会を設置している（資料 10-6）。

自己点検・評価の結果、改革、改善が必要な事項については教授会及び理事会の審議を

経て実施される。自己点検・評価の過程においても各ワーキンググループ等により喫緊に解決すべき課題であると判断された事項は、報告書の完成を待たずに教授会及び理事会に諮られ、改善、改革が行われる。

大学基準協会評価ワーキンググループは、副学長、教員役職者及び事務局長、総務部長等により構成され、薬学教育評価対応ワーキンググループは、副学長、教員役職者及び総務部長等により構成されている（資料 10-27）。また、大学評価委員会では、学長が委員長に、副学長が副委員長に任命されている（資料 10-5）。副学長及び教員役職者は、全員教授会の構成員であり、また、学長及び副学長は理事を務めており、教授会及び理事会との連携を図りつつ、自己点検・評価の結果を改善、改革に反映させる体制が構築されている。

自己点検・評価を経て、近年行った主な改革、改善点は次のとおりである。

1) 薬学科の教育研究上の目的を定期的に検証するために、本学教務部委員会にて定期的に検証する体制を整え、検証を実施した。
2) 薬学教育カリキュラムの構築と必要な変更を速やかに行うために、カリキュラム検討委員会にて迅速に対応する体制を整備し、カリキュラムの改定を実施した。
3) 新カリキュラムでは、医療過誤、医療事故の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師として招聘した。
4) 事前実習の終了時期と実務実習の開始時期が離れる学生に対して、事前実習の到達度を精査するために、平成 27 年度から直前講習会を実施し到達度を確認した。
5) 「医療薬学特別実習」における問題解決能力の向上を適切に評価するための資料を充実させるために、教務部委員会での検討により、卒業論文の作成要項・評価基準を整備した。そして、これに基づく卒業論文作成や卒業研究発表などを通して、問題解決能力の向上を図るとともに適切な評価を実施した。（資料 10-9、148 頁下から 14 行目以降）
6) 臨床現場での様々な技術的知識や情報を学部及び大学院教育に取り入れるため、薬剤師としての実務経験者を特任助手として採用した（資料 10-28）。教員自身も基礎と臨床の架け橋となって研究活動を行っている。
7) 学生支援に関する方針が明文化されていなかったので、学生支援部委員会及び教授会の議を経て、「すべての学生が自立した社会人・職業人となり、さまざまな領域・分野で貢献できるよう、学生の多様な個性を尊重しつつ、個々人が自ら将来像を描き、その実現に向けた学修その他の活動を行うために必要な支援を継続的に行うことを目指す。」と定めた（資料 10-29）。
8) グローバル化に対応した国際感覚をもつ薬剤師の育成のために、平成 26 年度から開講されている海外アドバンスト実務実習の制度が軌道に乗り、毎年数名程度の実習生が参加している（資料 10-30）。
9) 学生の基礎学力向上を目的として平成 27 年度に設置された薬学教育研究センター・総合基礎薬学教育研究部門による正規授業時間外の学修指導が実施され、1 年次生の留年率の減少（前年度の 2.14%から 0.35%に減少）に繋がったものと考えられる（資料 10-31、20 頁①(1)）。

その他、教職員、研究者等のコンプライアンス意識の徹底のため、不正行為防止、ハラスメント防止、利益相反等コンプライアンスに関する説明会を毎年開催している（資料10-32）。また、前述のとおり「学校法人星薬科大学における公的研究費の管理・監査規程」及び「学校法人星薬科大学内部監査規程」に基づき、公的研究費の使用を中心に内部監査を年 2 回実施し、監査結果について、教授会及び理事会において報告している。さらに、2016（平成 28）年 12 月に、職員の採用時に提出を求めていた誓約書にコンプライアンスに関する条文を追記した上、在籍職員全員に対して再度誓約書の提出を求めている（資料 10-33）。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

前述のとおり、ワーキンググループにより自己点検・評価を定期的に行い、その結果について外部の委員を加えた大学評価委員会による検討を経て、教授会及び理事会の審議に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、設置の目的及び社会的使命を達成するための改革、改善を行っている。

また、2014（平成 26）年度から導入した人事評価制度（資料 10-34-1～6）に基づき、職員は自らの業績、能力について自己点検・評価を行い、所属長による面談、評価等を経て、最終的な評価が決定されている。人事評価結果については、勤勉手当や昇給等の処遇へ反映される（資料 10-35）とともに、面談や研修等を通して人材育成や組織の活性化にも活用されている。

教員の発表論文、著書、学会等の研究業績については、毎年「星薬科大学紀要」（資料10-36）及び「星薬科大学一般教育論集」（資料 10-37）にまとめ刊行している。また、本学の教職員、学生が生産した研究、教育の成果（博士論文、雑誌論文、紀要、研究報告書、教材等）については、2014（平成 26）年から、学術情報リポジトリ「Stella」に電子的に登録・保存し、インターネット上で広く世界に無償で公開・発信している（資料 10-38）。さらに、従来から Web 上の「教員組織と研究業績等」において各教員の研究業績を掲載しているが、2016（平成 28）年度からは、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運用する「researchmap」とリンクするように変更し、記載項目の見直しと閲覧性の向上を図った（資料 10-39）。各教員の研究業績については、「researchmap」上の英語版でも検索できるようにしている。その他、教育研究活動全般については、前述の人事評価制度における評価表の作成において集約されている。過去 6 年間の主な教育研究業績は、資料のとおりである（資料 10-40）。

自己点検・評価については、外部委員を加えた大学評価委員会の審議を経ることになっている。また、人事評価制度については、学外者数名が構成員となる人事評価制度検討委員会（資料 10-41）の審議を経て、理事会で決定することになっており、学外者の意見が反映される仕組みが構築されている。

本学は 2010（平成 22）年度に大学基準協会の認証評価を受審し、大学基準に適合していることが認定されている（資料 10-12）。その際、問題点の指摘に関する助言として 7 件の改善報告が求められたが（資料 10-42）、その内容は教授会及び理事会に報告され、自己点検・評価を行う各部署の責任者、担当者に周知され、指摘事項の改善が進められた。その後、2014（平成 26）年 7 月末日に提出した改善報告書（資料 10-43）に対しては、同

協会から「今回提出された改善報告書からは、これらの助言を真摯に受け止め、意欲的に取り組んでいることが確認できる」との検討結果が通知された（資料 10-44）。

大学基準協会の検討結果の中で、成果が十分表れておらず引続き一層の努力が望まれると指摘された 3 点については、以下のような改善を進めている。

①国際交流の推進

「第 8 章 社会連携・社会貢献」で記述した（80 頁）とおり、ヴュルツブルグ大学（ドイツ）、チュラロンコーン大学（タイ）、Royal College of Surgeons in Ireland（アイルランド）等を中心に学部学生を含めた活発な国際交流を行った（資料 10-45、資料 10-46）。また、2014（平成 26）年度からは、医療人としての見識を広めるとともに、グローバル化に対応した国際感覚をもつ薬剤師の育成のために「(海外)アドバンスト実務実習」を実施しており、毎年数名程度の 5 年次生が、約 4 週間にわたりカナダのバンクーバーにおいて実務実習を行っている（資料 10-30）。さらに、留学生との交流を目的とした「国際交流スペース」を開設している（資料 10-47）。

②薬学研究科における研究指導計画と学位論文審査基準の明示

大学院生に対する研究指導計画と学位論文審査基準については、モデルとなる年次スケジュールと研究指導プロセスを「修学の手引き」に掲載し、学生に提示している（資料 10-48、12 頁）。

③帰属収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合の改善及び中長期財政計画の策定

帰属収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合については、近年改善されているが、さらなる改善に努めている。

継続的な収支均衡と財政基盤強化の推進に向けた中長期財政計画の策定については、その前提となる「星薬科大学ビジョン 2025-2030」実現のための計画策定を平成 29 年度事業計画案（資料 10-49　新規事業 1）で検討しており、中長期財政計画も併せ検討することとしている。

２．点検・評価

＜基準 10 の充足状況＞

本学は、1995（平成 7）年に自己評価委員会を設置し、「平成6年度星薬科大学自己点検評価報告書」を刊行して以来、継続して内部質保証に関するシステムを整備してきた。現在は、自己点検・評価の効率的な実施のために、大学評価に係るワーキンググループ及び薬学教育評価に係るワーキンググループ等に発展的に改組し、自己点検・評価を定期的に実施し、その結果について、学外委員を加えた大学評価委員会を経て、教授会及び理事会で検討する体制が構築されている。また、大学ホームページ、事業報告書、星薬科大学報を通じて点検・評価結果を広く公開するとともに、各種委員会、教授会及び理事会で討議し、大学の改善、改革を推進しており、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

1）6 年制薬学教育における教育の質保証のために導入された「薬学教育評価」の受審を契機として、平成 25 年度から実施してきた自己点検・評価は、「１．現状の説明(2)」に記載したとおり、教育の様々な局面における改善に結びついており、その効果を挙

げている。

2) 平成 27 年度に学校法人星薬科大学内部監査規程（資料 10-14）を制定し、科研費及びその他の公的補助金について、従来から実施していた使用に係る監査に加え、不正行為防止に係る業務監査を実施し、適正に運用されているとの結果を教職員及び役員に報告することができた（資料 10-17～18）。

3) 自己点検・評価活動を踏まえ、3 つのポリシーの見直しを行った（資料 10-50-1～4）。

②改善すべき事項

1) 内部監査については、公的研究費が主な対象となっており、今後は対象を業務全般に広げる等、内部質保証の観点から PDCA を通じたより効果的、包括的な運用が求められる（資料 10-15～18）。

2) 平成 28 年度には一般社団法人薬学教育評価機構の薬学教育評価（資料 10-9）、平成 29 年度には大学基準協会の大学評価を連続して受審することになり、教職員の業務量が増加し、通常業務への影響が考えられるので、今後はマンパワーの確保を含めた評価の体制作りを目指す必要がある。

3) 内部質保証にあたっては、本学の活動に対する学内外からの苦情、意見の申し出に対する体制を構築しておく必要がある。本学では、研究不正防止（10-51　第 6 条）、ハラスメント防止（資料 10-52）、人事評価制度（資料 10-34-6）等については、そのような申し出に対する制度を設けているが、本学の活動全般に係る申し出に対する制度は設けていないことが課題となっている。

３．将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

平成 28 年度に受審した薬学教育評価の評価結果を踏まえ、教育の質の保証の観点から、今後も毎年、自己点検評価を実施することを決定している。

②改善すべき事項

1) 内部監査については、対象を業務全般に広げ、優先順位を付けながら実施し、PDCA を通じてコンプライアンスの徹底、業務の適正化、効率化を図る計画である。

2) 自己点検評価の結果を大学の改革、改善に結びつけるために、FD 委員会や IR 委員会と大学評価委員会との緊密な連携体制を構築することを検討している。

3) 本学の活動全般に係る苦情、意見の申し出を対象とした制度を設ける予定である。

４．根拠資料

10-1　星薬科大学学則（既出　資料 1-2）
10-2　星薬科大学大学院学則（既出　資料 1-7）
10-3　星薬科大学自己評価委員会規程
10-4　平成 27 年度 役職者及び各種委員会一覧（既出　資料 7-29-2）
10-5　平成 28 年度星薬科大学大学評価委員
10-6　平成 28 年度役職者及び各種委員会一覧（既出　資料 2-6）

10-7　自己点検評価報告書　第 9 号
10-8　自己点検・評価書（自己評価 25-26）
10-9　自己点検・評価書（平成 28 年 5 月）
10-10-1　平成 27 年度第 14 回教授会議事要録（抄）
10-10-2　平成 27 年度第 1 回大学評価委員会議事要録
10-10-3　平成 27 年度第 2 回大学評価委員会議事要録
10-10-4　平成 27 年度第 13 回理事会議事要録（抄）
10-11　平成 28 年度第 9 回理事会議事要録（抜粋）（既出　資料 9-1-32）
10-12　大学基準適合認定証
10-13　星薬科大学ホームページ「自己点検・評価」
（URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/johokaiji.php#3 ）
10-14　学校法人星薬科大学内部監査規程
10-15　平成 27 年度第 13 回教授会議事要録（抄）
10-16　平成 27 年度第 7 回理事会議事要録（抄）（既出　資料 7-49-2　）
10-17　平成 27 年度第 25 回教授会議事要録（抄）
10-18　平成 27 年度第 12 回理事会議事要録（抄）
10-19　星薬科大学研究倫理規程（既出　資料 7-31）
10-20　星薬科大学ホームページ「研究倫理委員会　審査結果」（既出　資料 7-32）
（URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/research_ethic_result.php ）
10-21　星薬科大学ホームページ「事業報告書及び財務報告」
（URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/gaiyou/johokaiji.php#2 ）
10-22　星薬科大学ホームページ「星薬科大学学報」
（URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/seikatsu/gakuho.php ）
10-23　星薬科大学ホームページ「データで見る星薬科大学」（既出　資料 8-24）
（URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/pdf/data_2015.pdf ）
10-24　星薬科大学同窓会会報「星薬会報・第 77 号」
10-25　星薬科大学報第 84 号
10-26　稟議書（広報）
10-27-1　平成 28 年度大学基準協会評価ワーキンググループ委員
10-27-2　平成 28 年度薬学教育評価対応ワーキンググループ委員
10-28　採用関係書類［実地調査時公開資料］
10-29　平成 28 年度第 17 回教授会議事要録（抄）
10-30　海外アドバンスト実務実習の実施（既出　資料4-2-9）
10-31　平成27年度 事業報告書（既出　資料1-5）
10-32　コンプライアンスに関する研修会開催通知
10-33　誓約書提出依頼文及び誓約書様式
10-34-1　学校法人星薬科大学人事評価制度検討委員会規程
10-34-2　星薬科大学教員活動評価実施規程（既出　資料 3-24）
10-34-3　星薬科大学教員活動評価実施要項（既出　資料 3-25）
10-34-4　星薬科大学事務職員等人事評価実施規程（既出　資料 9-1-19）

10-34-5　星薬科大学事務職員等人事評価実施要項（既出　資料 9-1-20）
10-34-6　人事評価に関する苦情処理規程
10-35　給与規程（抜粋）（既出　資料 3-32）
10-36　星薬科大学紀要　第 58 号（既出　資料 3-13-1、3-13-2）
10-37　星薬科大学一般教育論集　第 34 輯（既出　資料 3-14）
10-38　星薬科大学ホームページ「学術情報リポジトリ　Stella」（既出　資料 7-19）
（URL ： https://stella.repo.nii.ac.jp/）
10-39　星薬科大学ホームページ「教員組織と研究業績等」（既出　資料 3-12）
（URL ： http://www.hoshi.ac.jp/site/kyoiku/kenkyusosiki.php）
10-40　専任教員の教育及び研究活動の業績（既出　資料 3-16）
10-41　平成 28 年度人事評価制度検討委員
10-42　大学評価（認証評価）結果
10-43　改善報告書
10-44　改善報告書検討結果
10-45　星薬科大学報第82号　22頁
10-46　星薬科大学報第 84 号　22 頁
10-47　星薬科大学報第83号　25頁
10-48　平成 28 年度 修学の手引き（大学院）（既出　資料 1-15）
10-49　平成 29 年度事業計画案（既出　資料 8-32）
10-50-1　平成 28 年度 第 23 回 教授会議事要録（抜粋）及び資料（既出　資料 4-1-12）
10-50-2　平成 28 年度 第 8 回 教務委員会議事要録（既出　資料 4-1-13-1）
10-50-3　平成 28 年度 第 9 回薬学研究科委員会議事要録（既出　資料 4-1-13-2）
10-50-4　星薬科大学大学院 3 つのポリシー（既出　資料 4-1-13-3）
10-51　学校法人星薬科大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程
（既出　資料 7-42）
10-52　星薬科大学ハラスメント防止に関する規程（既出　資料 6-47）

終　章

本自己点検・評価を通して、理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況、優先的に取り組むべき課題及び今後の展望について以下のとおり明らかになった。今後は、それらの点を踏まえ、PDCA サイクルに基づき、さらなる理念・目的、教育目標の達成に取り組むこととする。

１．理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況

本学では、理念・目的、教育目標について定期的に検証した上、それらに基づき、大学運営を行っている。平成 26 年には、建学の精神及び理念・目的に基づく教育研究活動を永続的に発展させるため、「星薬科大学ビジョン 2025－2030」を策定し、本学の目指すべき基本的方向性を定めた。

これらの理念・目的、教育目標及びビジョンに基づき、本学は教育研究に係る組織及び体制を編成、整備し、教育研究活動を行っている。その成果として、高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師や創薬研究・開発に携わる人材を中心として、幅広い領域で活躍する人材を輩出している。また、本学の特色を生かした生涯研修認定制度や産官学連携等、様々な形で教育研究の成果を社会に還元している。さらに、教育研究を支える管理組織、財務においても、理念・目的、教育目標及びビジョンに基づき、適切に運営している。

以上のことから、本学の理念・目的、教育目標は、大学全体でおおむね達成されていると評価される。今後も、時代や社会環境の変化に対応するよう、理念・目的、教育目標の適切性を定期的に検証していく。

２．優先的に取り組むべき課題

本学が優先的に取り組むべき課題として以下の項目が挙げられる。

① 研究活動の推進

2014（平成 26）年度に設置された先端生命科学研究所は、企業等との連携、競争的資金の獲得等により、研究活動を推進しつつある。今後は、同研究所と大学院等との連携を通して、本学全体の研究活動のさらなる活性化を図る。

② 人事評価制度を活用した人材育成の推進

2014（平成 26）年度に導入された人事評価制度について、PDCA サイクルに基づき改善を行い、制度の見直しも含め、人事評価の適切な処遇への反映に努める。また、人事評価結果を踏まえ、人材育成のための研修を実施する。

③ 3 つのポリシーの継続的検証

2016（平成 28）年度に改訂した 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー）について、PDCA サイクルに基づき、継続的に検証を行う。また、FD、SD 研修会等を通して、3 つのポリシーについての教職員の理解をさらに深める。

④ 薬学部の新カリキュラムの検証・改善

2015（平成 27）年度から開始した新カリキュラムについて、創薬科学科は 2018（平成 30）年度に、また、薬学科は 2020（平成 32）年度にそれぞれ完成年度を迎えるため、

検証と改善を通して、より優れた教育内容の提供を図る。

⑤ 大学院薬学専攻のカリキュラム及び教育研究の指導方法の検証・改善

2015（平成 27）年度に完成年度を迎えた大学院薬学専攻の 4 年制博士課程について、今後、カリキュラム及び教育研究の指導方法について検証を行い、改善を図る。

⑥ IR の活用

2015（平成 27）年度に教学 IR 室が設置され、入学者選抜の試験結果に加え、入学後の成績や薬剤師国家試験の結果等を総合的に分析・検証する体制が構築された。今後も調査・分析・検証を継続して行い、教育の改善や入試制度の見直し等に活用する。

⑦ 総合薬科学専攻博士課程の収容定員充足に向けた取組み

収容定員が充足されていない総合薬科学専攻博士課程について、奨学金等の経済的な支援制度の一層の充実をはじめ、研究しやすい環境の整備を行う。また、大学院修了後の進路を考慮し、ポスト・ドクター制度の拡充やテニュアトラック制度の導入等について検討する。さらに、現役の薬剤師として活躍している卒業生等が、社会人大学院生として入学しやすくするために、社会人特別選抜の制度を再検討する。

⑧ 学生の情報を共有する仕組みの構築

入学時から就職まで一貫した学生生活の支援を目指し、個々の学生に対するきめ細やかな指導を実現させるため、「学生カルテ」を導入する。

⑨ 学部学生の国際交流の推進

薬学部のカリキュラムは過密なため、学部学生の海外留学は難しい状況にあるが、夏期休暇期間等を利用した短期留学制度について検討する。

⑩ 内部監査の活用

内部監査について、対象を業務全般に広げ、優先順位を付けながら実施し、コンプライアンスの徹底、業務の適正化、効率化を図る。

３．今後の展望

先進・先端医療の進展や高齢化社会の進行に伴う生活習慣病の増加やクオリティー・オブ・ライフ（QOL）の向上に対する強い関心等、薬学教育に対する社会的ニーズに対応するため、平成 26 年度に設置された先端生命科学研究所を活用して薬学を基礎とした生命・健康分野の研究を推進し、また、専門的知識・技能及び医療人としての倫理観・使命感を持った薬剤師や薬学領域の専門家の養成を目指す。そのため、大学評価及び薬学教育評価を踏まえ、自己点検・評価を継続的に行い、カリキュラム改訂、生涯教育、地域・産学との連携、国際交流等を含めた教育研究活動の改善を実行していく。

また、平成 26 年度に導入した人事評価制度、FD 委員会及び SD 委員会等の活動についても、PDCA サイクルに基づき、さらなる改善を重ね、教育研究活動を支える人材の育成及び組織の活性化に結びつけていく計画である。